

「徳島県地震防災・減災対策行動計画」

(素案)

平成24年2月17日

徳島県

「徳島県地震防災・減災対策行動計画」 目次

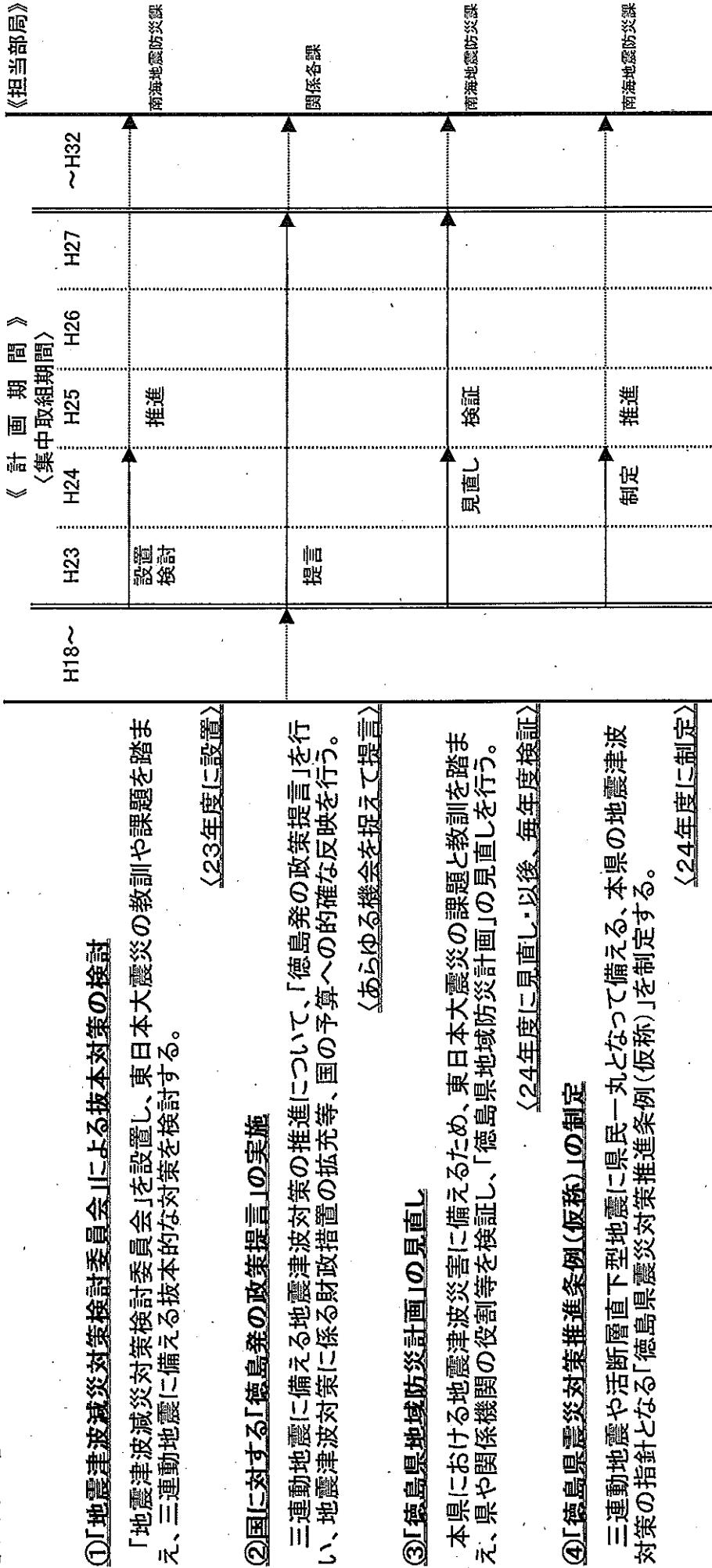
項目名	頁
I 地震津波対策の計画的な推進	1
1 東日本大震災の教訓と課題を踏まえた抜本対策の推進	1
2 津波浸水予測等、被害想定の見直し	3
II 「助かる命を助ける」防災・減災対策の推進	4
1 県民防災力の強化	4
(1) 県民防災意識の啓発	4
(2) 学校における防災教育の推進	7
(3) 防災を担う人材の育成	10
(4) 自主防災組織の充実強化	12
(5) 災害ボランティア活動の促進	14
2 地震に強いまちづくりの推進	16
(1) 木造住宅等の耐震化の促進	16
(2) 公共建築物等の耐震化の推進	19
(3) 大規模地震を想定した都市計画等の推進	21
(4) 公共土木施設等の地震対策の推進	24
(5) 液状化対策の推進	27
(6) 土砂災害対策の促進	29
3 緊急的な津波対策の推進	30
(1) 津波避難意識の向上	30
(2) 津波避難訓練等の充実・強化	32
(3) 津波避難困難地域の解消	34
(4) 津波情報等伝達体制の強化	37
(5) 海岸保全施設の整備推進	39
4 行政の災害対応能力の強化	42
(1) 初動体制の確保等、災害対応能力の向上	42
(2) 防災拠点施設の機能強化の推進	46
(3) 防災訓練の充実強化	49
(4) 防災情報・通信体制の強化	51
(5) 広域的な連携強化	54
(6) 行政の業務継続体制の確保	56
5 被災者の迅速な救助・救出対策	58
(1) 救助・救急医療体制の充実強化	58
(2) 孤立化対策の推進	61
(3) 緊急輸送体制の整備推進	63
6 災害時要援護者対策の推進	66
III 生活の質(QOL)を重視した被災者支援対策	69
(1) 避難所運営体制等の整備	69
(2) 生活必需品等救援物資の確保・輸送体制の確立	72
(3) ライフライン対策の推進	74
(4) 生活環境対策の促進	77
(5) 住宅確保・生活再建支援対策の推進	79
IV 震災に強い産業対策・社会づくりの推進	82
(1) 企業における防災対策の推進	82
(2) 農林水産業における防災対策の推進	85
(3) 災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築	87
V 復興まちづくりの検討	88
(1) 復興まちづくりの検討	88

I 地震津波対策の計画的な推進

1 東日本大震災の教訓と課題を踏まえた抜本対策の推進

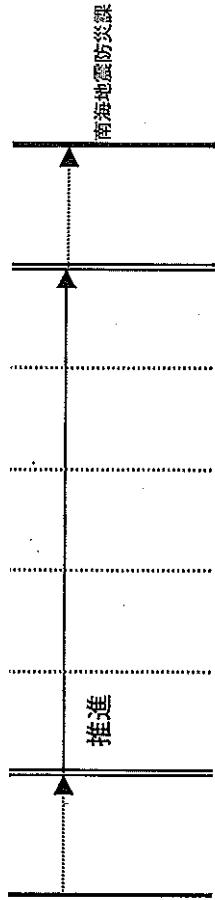
未曾有の広域災害となつた「東日本大震災」の課題と教訓を踏まえ、本県で切迫する「東海・東南海・南海」の三連動地震に備える地震津波対策の抜本的な見直しを行います。

【取り組み】



⑤南海トラフにおける観測体制の整備推進

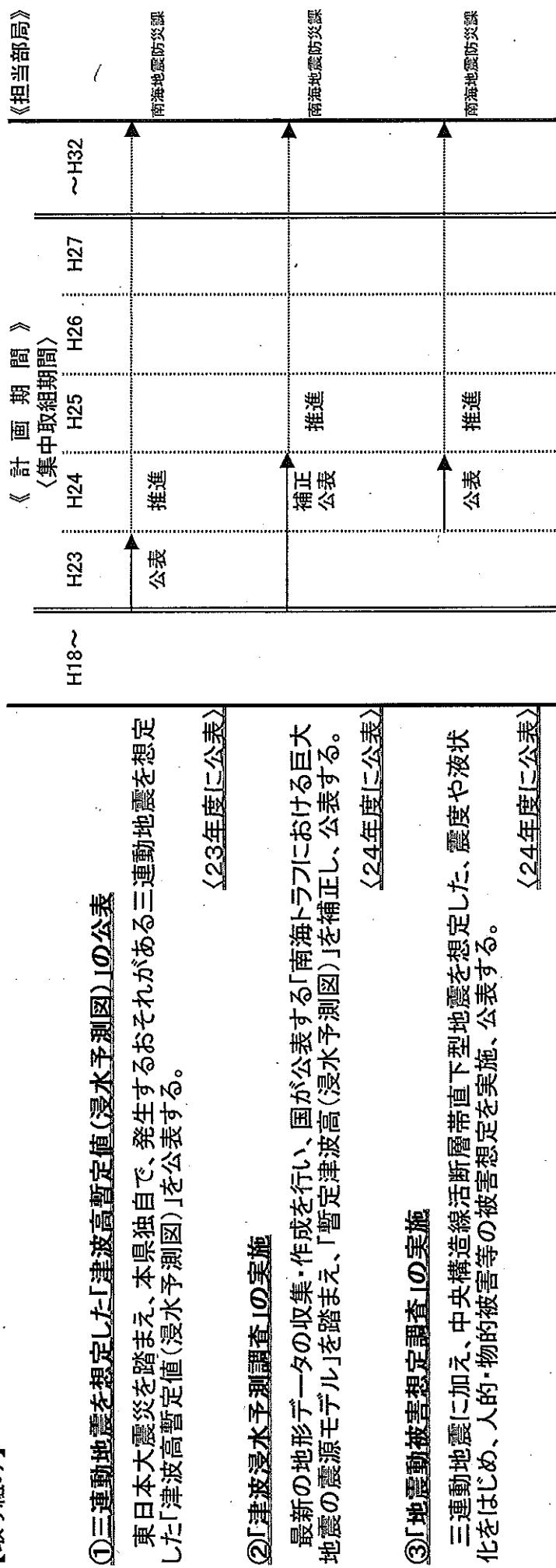
国が進めめる「南海トラフの地震・津波監視システム(DONET)」の整備に協力・支援し、早期の運用開始を目指す。



2 津波浸水予測等、被害想定の見直し

東日本大震災を踏まえ、「避難場所」や「避難路」の見直しなど、具体的な防災・減災対策を検討するための基礎となる「東海・東南海・南海」の三連動地震を想定した津波浸水予測等、被害想定の早急な見直しを行います。また、「中央構造線活断層帯」を震源とする直下型地震についても、地震動被害想定を実施します。

【取り組み】



Ⅱ 「助かる命を助ける」防災・減災対策の推進

1 県民防災力の強化

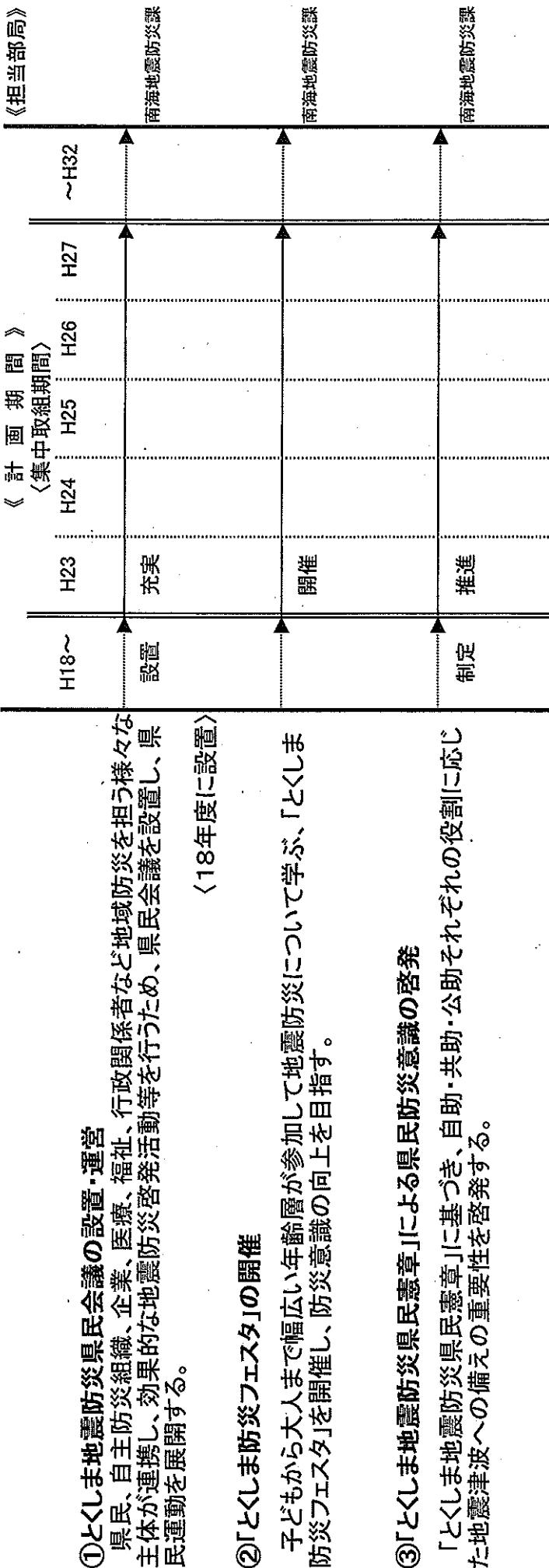
(1) 県民防災意識の啓発

大規模災害時ににおいて、自らの生命・身体・財産を守り、被害を最小限に抑えるためには、災害を県民一人ひとりが自らのリスクとしてとらえ、実際の行動に移すことが重要です。

このため、県民、企業、医療・福祉機関、行政などの防災関係機関が連携協力し、県全体の防災力向上のため、防災意識の高揚を図り、具体的な防災行動の実践へとつなげていく県民運動を展開します。

また、県立防災センターの一層の利用促進を図り、災害に強い県民の育成を推進します。

【取り組み】



④男女共同参画による県民防災力の向上

男女共同参画による防災訓練等の実施など、きめ細かい防災・減災対策を推進し、県民防災力の向上を図る。

⑤講演会等を活用した啓発活動の実施

講演会やシンポジウムを定期的に開催し、地震防災知識の普及啓発活動を実施する。

⑥寄り合い防災講座の開催

地域の隅々まで防災に関する知識の普及や防災意識を浸透させるため、地域の寄り合いや事業所の研修会などで防災講座を開催する。

〈講座の開催250箇所／年〉

⑦啓発パンフレット等の作成・充実

三連動地震に関する知見や新たな被害想定等を盛り込んだ、県民に分かりやすい啓発資料となるよう、パンフレットや県ホームページとくしま「安心とくしま」の見直し・充実を図る。

〈24年度に見直し〉

⑧県立防災センターや南部防災館における防災啓発の充実

県立防災センターや南部防災館の体験施設や展示内容をより充実するとともに、施設を利用した企画展等を開催することにより、防災啓発を充実する。また、自主防災組織や防災関係団体等に会議室等施設の活用を促進し、活動の活性化を支援する。

〈県立防災センター利用者数5万人程度／年(移動防災センター含む)〉

⑨移動防災センターの実施

県立防災センターの展示・地震体験車を活用し、地域やイベントに出向く移動防災センターを開催し、県民の防災意識の向上を図る。

〈移動防災センター開催100回／年〉

推進

実施

開催

見直し
充実

充実

実施

南海地震防災課
男女参画青少年課

南海地震防災課
総合県民局

南海地震防災課
総合県民局

南海地震防災課
南部総合県民局

南海地震防災課
総合県民局

⑩公募による県立防災センターの啓発展示の充実
民間事業者や防災関係団体等から防災用品等の展示内容を公募し、広く県民
や自主防災組織等に紹介する。

〈2回公募／年〉

⑪防災マップによる啓発活動の促進
災害の危険性等を知らせる、市町村の防災マップの作成による、啓発活動を促
進する。また、県が行う三連動地震の被害想定等を踏まえた防災マップの見直し
を支援する。

〈全市町村で見直し〉

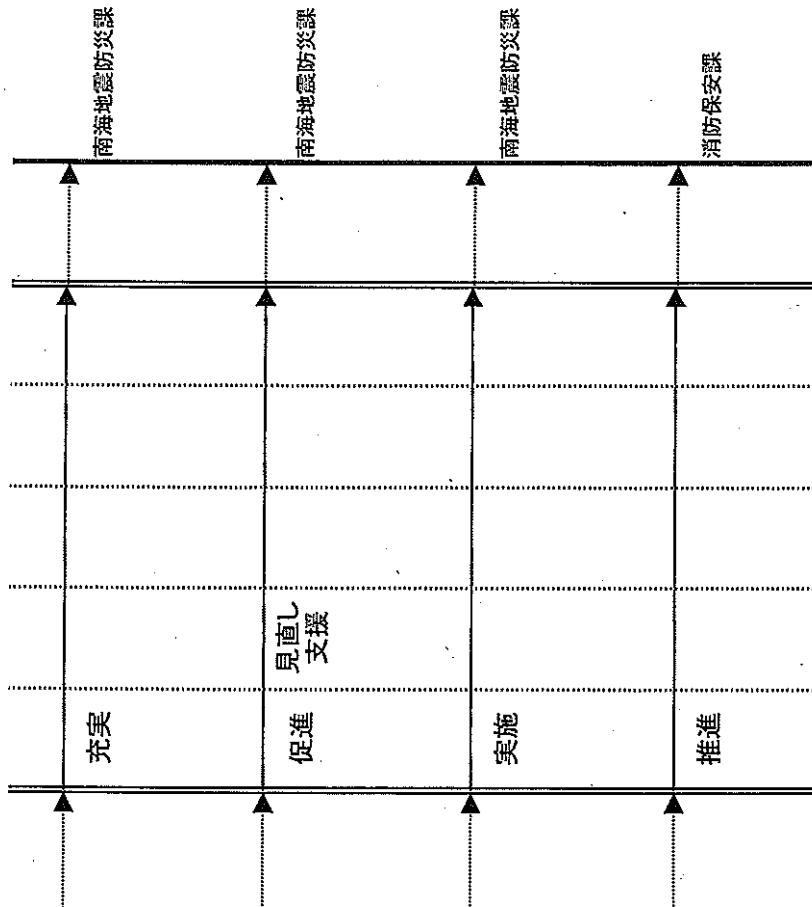
⑫地盤防災県民意識調査の定期的実施

県民の防災意識に関する現状を把握・分析し、今後の防災対策に反映するた
め、県民意識調査を定期的に実施する。

〈3年ごとに実施〉

⑬火災予防啓発の推進

住宅用火災警報器をはじめとする防災機器の設置の促進を通して、日頃から火
災に対する心構えを持つことにより、地震発生後の出火などに的確に対応し、火
災による犠牲者を出さない火災予防意識を醸成する。

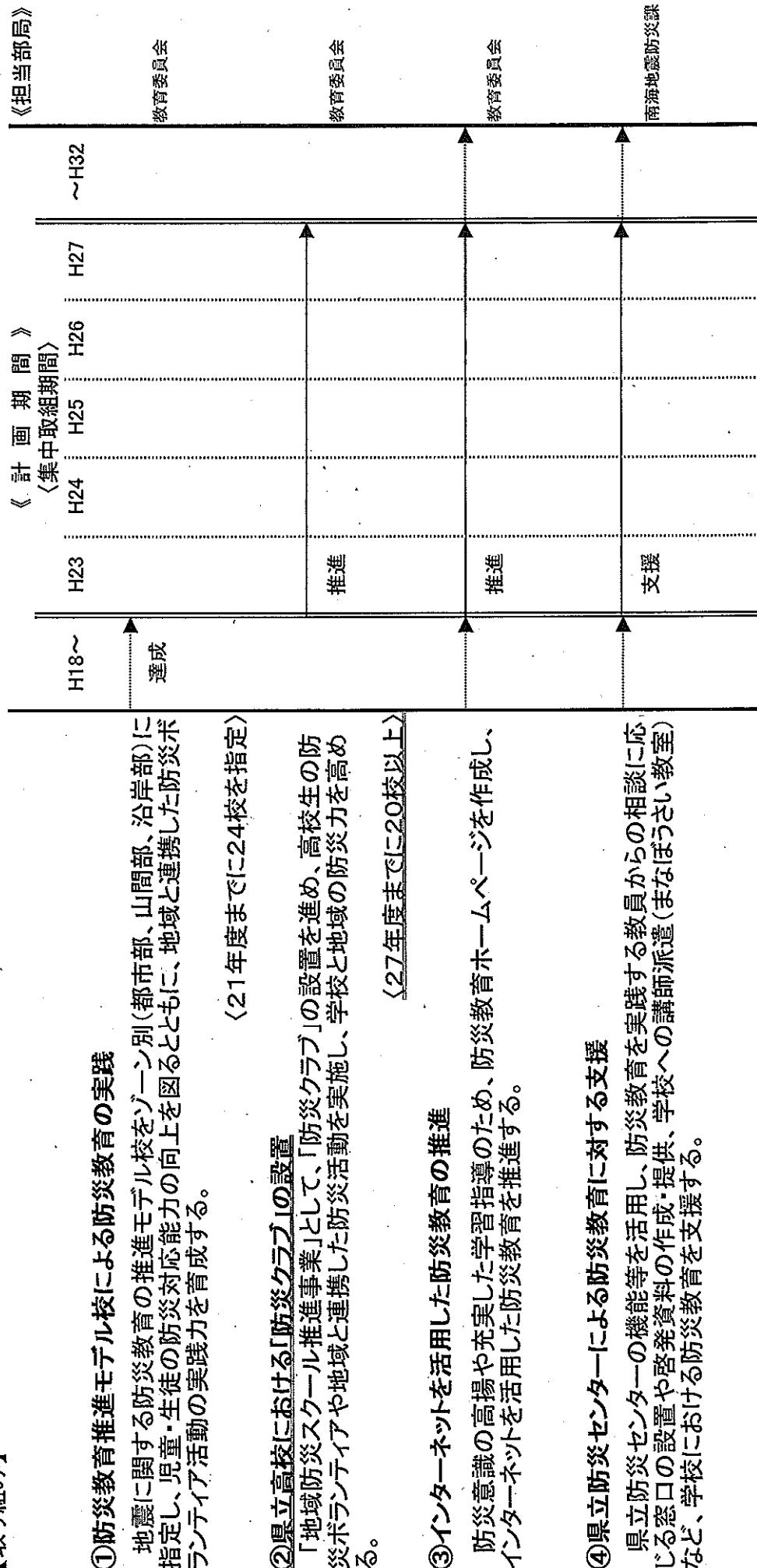


(2)学校における防災教育の推進

1 県民防災力の強化

災害発生時における児童・生徒の安全を確保するためには、児童・生徒、教職員等が防災についての正しい知識を身につけて適切に対応することが重要です。このため、児童・生徒に対する防災教育を推進するとともに、学校における防災体制を充実します。

【取り組み】



⑤「地域連携防災教育推進モデル事業」の実施
学校と地域の連携による防災教育を、積極的に推進する市町村をモデル的に支援する。

〈23年度にモデル事業創設・5市町村／年〉

⑥元気な防災活動を実践する小中学校等の顕彰
「県まなぼうさい活動賞」を創設し、実践的な防災活動に熱心かつ継続的に取り組み、他のモデルとなる小中学校等を顕彰するとともに、活動事例をホームページ等で広く周知し、学校における防災活動の推進を図る。

〈21年度に創設〉

⑦「防災教育推進パートナー」の登録・支援

県立防災センターにおいて、防災教育に特に関心がある教員を「防災教育推進パートナー」として登録し、定期的な防災情報の提供や研修会の開催など、防災スキル向上のための支援を行う。

〈27年度までに350人登録〉

⑧NPOとの連携による防災教育の実践

NPO法人「ホワイトベース」と連携し、小中学校等における独自の避難訓練(避難シミュレーション)を実施するなど、実践的な防災教育の推進を図る。
※「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の採択事業

⑨南部圏域における防災教育の推進

出前講座や南部防災館を活用した体験学習、防災訓練等を行い、学校や地域の中での子どもたちの防災力を育む取り組みを支援する。
〈子どもたちを対象とした講座、訓練等の開催45回／年(H26)〉

⑩学校防災管理マニュアルの修正・運用

新たな「被害想定」や「地震津波対応のガイドライン」(文部科学省)を参考に、学校防災管理マニュアルの修正を行い、各学校において「学校防災計画」を見直し、学校の防災力を高める。

〈24年度に修正〉

南海地震防災課

南海地震防災課

南海地震防災課

南海地震防災課

南部総合民政局

教育委員会

創設
推進

創設
推進

創設
登録
支援

実施

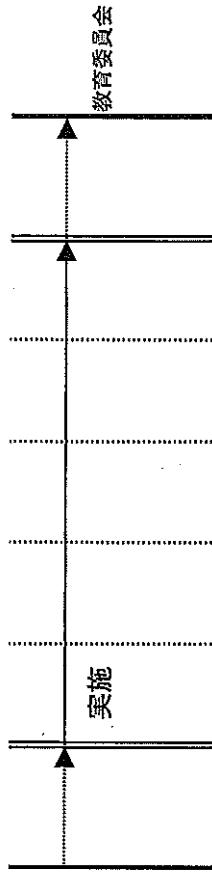
推進

改訂
修正
推進

⑪教職員の防災研修の実施

学校において防災教育の推進を図るため、防災に関する研修等を実施する。

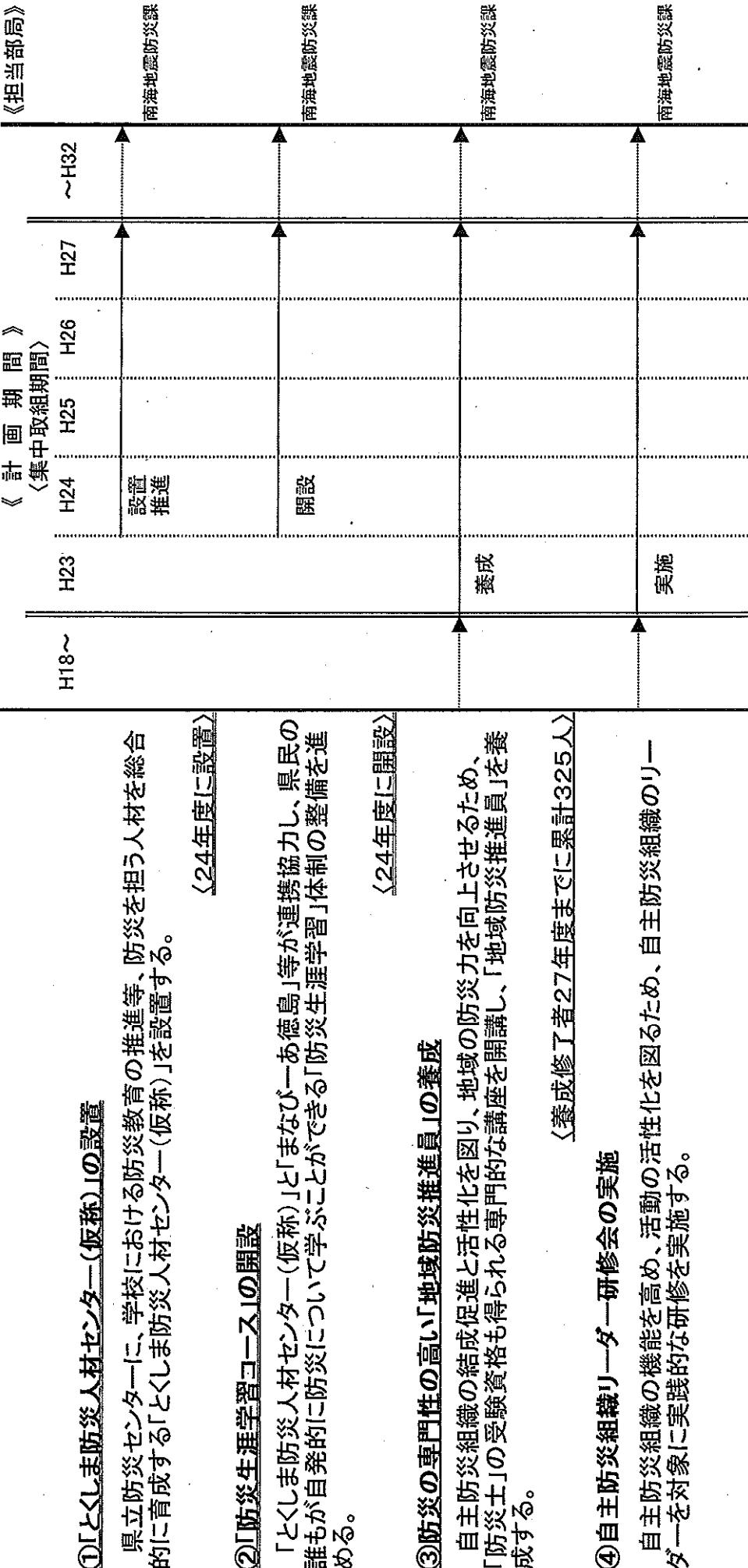
〈毎年全学校で実施〉



(3) 防災を担う人材の育成

切迫する三連動地震に備え、自分の命は自分で守る(自助)ためには、県民一人ひとりが防災の正しい知識を身につけ、日頃から実践的な訓練を行うことが重要です。このため、幼少期からの防災教育をはじめ、県民の誰もがいつでも防災について学ぶことができる機会を提供するなど、防災を担う人材の育成を総合的に推進します。

【取り組み】



⑤市町村が行う人材養成の支援

「とくしま防災人材センター(仮称)」が主体となって、市町村が行う防災に関する人材養成の促進を支援する。

⑥「三連動地震対策推進パートナー」の育成

県職員等からの有志を募り、それぞれの者が居住する地域において、自主防災組織の結成促進や活動の活性化等、地域防災力の強化に働きかける「三連動地震対策推進パートナー」を育成する。

〈27年度までに500人育成〉

⑦「南部防災館」を活用した自主防災組織の能力向上

自主防災活動に関する相談・助言や防災リーダーの育成等、「南部防災館」を活用した自主防災組織の能力向上のための研修・講座等を開催する。

〈南部防災館での研修・講座等受講者数(累計)6000人(H26)〉

⑧消防団員の確保の促進

地域防災の要である消防団の充実強化を図るため、加入促進の取組を行うとともに、表彰制度の創設などによる消防団協力事業所の積極的な拡大を推進し、団員確保を促進する。

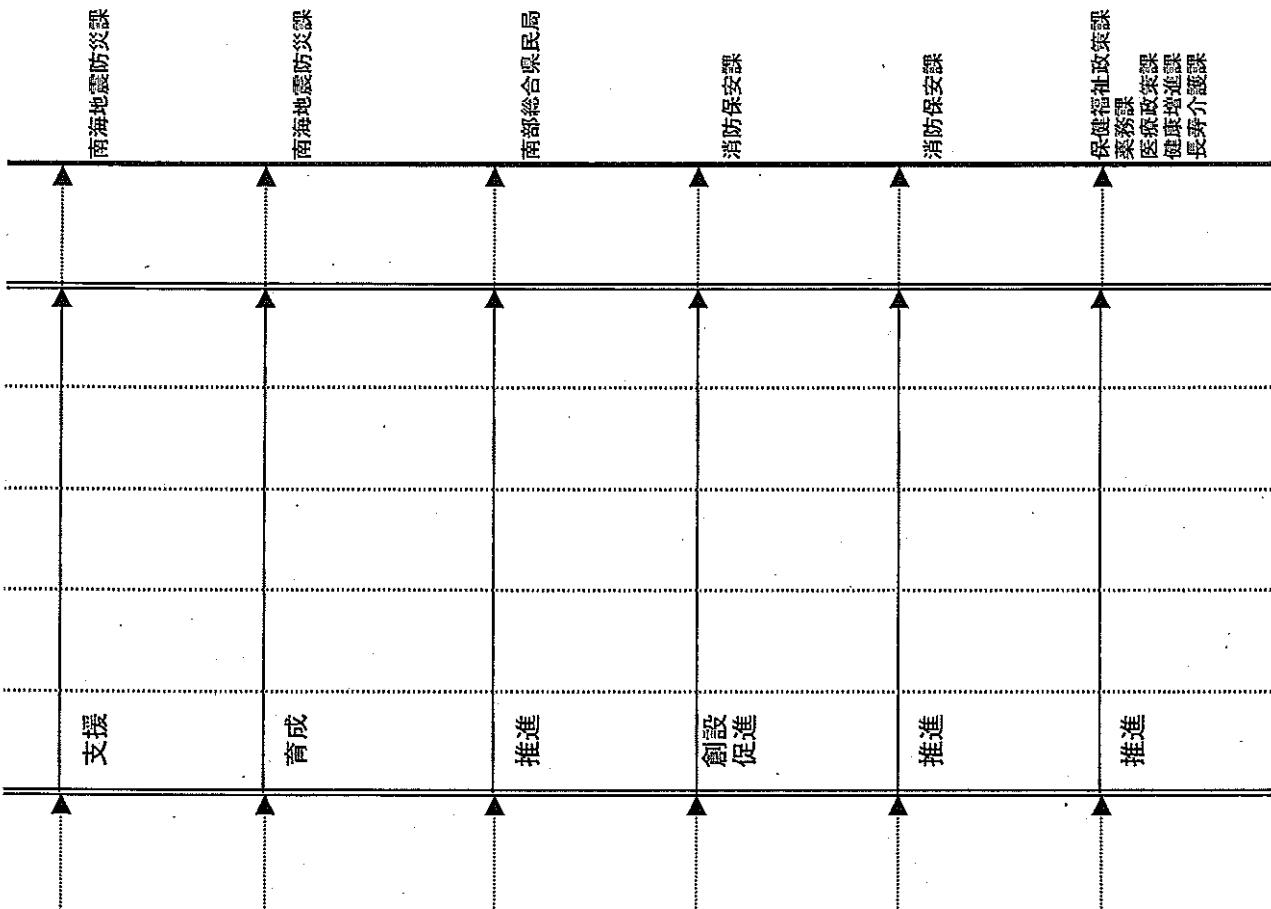
〈23年度に消防団活動に貢献した事業所の表彰制度創設〉

⑨少年少女消防クラブの活性化や交流の促進

地域における将来の地域防災の担い手である少年少女消防クラブの活性化を消防団等と協力して推進するとともに、「全国少年少女消防クラブ交流大会(仮称)」の誘致などにより、交流を促進する。

⑩医療・保健・福祉等の分野の「災害時コーディネーター」の配置

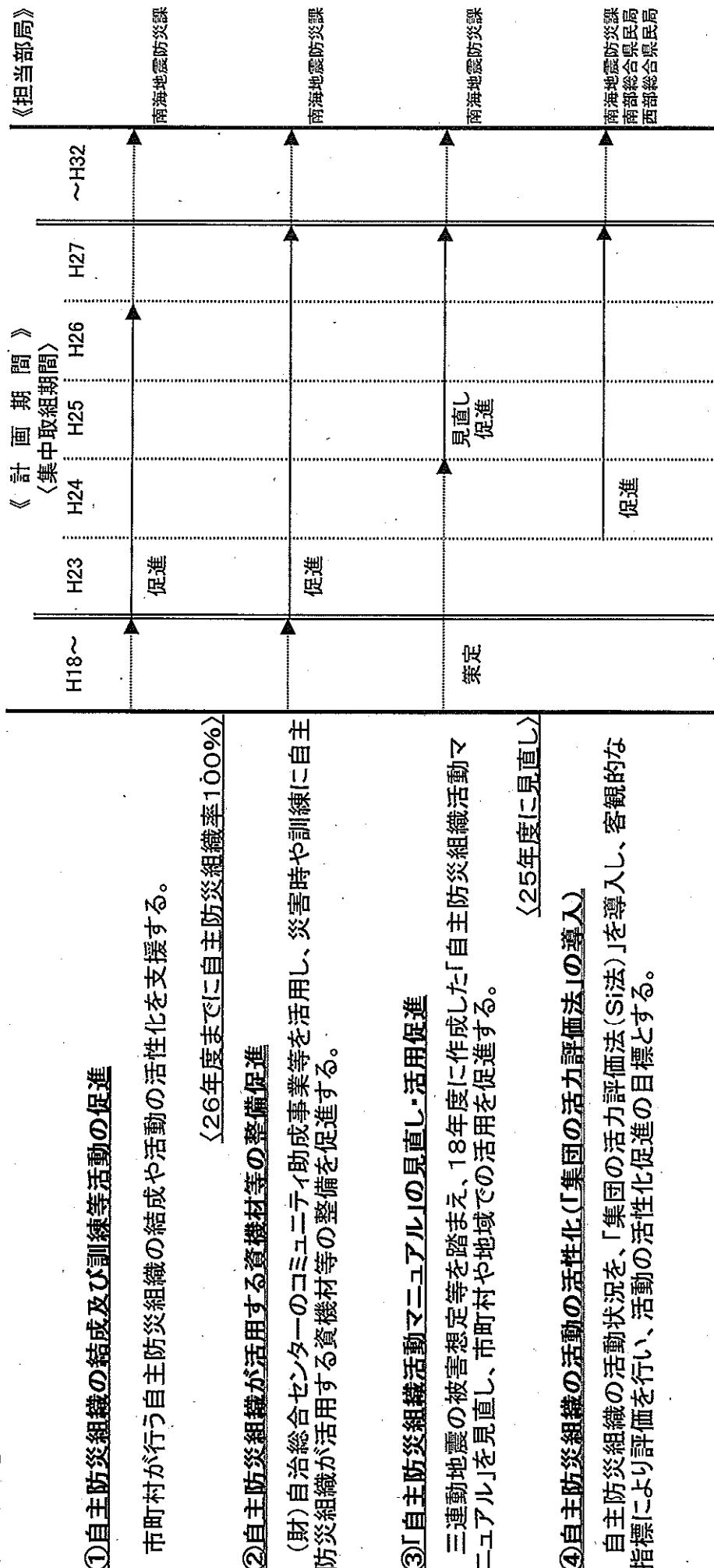
医療・保健・福祉等の支援活動を迅速かつ効果的に実施するため、被災状況を的確に把握し、人材や資材の適正配置を行う「災害時コーディネーター」の配置を推進する。



(4) 自主防災組織の充実強化

「自主防災組織」は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づいて、地域住民が自主的に結成する組織であり、地域防災力を高めるためには、自主防災組織の結成促進と充実強化が必要です。このため、市町村と連携し、自主防災組織の結成促進と防災訓練等活動の活性化を支援します。

【取り組み】



⑤自主防災組織間のネットワークの構築

自主防災組織相互間の連携・交流により活動の活性化を図るため、県レベルのネットワークを構築するなども「に、各市町村における自主防災組織の横の連携（市町村連絡会の結成）を促進する。

〈19年度に県連絡会を結成〉
〈25年度までに全市町村で連絡会を結成〉

⑥自主防災組織リーダー研修会の実施（再掲）

自主防災組織の機能を高め、活動の活性化を図るため、自主防災組織のリーダーを対象に実践的な研修を実施する。

⑦「南部防災館」を活用した自主防災組織の能力向上（再掲）

自主防災活動に関する相談・助言や防災リーダーの育成等、「南部防災館」を活用した自主防災組織の能力向上のための研修・講座等を開催する。

〈南部防災館での研修・講座等受講者数（累計）6000人（H26）〉

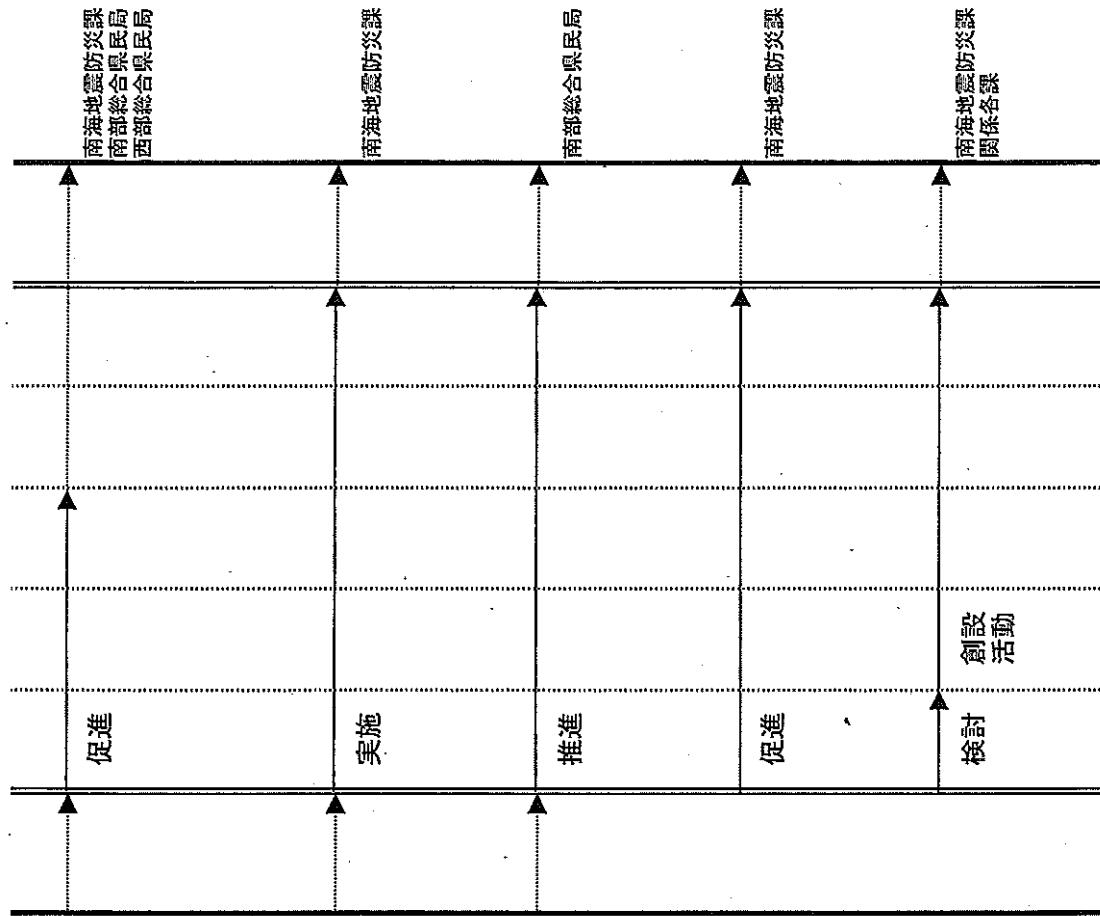
⑧企業等と自主防災組織の連携促進

地域の有力な防災資源である企業や事業所と自主防災組織の合同防災訓練の実施など、平常時からの連携強化を市町村や自主防災組織に働きかける。

⑨「県庁消防応援隊（仮称）」の創設

県庁内に自主防災組織を創設し、地域の一事業所として、平常時は近隣の自主防災組織と連携を図りながら活動し、災害時の初期消火や人的支援に備えることにより、事業所における地域と連携した自主防災活動のモデルとなる。

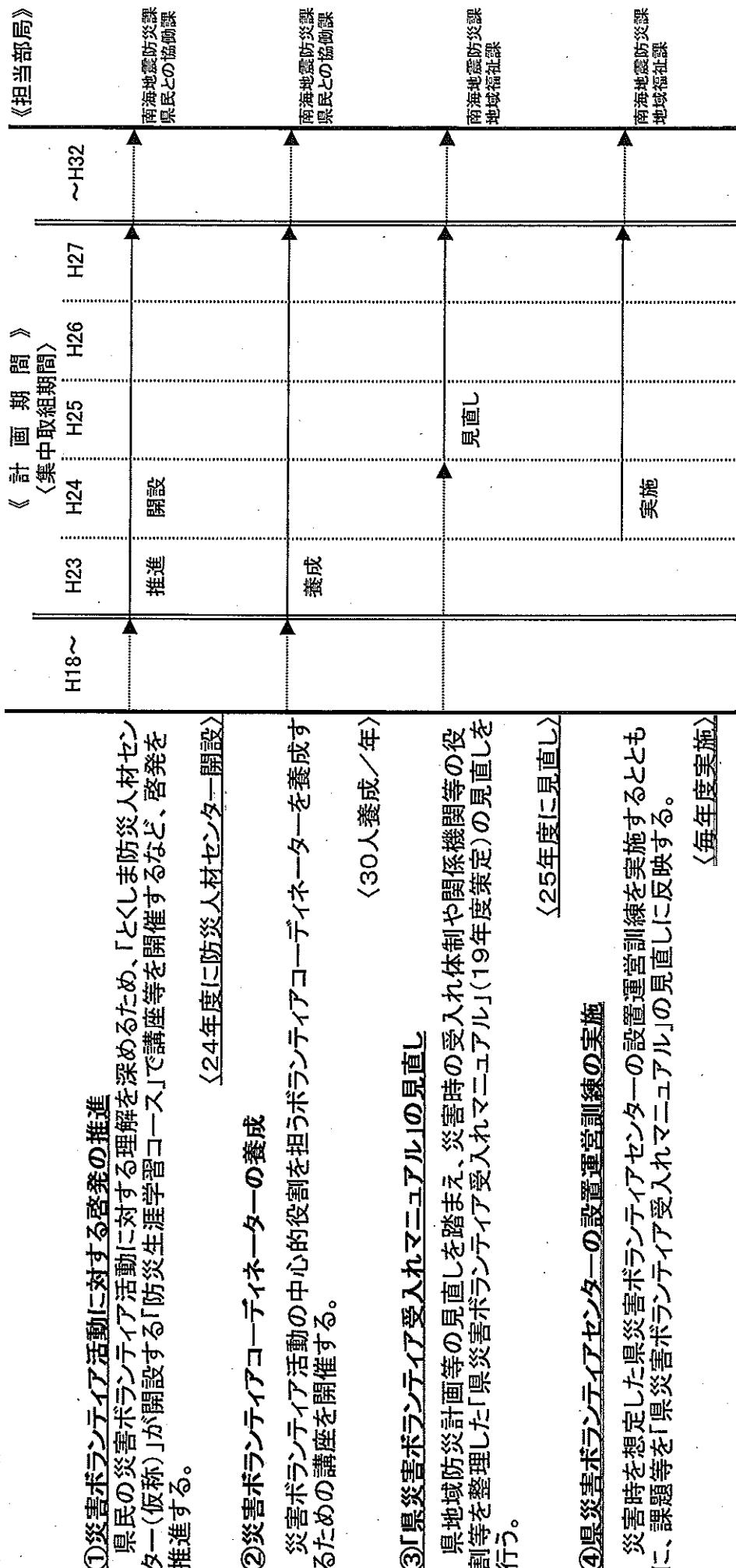
〈24年度に創設〉

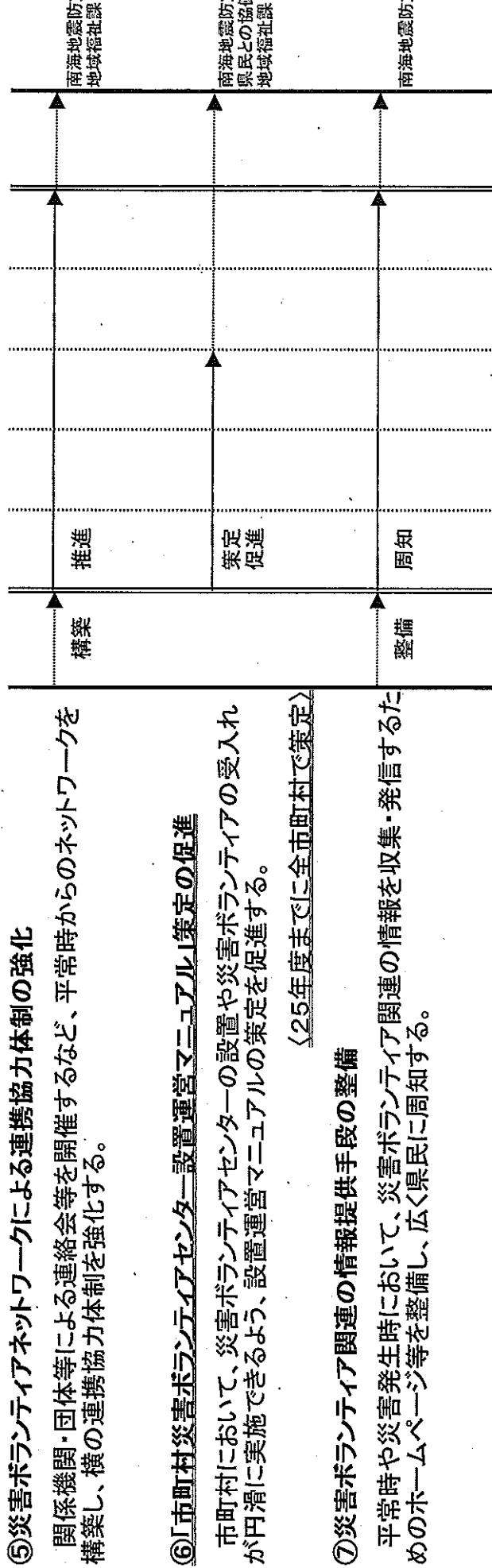


(5) 災害ボランティア活動の促進

大規模な地震が発生した場合、防災関係機関だけでは十分な対応が望めないことが多い、被災者支援など多くの場面で、災害ボランティアによる活動が重要です。このため、災害ボランティアの受け入れ体制の整備や、災害ボランティアコーディネーターの養成に取り組み、ボランティアの力が効果的に発揮されるよう活動環境の整備を促進します。

【取り組み】



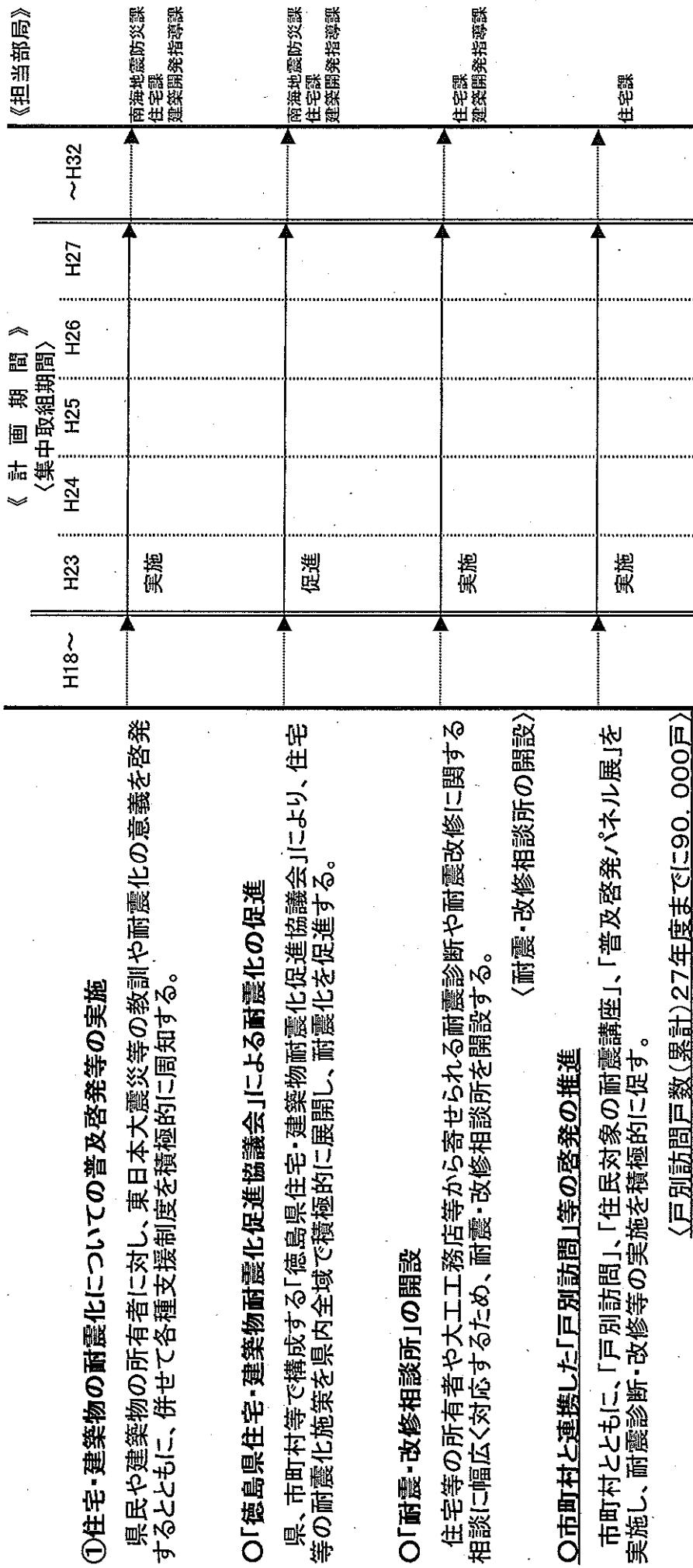


2 地震に強いまちづくりの推進

(1) 木造住宅等の耐震化の促進

昭和56年以前に建築され、耐震性が不十分な建築物については、地震による強い揺れにより倒壊の可能性があります。このため、「自助」(自分の命は自分で守る)として、住宅等の所有者には、その危険性を認識し、耐震化に取り組むことが強く求められています。また、住宅等の耐震化の気運を醸成するための普及啓発や耐震相談等を実施するとともに、倒壊のおそれのある木造住宅等の耐震診断や耐震改修を積極的に支援します。

【取り組み】



②木造住宅の耐震化の促進

昭和56年以前に建てられ、耐震性が不十分な木造住宅の耐震化を支援し、促進する。

〈県民の要望に100%対応〉

○耐震診断受診の促進

市町村が実施する耐震診断に対して支援を行い、耐震診断の受診を促進する。

〈県民の要望に100%対応〉

○耐震改修実施の促進

耐震性が不十分な木造住宅の所有者に対し、市町村が実施する耐震改修支援及び耐震改修アドバイザーの派遣に対して支援を行い、耐震改修の実施を促進する。

〈県民の要望に100%対応〉

○リフォーム等と併せて実施する簡易耐震化の促進

耐震化を促進するため、リフォーム等と併せて実施する簡易耐震化工事等を支援する。

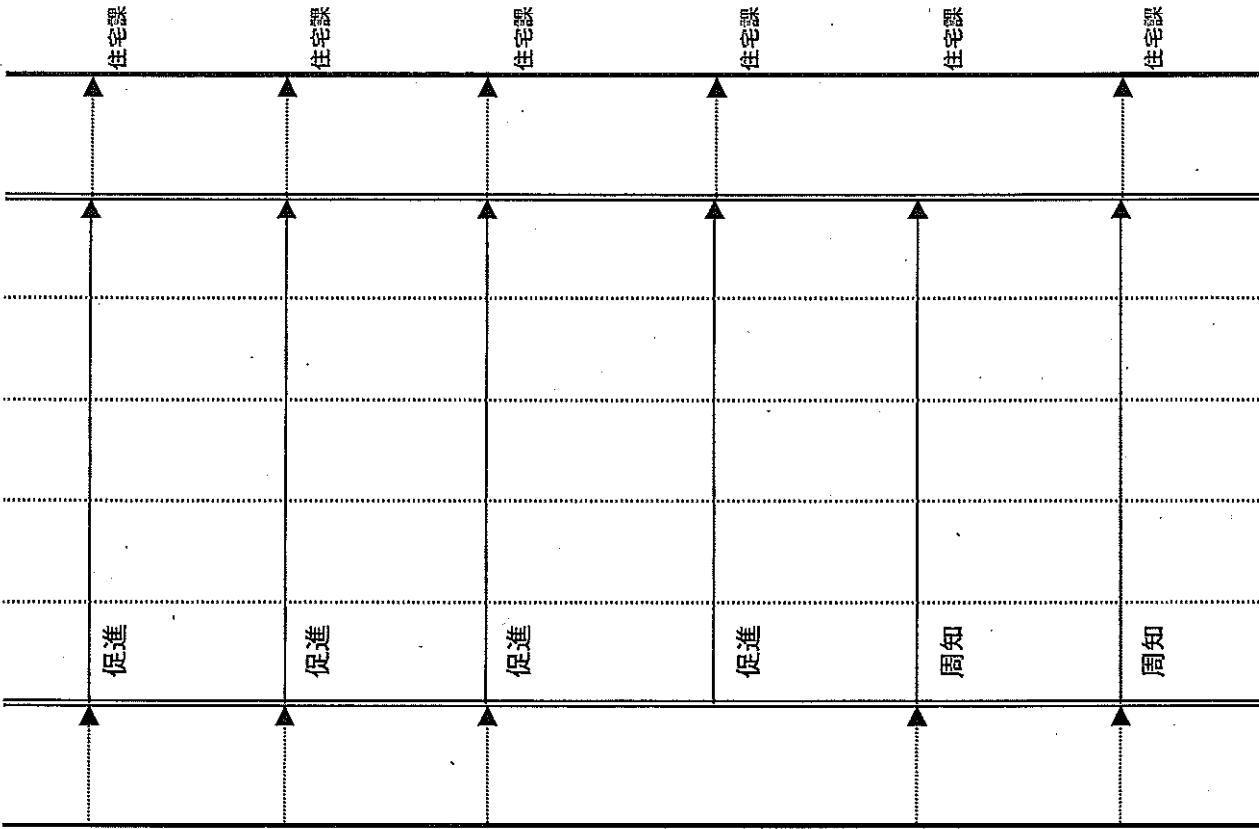
〈県民の要望に100%対応〉

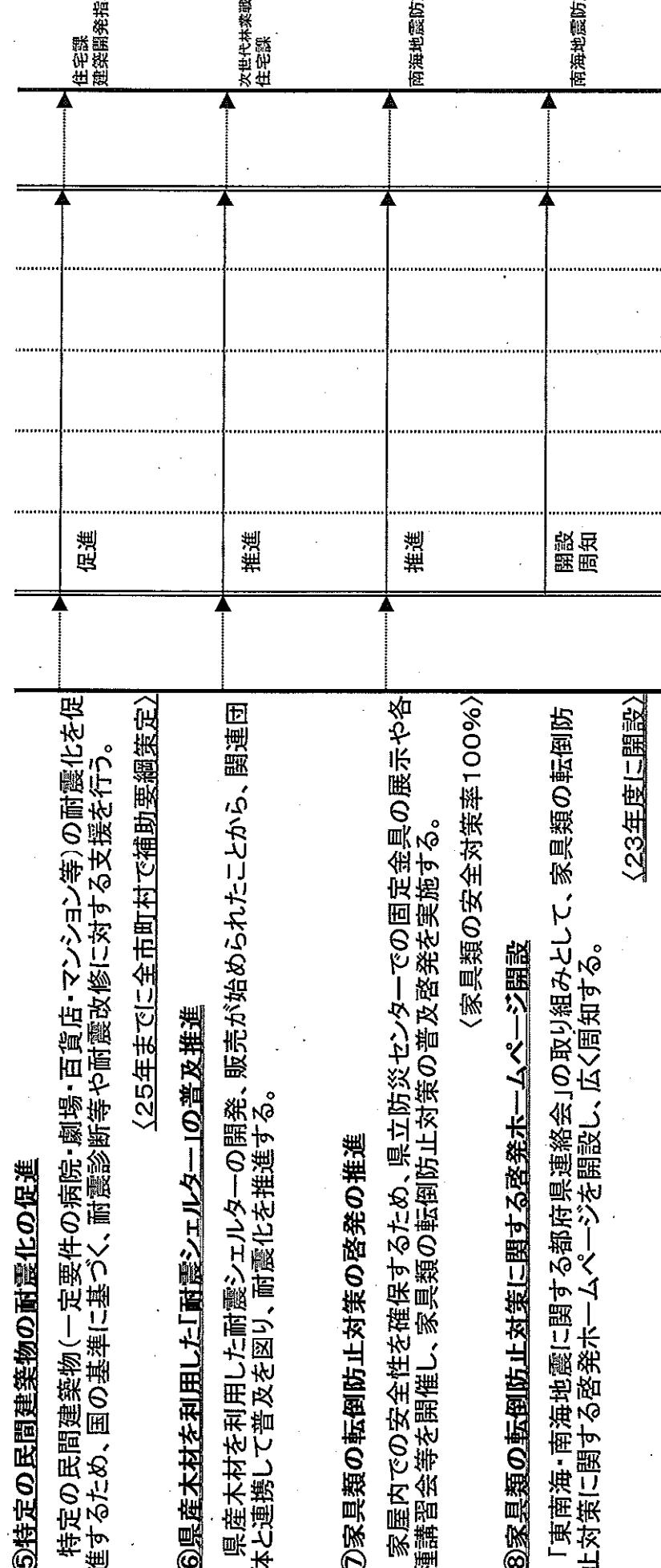
③耐震改修促進税制の周知・普及啓発

耐震改修促進税制(所得税の税額控除(25年まで)及び固定資産税の減額措置(27年まで))について周知し、活用を促進する。

④木造住宅の建替えの際の耐震化支援

耐震診断で「危険」と判定された木造住宅の建替えの際の「県から指定を受けた金融機関」における「優遇貸付制度」について周知する。

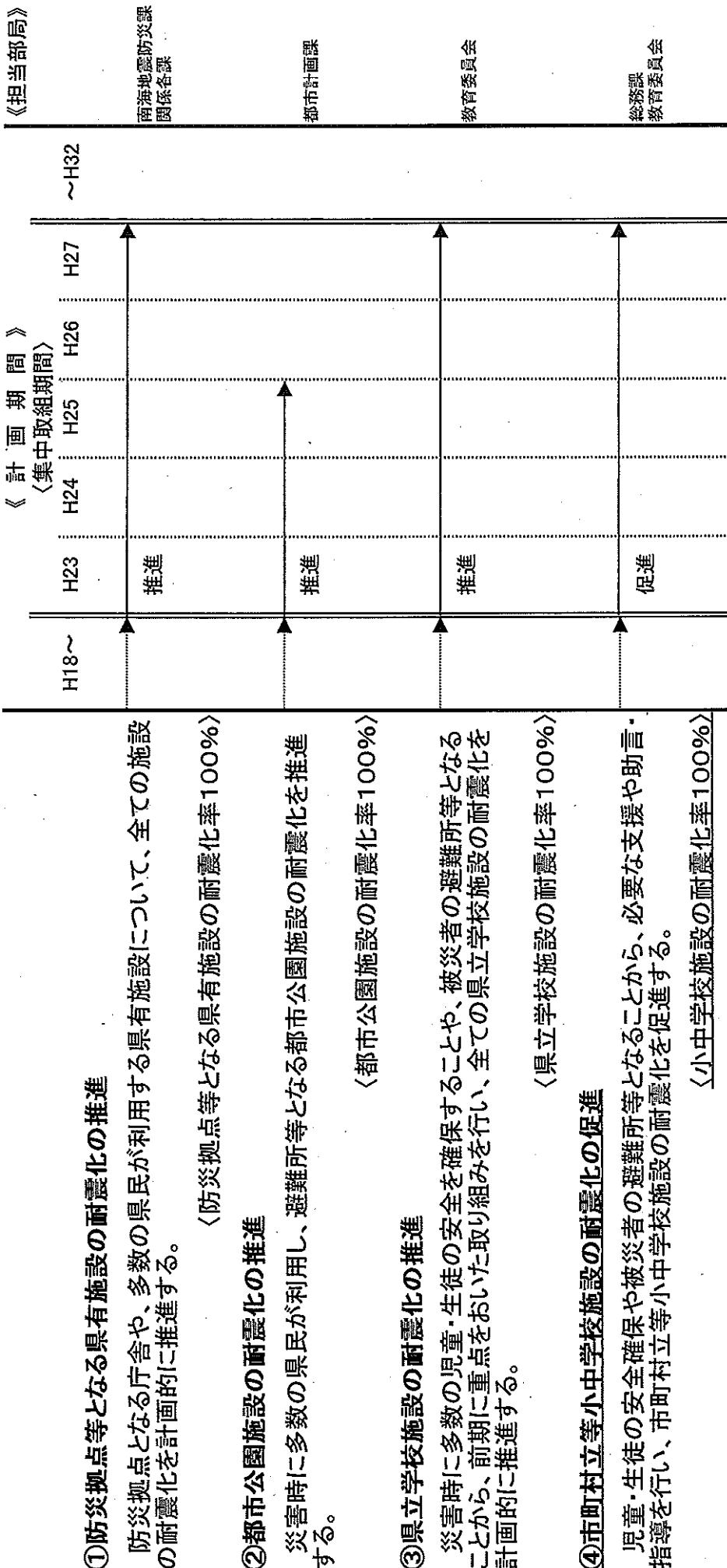


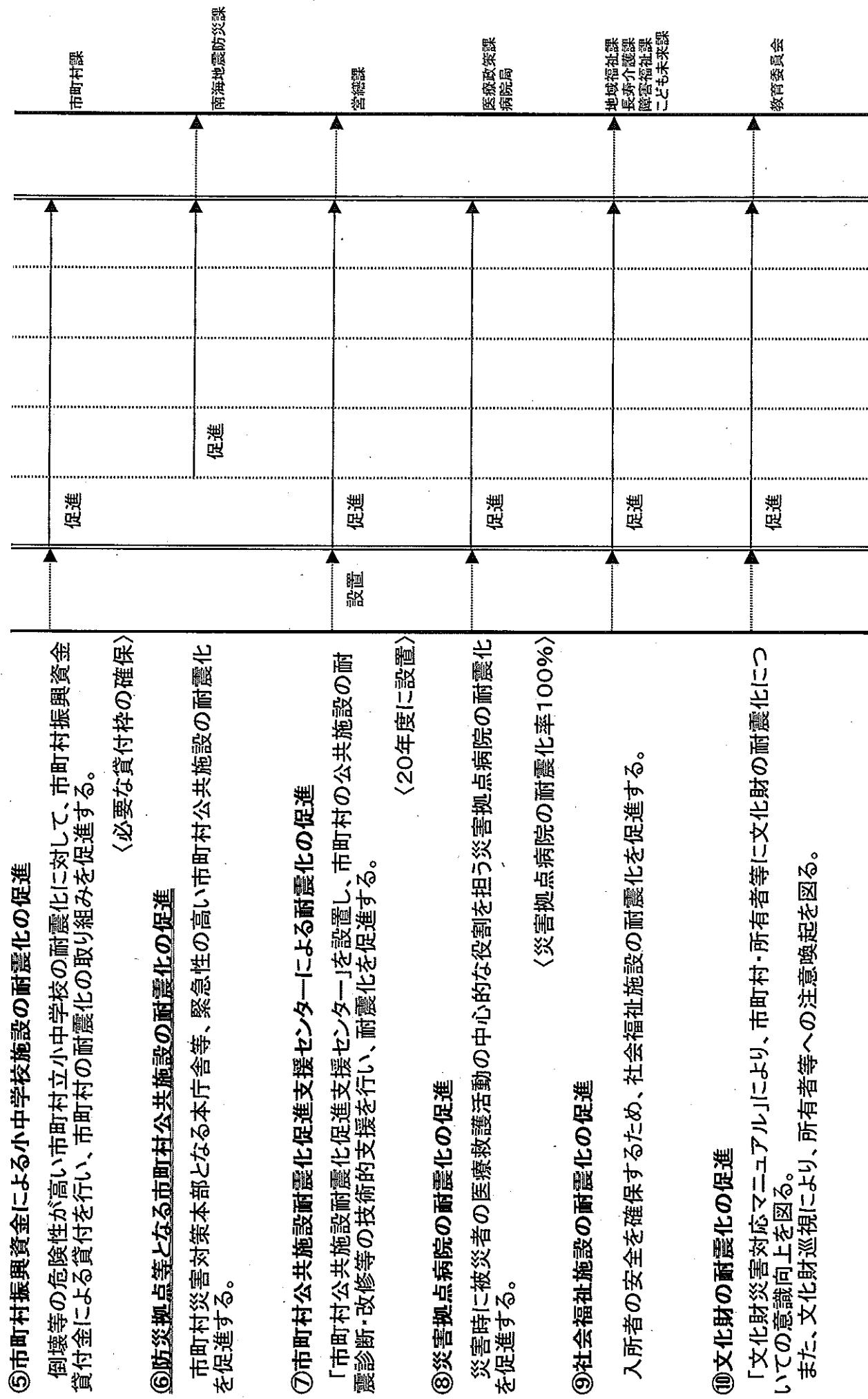


(2) 公共建築物等の耐震化の推進

災害時に、重要な防災拠点や被災者の避難所等となる、昭和56年以前の耐震性がない県や市町村の公共施設等について〔は、耐震性を確保する必要があります。〕このため、県有施設の計画的な耐震化を推進するとともに、小中学校や社会福祉施設等公共施設の耐震化を促進します。

【取り組み】

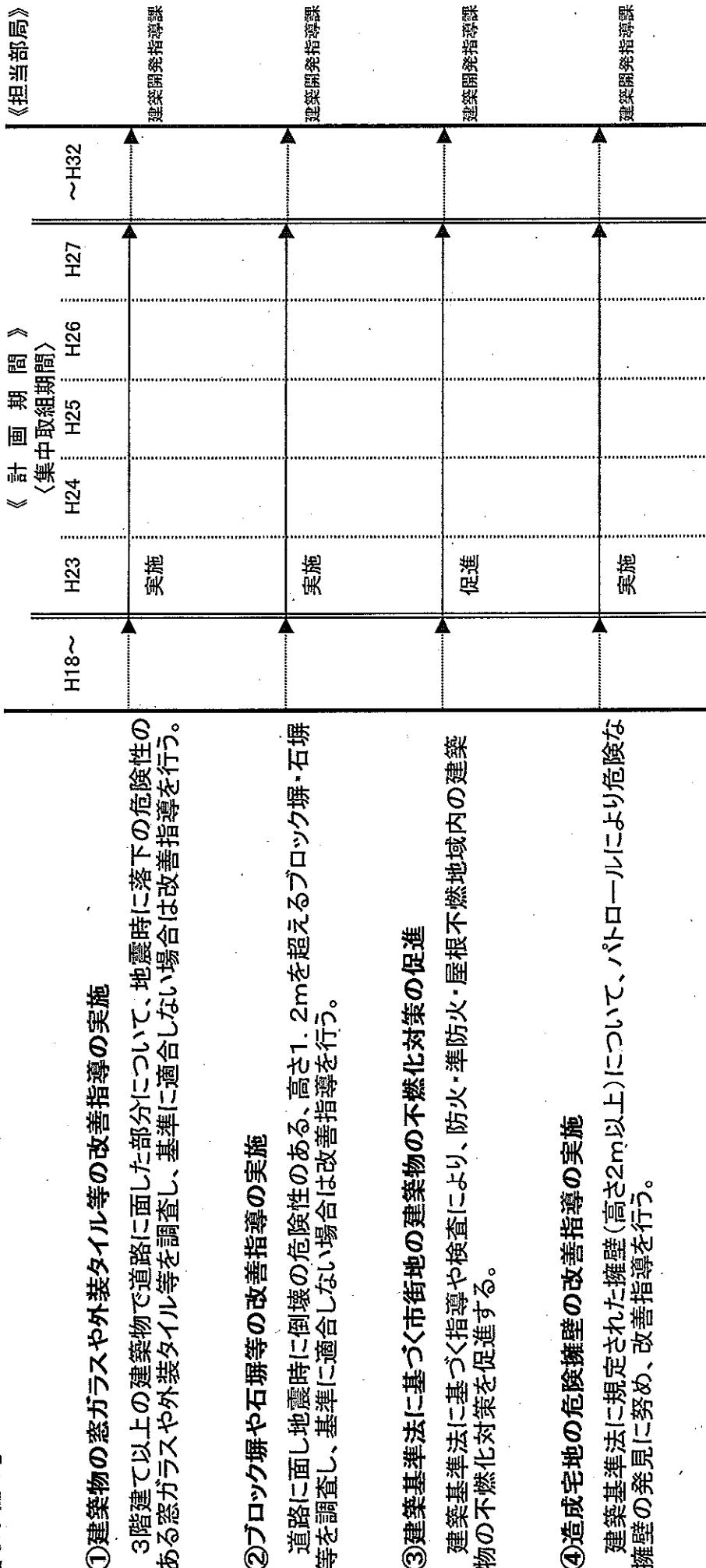




(3) 大規模地震を想定した都市計画等の推進

大規模地震が発生した場合でも、住民の避難行動や救助・救出等災害応急活動に支障が発生しないよう、建築物の窓ガラス・外装タイル等の落下防止対策や不燃化対策、市街地のブロック塀等の倒壊防止対策を促進します。また、避難場所となる公園等オープースペースの整備を図るなど、大規模地震を想定したまちづくりを進めます。

【取り組み】



⑤危険造成宅地の増加防止

都市計画法に基づく開発許可審査時に大規模盛土の安全性を確認することにより、新たな危険造成宅地の増加を防止する。

⑥共同溝(電線類の地中化)の整備の推進

電線類の地中化を計画的に進め、電気・通信等の安定したライフラインの確保を推進する。

⑦防災機能を持った公園等オープンスペースの整備の推進

○農村公園の整備の推進

災害時に拠点となる農村公園を整備し、農村地域の安全化につながる避難地を確保する。

○公園施設の防災拠点機能の強化

災害時に救援救護活動や、復旧のための資機材・物資輸送の中継基地のほか、周辺地域の避難場所等、防災拠点として機能する公園の拠点機能の強化を推進する。

○防災拠点機能を強化する 公園施設の防災拠点機能の強化

災害時に救援救護活動や、復旧のための資機材・物資輸送の中継基地のほか、周辺地域の避難場所等、防災拠点として機能する公園の拠点機能の強化を推進する。

⑧「都市計画区域マスタープラン」の見直し

地震津波に関する方針を踏まえた、「都市計画区域マスタープラン」の見直しを行つ。

○港湾地域におけるオープンスペースの整備

避難地等としても利用可能な緑地等の整備を推進する。

実施
都市計画課
建築開発指導課

推進
電線類の地中化
都市計画課
道路整備課

整備
災害時に拠点となる農村公園を整備し、農村地域の安全化につながる避難地を確保する。
農村振興課

整備
災害時に救援救護活動や、復旧のための資機材・物資輸送の中継基地のほか、周辺地域の避難場所等、防災拠点として機能する公園の拠点機能の強化を推進する。
都市計画課

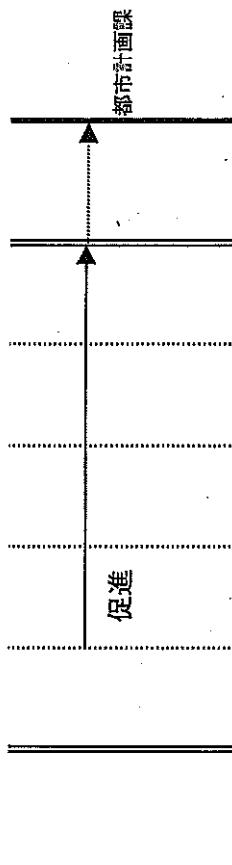
整備
避難地等としても利用可能な緑地等の整備を推進する。
運輸政策課

見直し
「都市計画区域マスタープラン」の見直し
地震津波に関する方針を踏まえた、「都市計画区域マスタープラン」の見直しを行つ。
都市計画課

⑨「市町村マスタープラン」の策定・見直しの促進

津波防災地域づくり法に基づく「市町村推進計画」に併せ、「市町村マスタープラン」の策定・見直しを促進する。

〈策定・見直し7市町〉

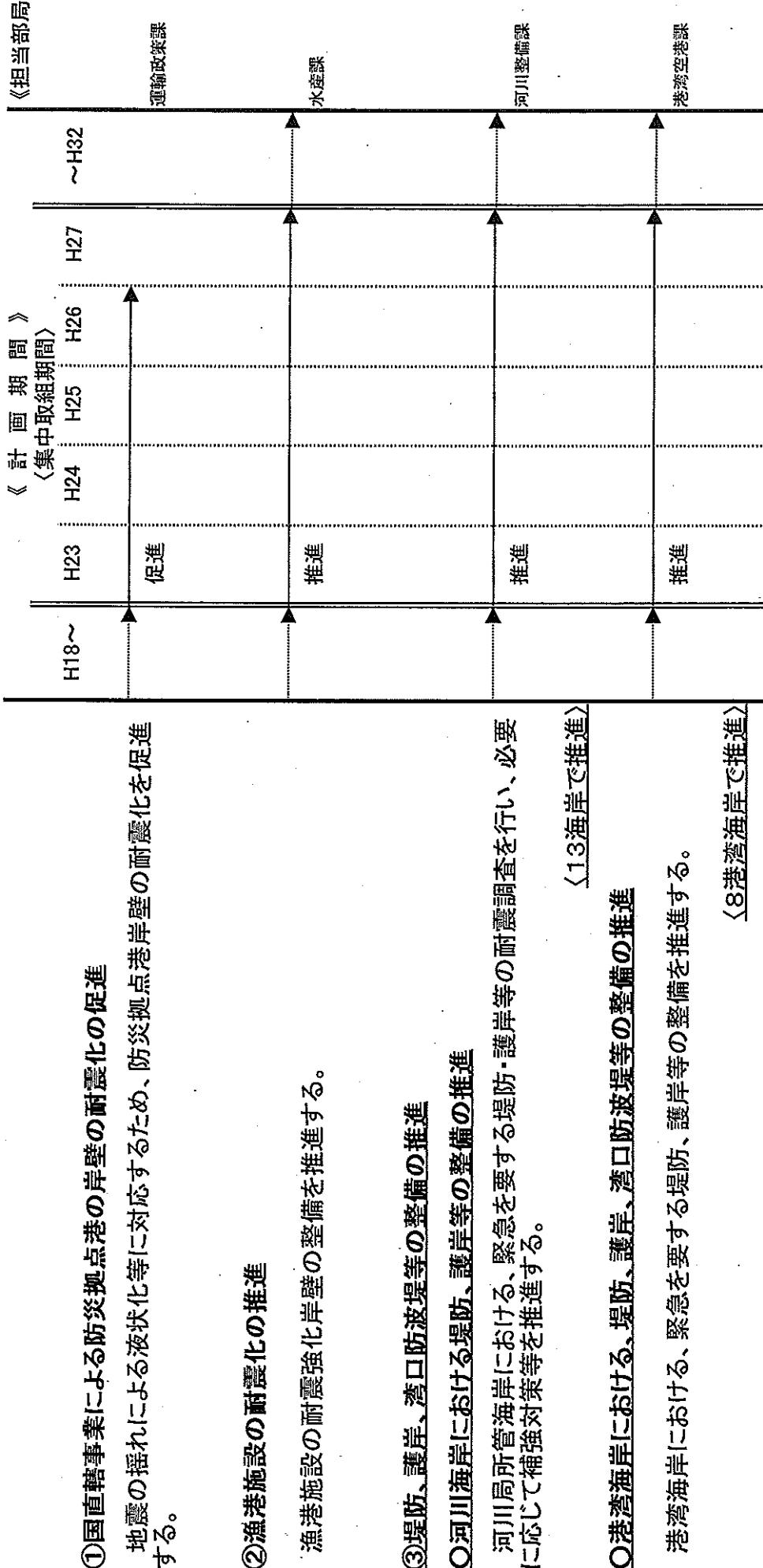


(4) 公共土木施設等の地震対策の推進

2 地震に強いまちづくりの推進

大規模な地震が発生した場合、河川、港湾、漁港などの公共土木施設等が、その機能を十分に発揮できるよう、岸壁などの現状を把握するとともに、緊急度の高いものから耐震化を進めます。

【取り組み】



○漁港や漁港海岸における、保全施設の整備の推進

漁港や漁港海岸における、保全施設の新設、改良、耐震調査を推進する。

〈7カ所で推進〉

○農地海岸における、施設の耐震対策の推進

農地海岸における、施設の耐震診断や点検を実施し、必要に応じて耐震対策を推進する。

〈9海岸で実施〉

○林野海岸における、施設及び防潮林の整備の推進

林野海岸（潮害防備保安林）における、施設の点検、機能強化や防潮林の整備を推進する。

〈4海岸で推進〉

④国直轄事業による海岸堤防の整備の促進

撫養港海岸において、堤防の液状化対策や老朽化対策を促進する。

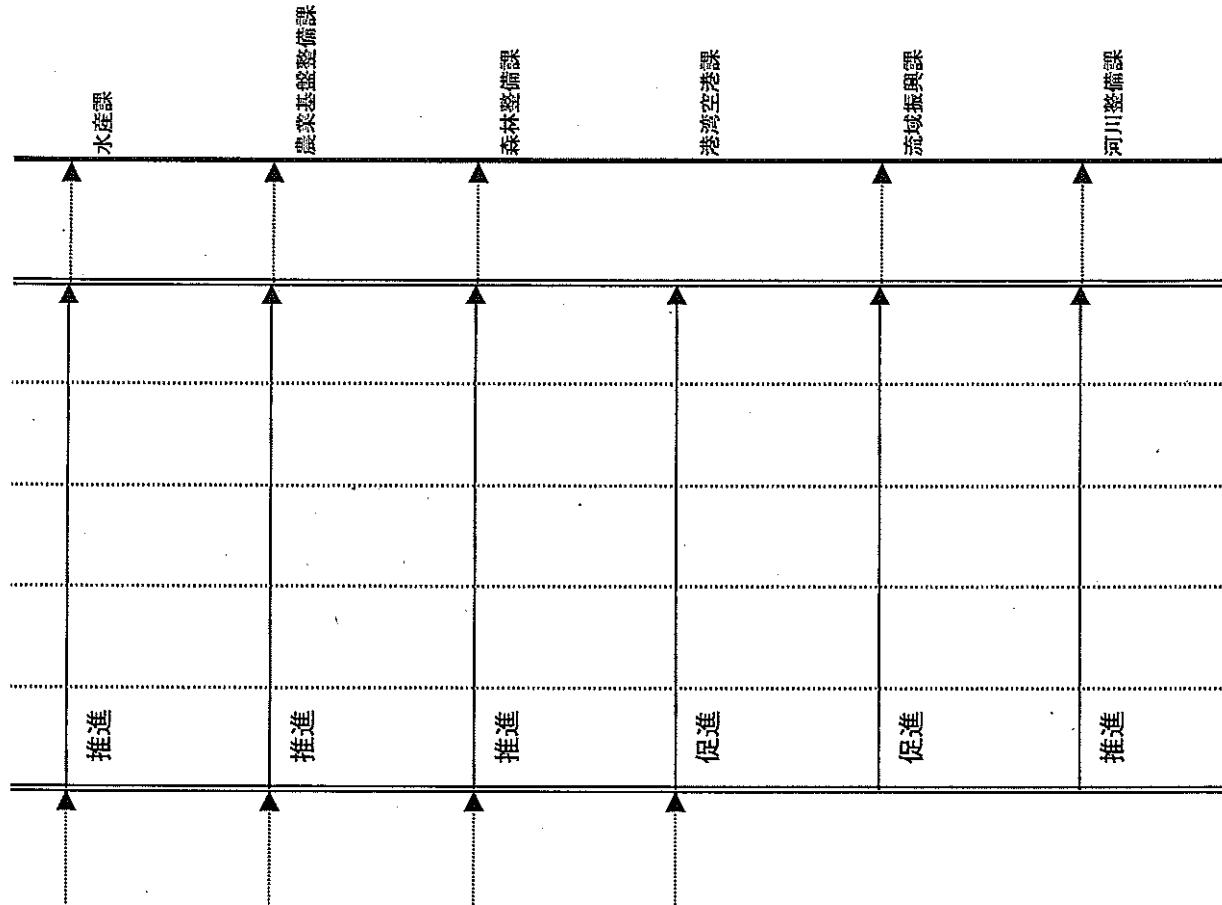
⑤国直轄事業による河川管理施設の整備の促進

国直轄管理河川である吉野川、那賀川などにおいて、河川堤防の耐震対策や水門・樋門の自動化・遠隔操作化などを促進する。

⑥水門等閉鎖の迅速化（自動閉鎖の検討）

津波に備え、地震発生後、速やかに水門等こう等を閉鎖するため、津波到達時間を見考慮し、自動閉鎖の検討を行う。

〈2カ所検討〉



⑦迅速な陸こう等閉鎖のための運用の見直し

常時閉鎖化を進めつつ、地震発生後、速やかに陸こう等を閉鎖するため、陸こう等の運用の見直しを行う。

⑧河川施設の耐震調査・対策等の実施

津波の週上が想定される河口部の河川堤防等において、緊急度の高い箇所から耐震調査・対策等を推進する。

〈15河川で推進〉

⑨農業用ため池の整備の推進

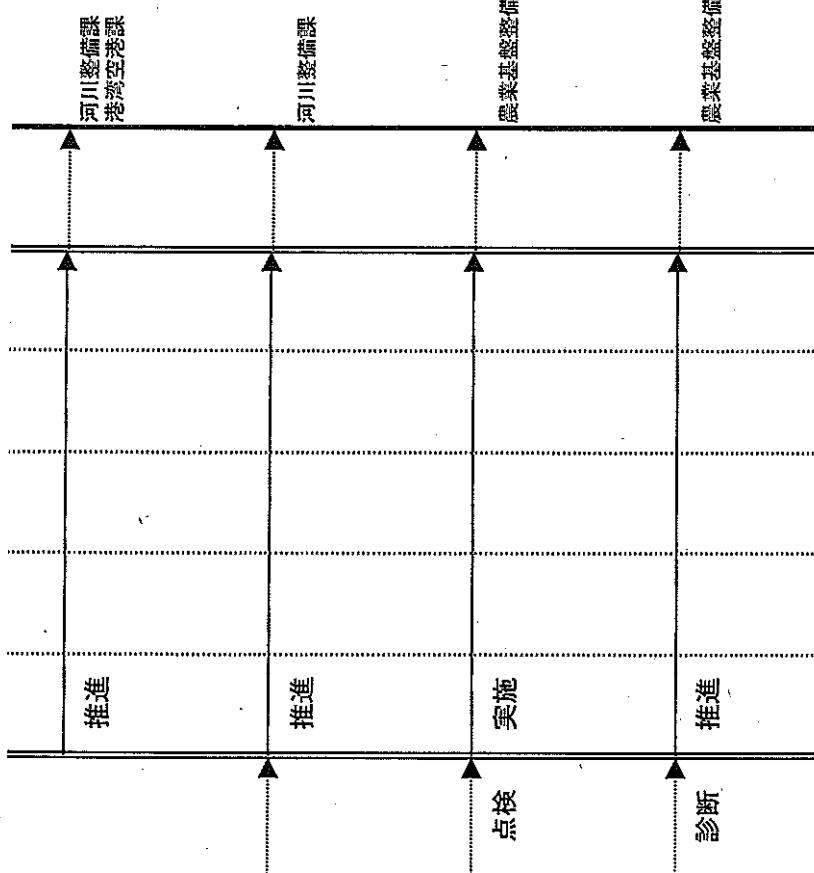
農業用ため池について、緊急点検の結果を踏まえ、老朽化したため池の計画的な整備を実施する。

〈4カ所で実施〉

⑩土地改良施設の耐震化の推進

土地改良施設について、耐震診断の実施した結果、耐震改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する。

〈4施設で実施〉

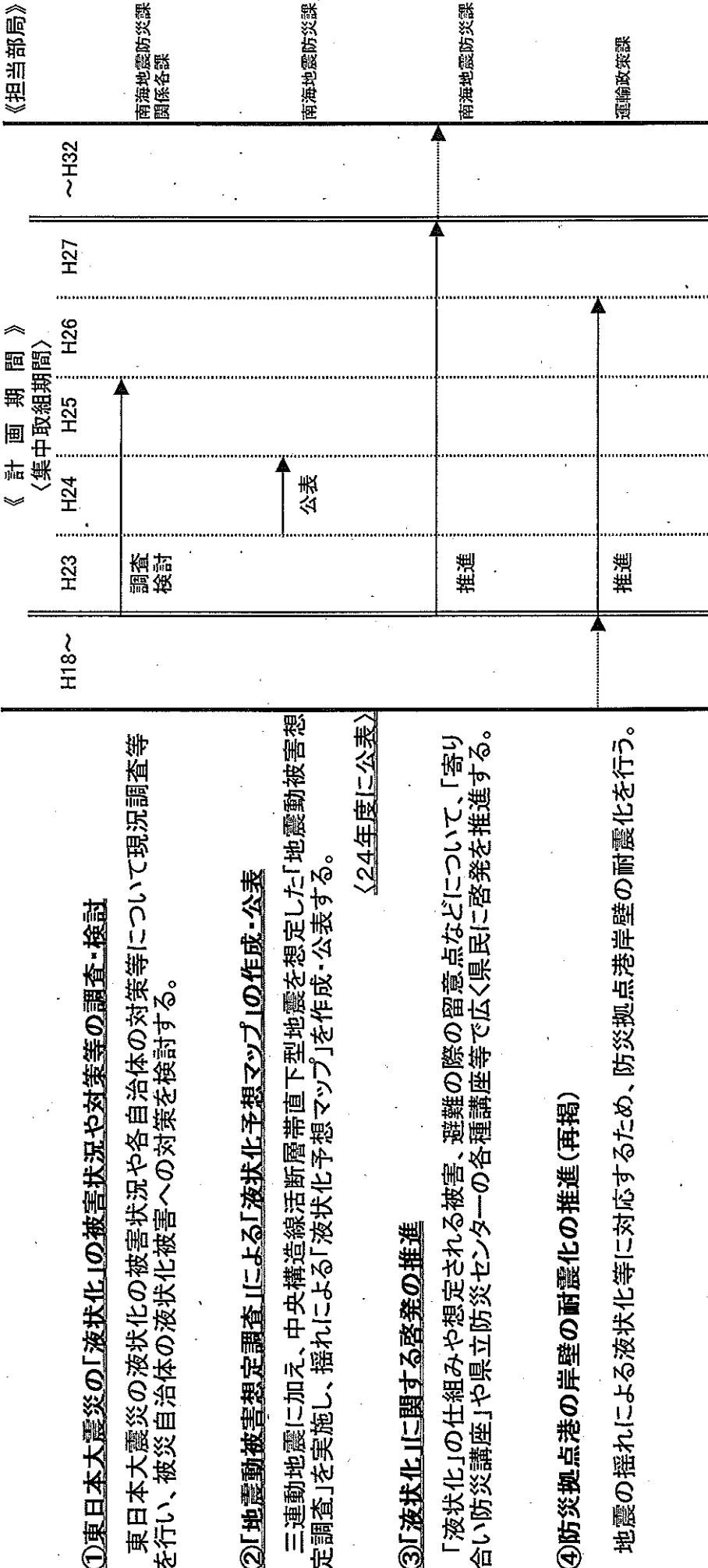


(5)液状化対策の推進

2 地震に強いまちづくりの推進

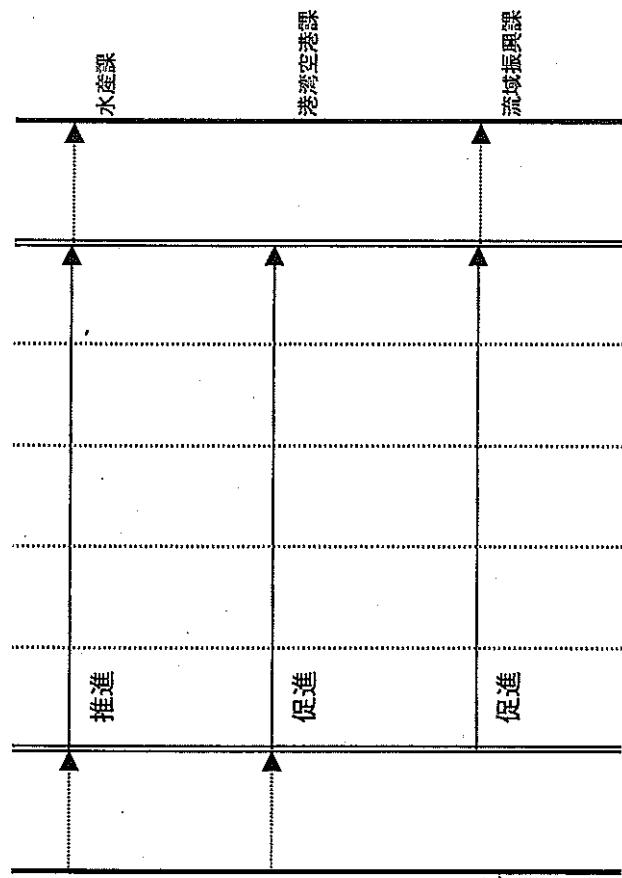
東日本大震災では、東京湾岸の埋め立て地域など、震源から遠い地域でも「液状化」の甚大な被害が発生しました。本県でも、三連動地震が発生した場合、長時間の強い揺れにより、埋め立て地区や吉野川河口の沖積平野を中心で「液状化」が発生するおそれがあります。このため、「液状化予想マップ」の作成や「液状化」に関する啓発を積極的に展開するとともに、港湾施設等沿岸構造物の液状化対策を推進します。

【取り組み】



⑤漁港施設の耐震化の推進(再掲)

漁港施設の耐震強化・岸壁の整備を推進する。



⑥国直轄事業による海岸堤防の整備の促進(再掲)

撫養港海岸において、堤防の液状化対策や老朽化対策を促進する。

⑦国直轄事業に上る河川管理施設の整備の促進(再掲)

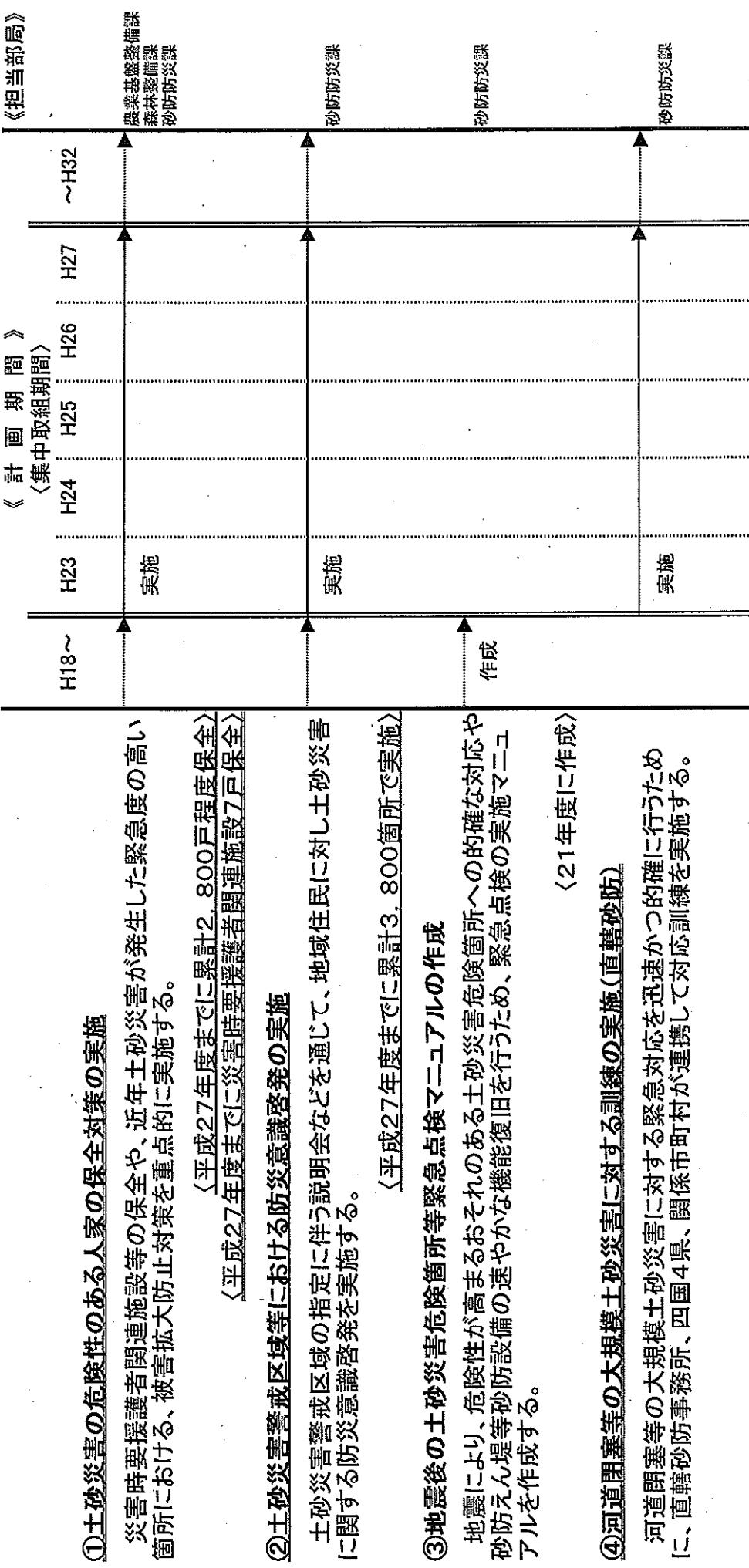
国直轄管理河川である吉野川、那賀川などにおいて、河川堤防の耐震対策や水門・樋門の自動化・遠隔操作化などを促進する。

(6) 土砂災害対策の促進

2 地震に強いまちづくりの推進

本県は山地が多く、全面積のおよそ8割を占めており、地すべりやがけ崩れ等の危険箇所への土砂災害対策が必要です。このため、緊急度の高い危険箇所における被害拡大防止対策を実施します。また、これらの危険箇所に関する情報を県民に提供し、県民自らが身を守るために取り組みを促進します。

【取り組み】



3 緊急的な津波対策の推進

(1) 津波避難意識の向上

地震発生後、沿岸地域の全ての人が、直ちに避難行動をとることにより、大幅に減災することができます。このため、県民への地図津波に関する防災意識の高揚を図り、正しい知識の普及・啓発を行うことにより、「助かる命を助ける」ための津波避難意識の向上を図ります。

【取り組み】

①津波避難に関する啓発パンフレット等の充実

三連動地震の被害想定等を盛り込み、津波の特徴や迅速な避難の重要性など、正確な知識の普及を図る啓発パンフレット等の見直し・充実を図る。

〈24年度に見直し〉

②「津波の日」に因んだ啓発の実施

11月5日の「津波の日」に因んだ、講演会や防災訓練等を実施し、県民の津波避難意識の向上を図る。

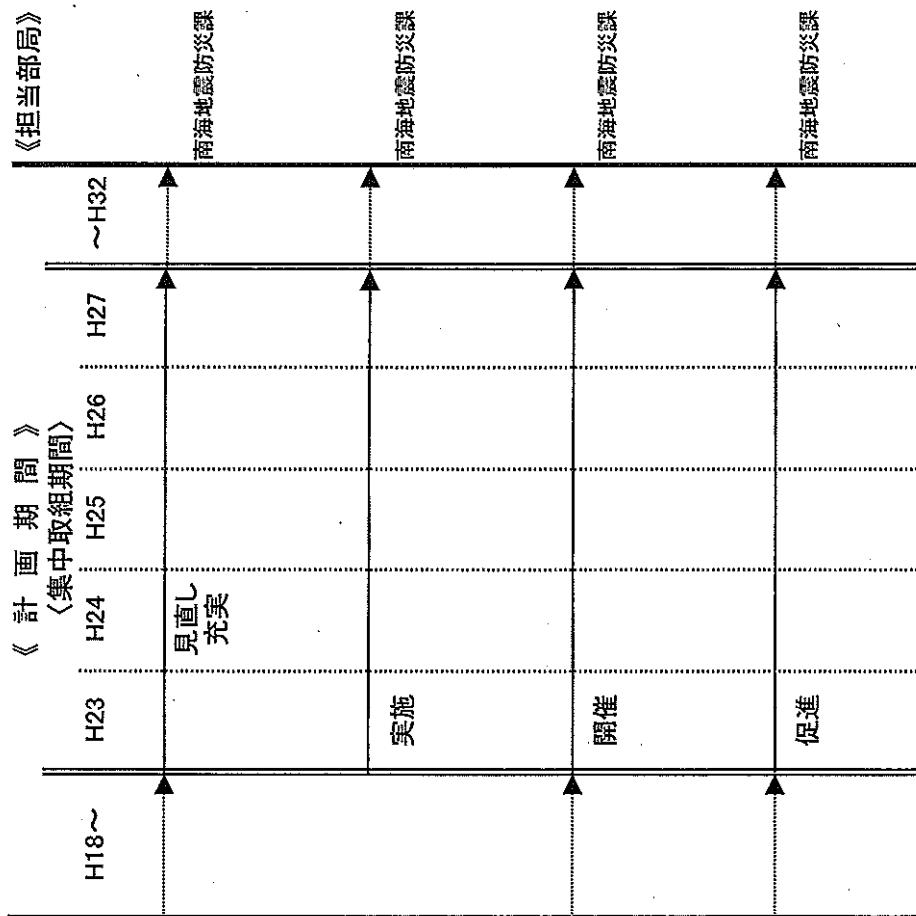
③寄り合い防災講座の開催(再掲)

地域の隅々まで防災に関する知識の普及や防災意識を浸透させるため、地域の寄り合いや事業所の研修会などで防災講座を開催する。

〈講座の開催250箇所／年〉

④津波ハザードマップによる啓発活動の促進

沿岸市町が作成する津波ハザードマップによる、迅速な津波避難に関する啓発事業を支援する。



○沿岸市町における津波ハザードマップの見直しを支援

県の津波浸水予測調査等を踏まえ、沿岸市町が見直す地域の津波ハザードマップの作成を支援する。

〈25年度までに沿岸全市町で見直し〉

⑤津波高標示等による啓発活動の促進

沿岸市町が行う津波高標示等による、津波避難に関する啓発事業を支援する。

⑥地域避難場所等の標高調査の実施

市町村や地域住民による、より安全な避難場所や避難ルートの検討のため、地域の避難場所等の標高を調査し、公表する。

〈24年度に公表〉

⑦津波避難ビル表示板の設置の促進

津波避難ビルの指定を受けている県有施設に、一目で視認できる大型の表示板をモデル的に設置し、沿岸市町における設置を促進する。

〈24年度に設置〉

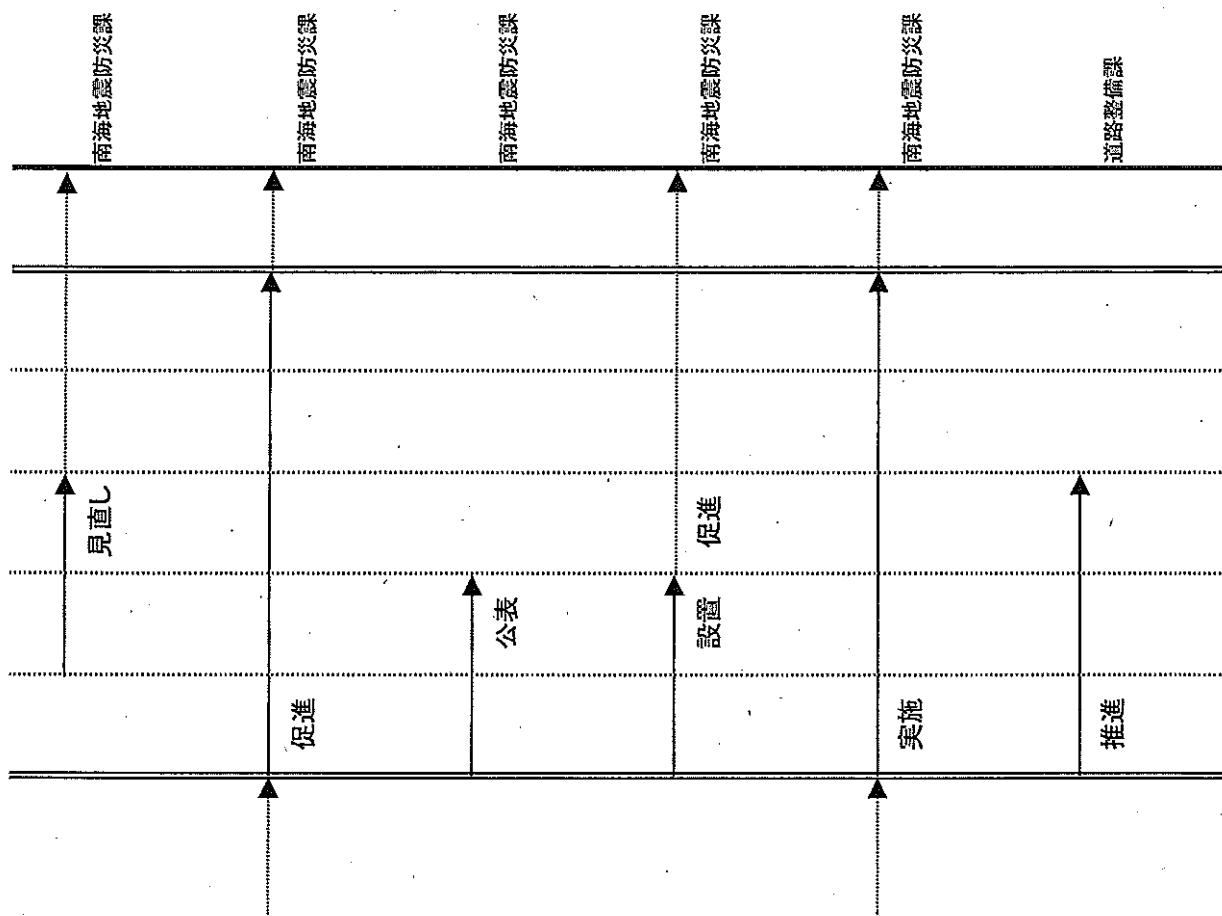
⑧津波避難意識の定期調査の実施

津波危険地区の住民を対象に津波避難意識を調査し、施策への反映を図る。

〈3年ごとに実施〉

⑨道路利用者等への海拔情報の周知

日頃より道路利用者等に周辺の海拔を周知し、地震や津波発生時の迅速な避難行動による減災効果を高めるため、道路標識柱等に「海拔知へる」を整備する。

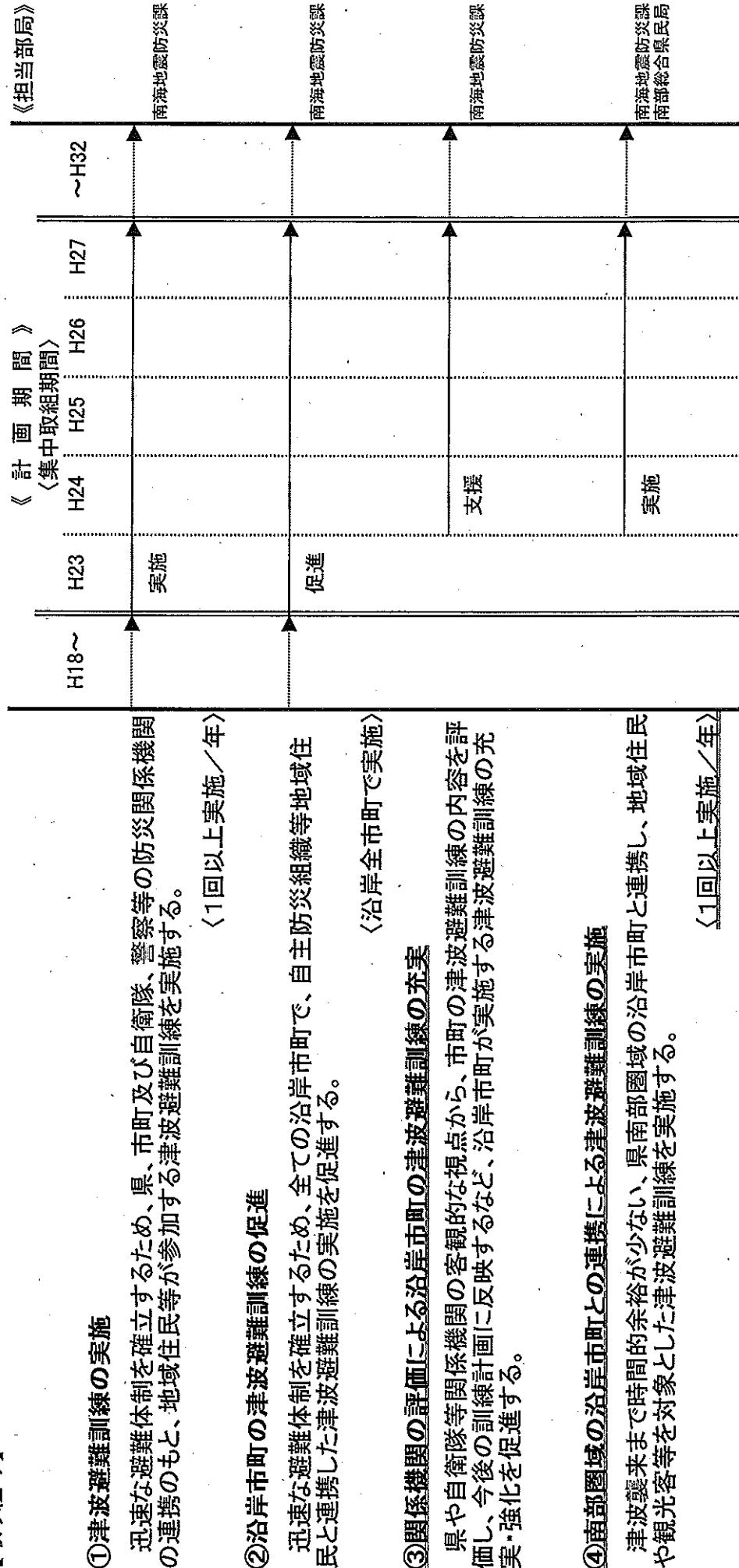


(2)津波避難訓練等の充実・強化

3 緊急的な津波対策の推進

地震発生後、円滑に避難を行つためには、日ごろからの避難訓練が重要です。訓練を実施することにより、いざという時、迅速な対応が可能となることはもちろん、事前に、避難経路や避難場所、災害時要援護者への対応等も確認することができます。このため、津波避難訓練の定期的な実施とともに、観光客や釣り客等も参加する実践的なものとするなど、訓練内容の充実・強化を推進します。

【取り組み】



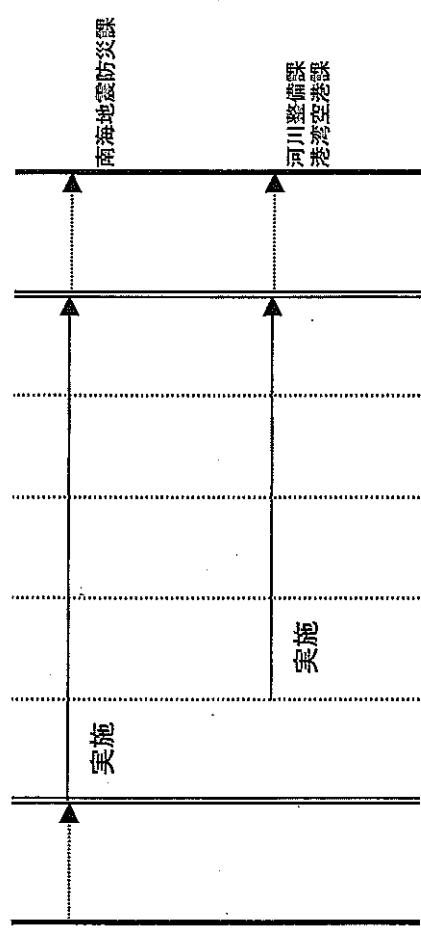
⑤沿岸4県連携による津波避難訓練の実施

沿岸4県(三重県、和歌山県、徳島県、高知県)が連携し、津波避難訓練を実施する。

〈1回以上実施／年〉

⑥陸こう等閉鎖訓練の実施

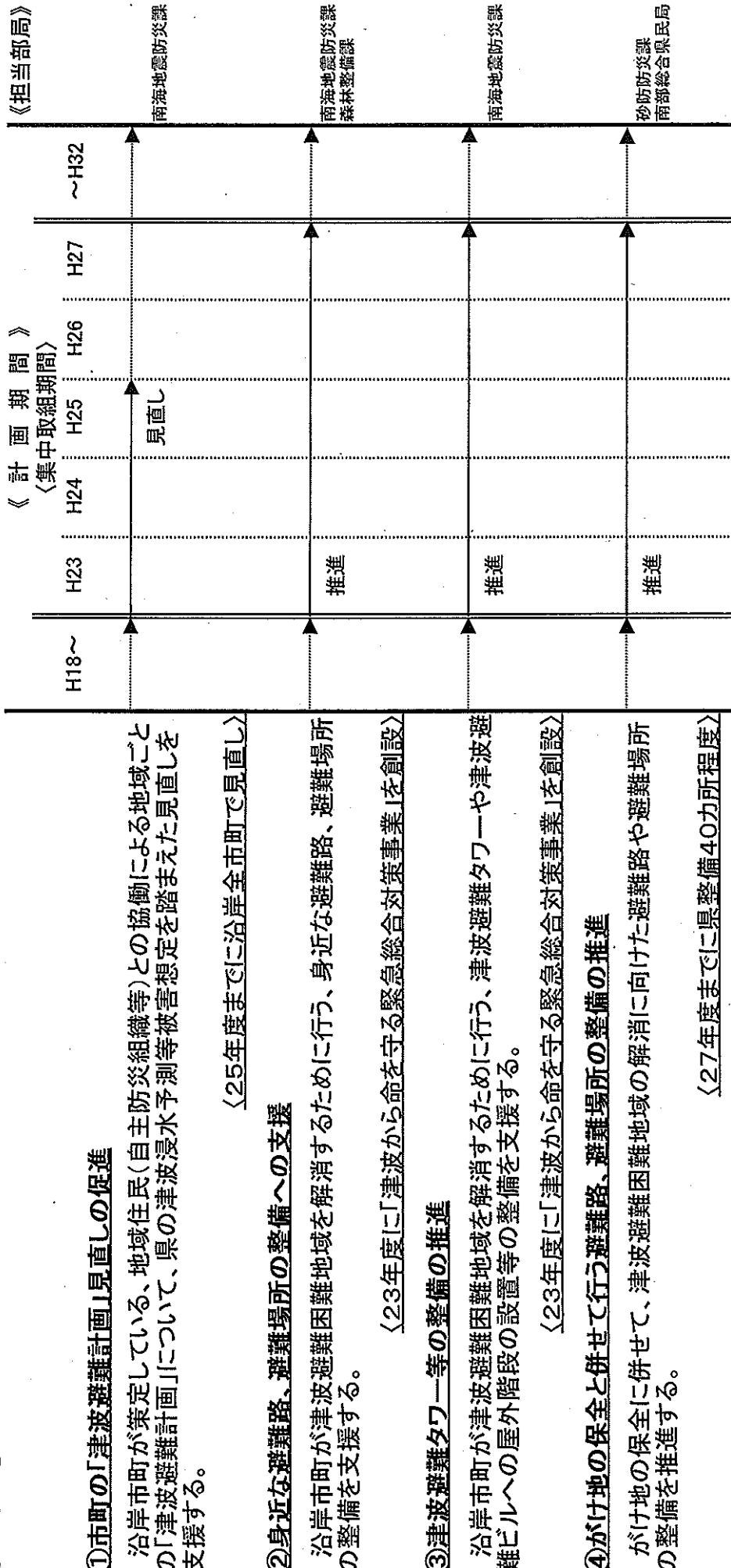
常時閉鎖化を進めつつ、地震発生後、速やかに陸こう等を閉鎖する訓練を行う。



(3) 津波避難困難地域の解消

津波避難訓練等を行い、地域の津波避難計画を策定することにより、津波避難における課題が明らかになります。
地域に避難できる高台がないなど、避難が困難な地域については、避難路や避難施設の整備等のハード対策を積極的に進め、津波避難困難地域を解消します。

【取り組み】



⑤高速道路のり面等の活用による津波避難場所の設置促進
関係市町と連携し、高速道路のり面等を活用した津波避難場所の設置を促進する。

⑥漁村における津波避難施設の整備、生産施設の耐震化等に対する支援
「漁村防災・減災力向上計画」に位置づけられた避難施設（避難路の段差解消、手すりの設置等）の整備や生産・流通施設の耐震化等に対する支援を実施する。

⑦津波避難ビルの指定の促進

津波からの避難場所を確保するため、堅固な中・高層の建物を避難場所に利用する津波避難ビルの指定を促進する。

⑧津波避難ビル表示板の設置の促進（再掲）

津波避難ビルの指定を受けている県有施設に、一目で視認できる大型の表示板をモデル的に設置し、沿岸市町における設置を促進する。

〈24年度に設置〉

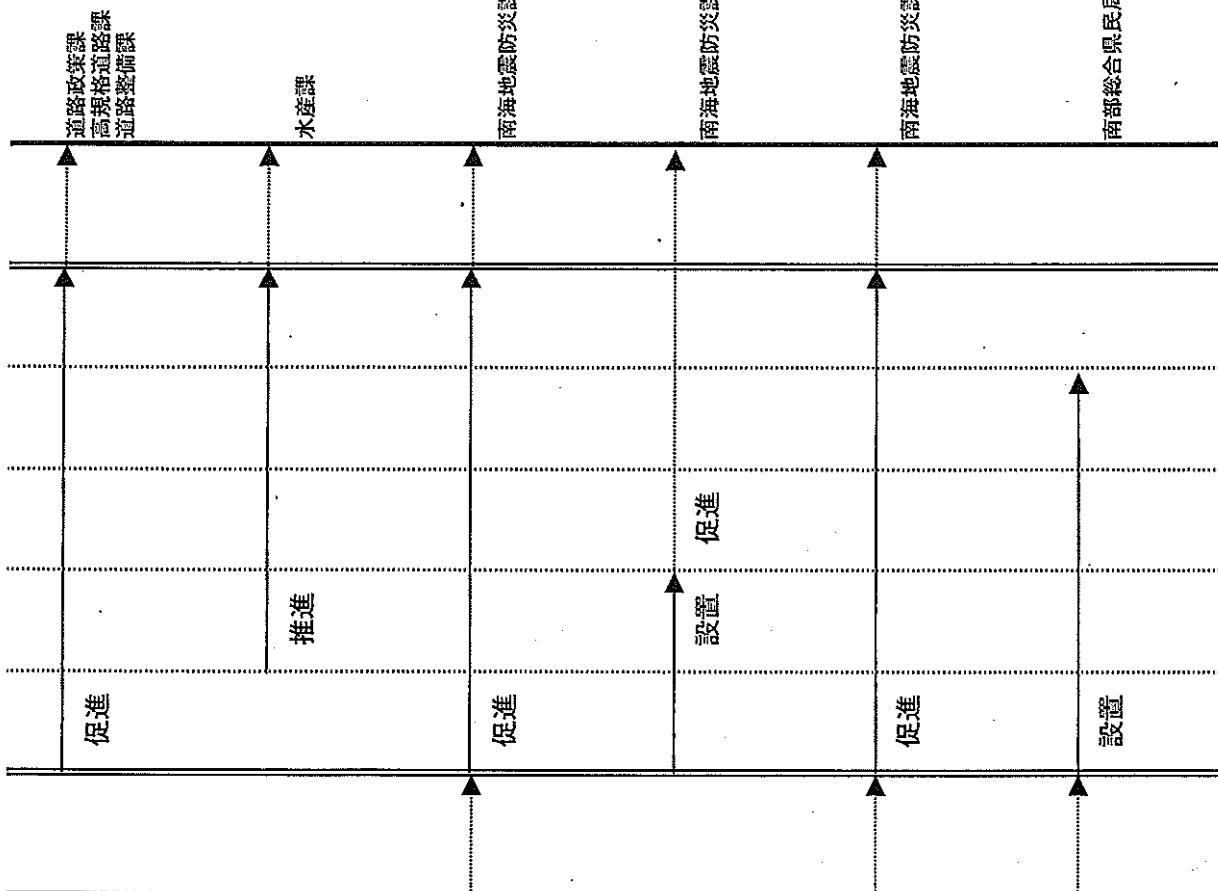
⑨倒壊の危険性のある空き家やブロック塀等除去の促進

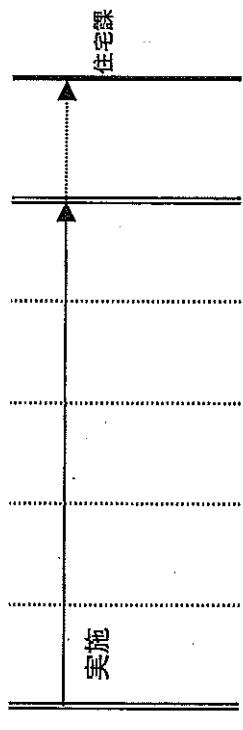
安全な津波避難経路を確保するため、避難路に面した倒壊の危険性がある空き家やブロック塀等の除去を促進する。

⑩県南地域におけるLED避難誘導施設等の設置促進

LEDやソーラーシステムを用いた避難誘導灯、自発光錆、道路照明灯等の設置を促進し、津波避難路の整備を推進する。

〈26年度までにLED避難誘導施設等100カ所設置〉





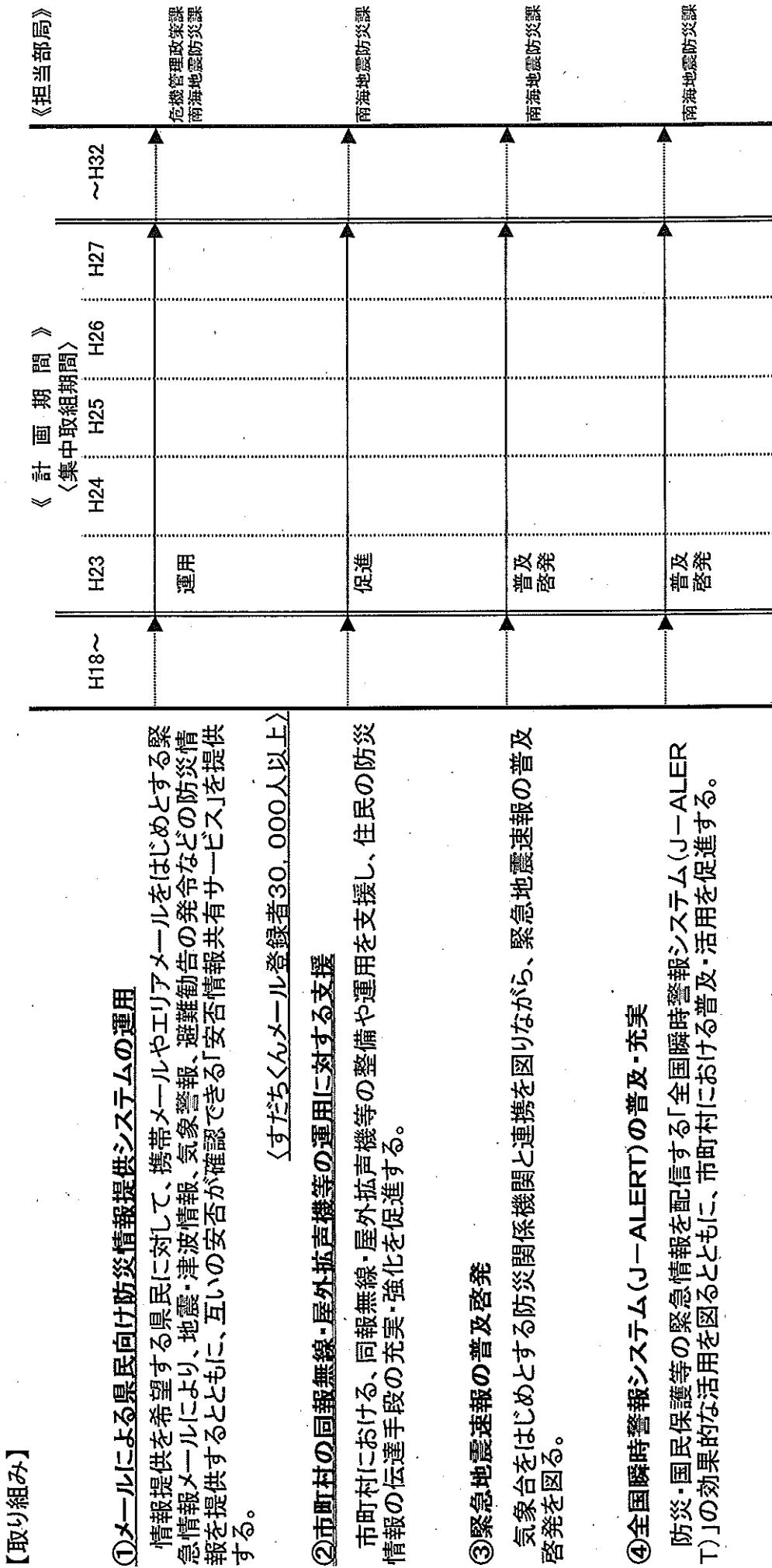
①県営住宅への津波避難機能の付加

県営住宅に津波避難機能を付加し、津波避難困難地域の解消を図るとともに、
市町村や民間施設へのモジュール的役割もはたす。
※集約化事業・津波避難ビル整備モデル事業

(4) 津波情報等伝達体制の強化

地震・津波発生時には、県民に、津波や避難に関する情報を迅速かつ的確に伝達することが重要です。このため、県民への津波情報や避難に関する情報等の伝達体制の強化を進めます。

【取り組み】



⑤緊急地震速報受信端末等の現有施設への整備

県有施設の利用者の安全確保を図るため、緊急地震速報が受信できる端末等を防災拠点等となる県有施設に導入する。また、必要に応じて、屋外にも防災情報が伝達できる放送設備の整備を行い、県有施設の災害対応能力の向上を図る。

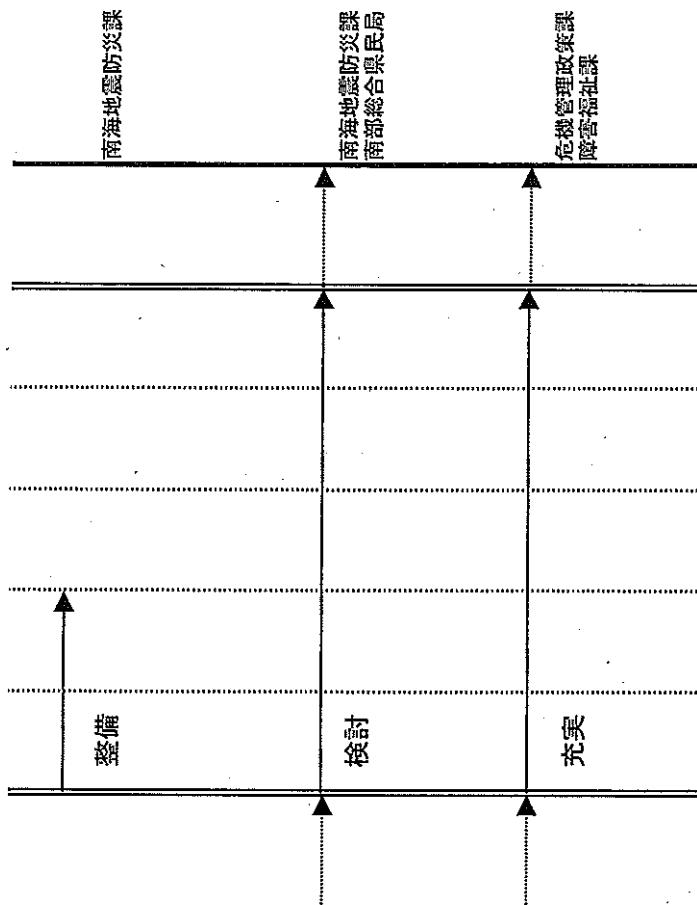
〈24年度までに整備〉

⑥観光客等に対する情報伝達方法の検討

海水浴客や釣り客等が適切な避難が行えるよう、津波災害に関する情報や津波警報等の伝達体制、避難誘導方法を検討する。

⑦災害時要援護者に対する情報伝達手段の充実

災害情報等の携帯メールによる聴覚障害者等への伝達方法の普及など伝達手段を充実するとともに、エリアメールをはじめとする緊急情報メールとの連携についても普及を図る。

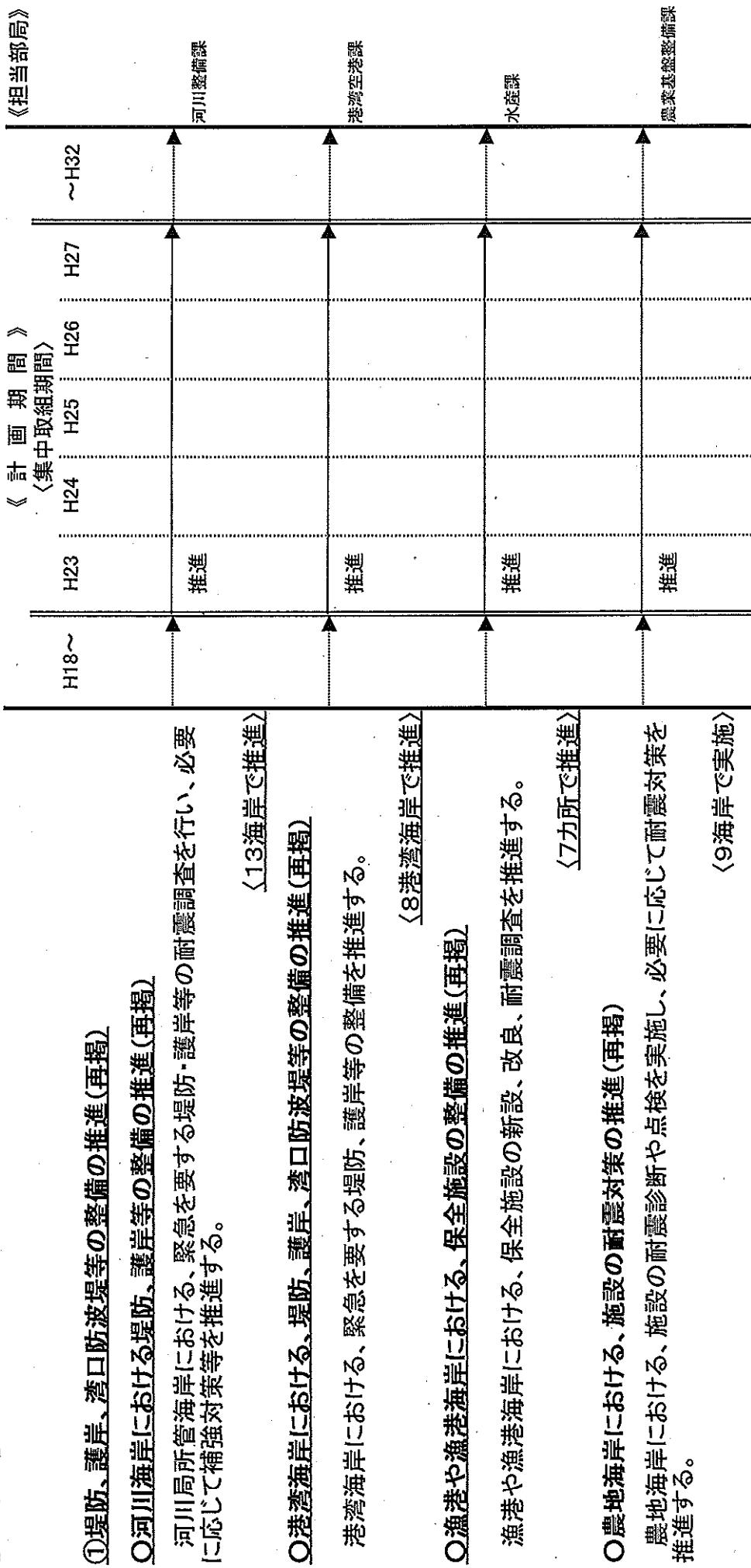


(5) 海岸保全施設の整備推進

3 緊急的な津波対策の推進

津波による被害から、人命と財産を守るために、堤防や護岸等の海岸保全施設の整備を進め必要があります。このため、海岸保全施設の適正な維持管理に努め、緊急を要する施設の整備を計画的に進めます。

【取り組み】



○林野海岸における、施設及び防潮林の整備の推進(再掲)
林野海岸(潮害防備保安林)における、施設の点検、機能強化や防潮林の整備を推進する。

〈4海岸で推進〉

②国直轄事業による海岸堤防の整備の促進(再掲)

撫養港海岸において、堤防の液状化対策や老朽化対策を促進する。

③国直轄事業による河川管理施設の整備の促進(再掲)

国直轄管理河川である吉野川、那賀川などにおいて、河川堤防の耐震対策や水門・樋門の自動化・遠隔操作化などを促進する。

④水門等閉鎖の迅速化(自動閉鎖の検討)(再掲)

津波に備え、地震発生後、速やかに水門陸こう等を閉鎖するため、津波到達時間を見度し、自動閉鎖の検討を行う。

〈2カ所検討〉

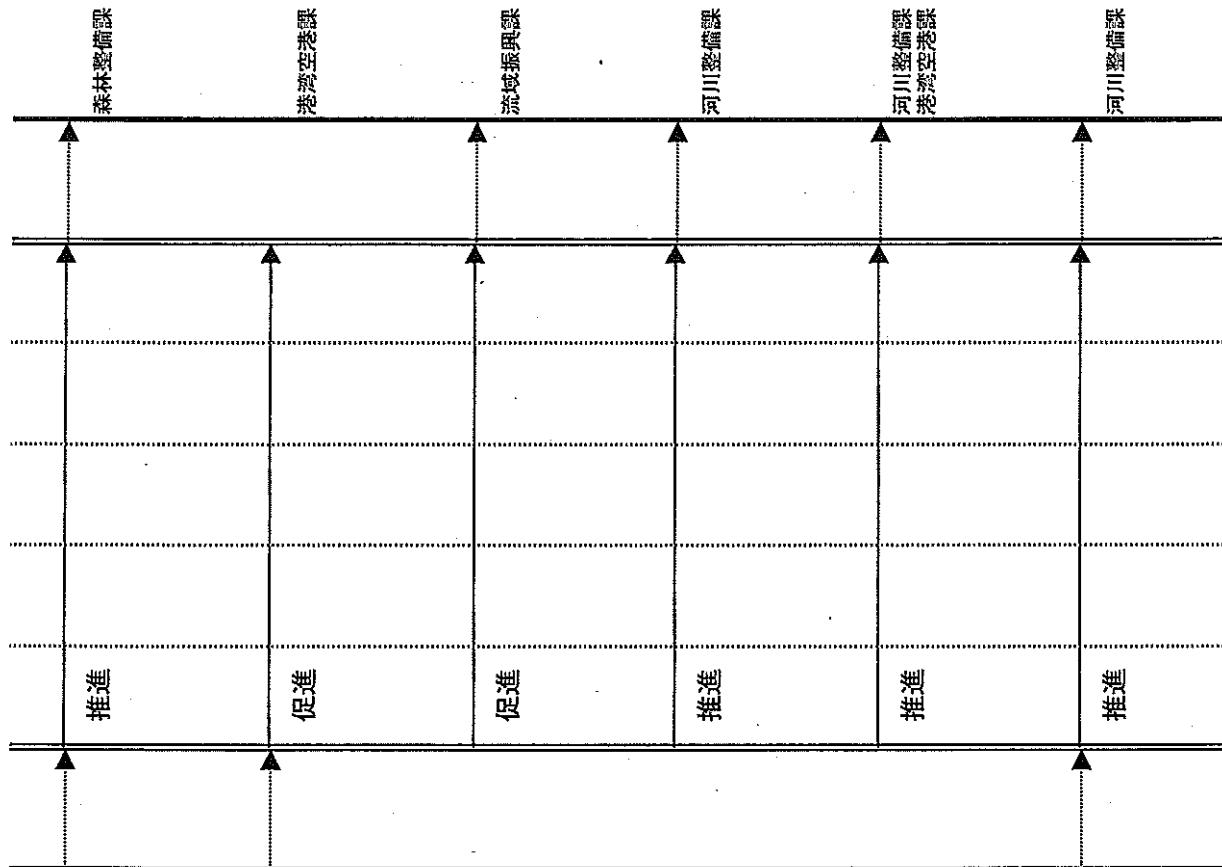
⑤迅速な陸こう等閉鎖の運用見直し(再掲)

常時閉鎖化を進めつつ、地震発生後、速やかに陸こう等を閉鎖するため、陸こう等の運用の見直しを行う。

⑥河川施設の耐震調査・対策等の実施(再掲)

津波の週上が想定される河口部の河川堤防等において、緊急度の高い箇所から耐震調査・対策等を推進する。

〈15河川で推進〉



⑦水門等の改修・機能の強化による減災対策の推進

水門、樋門、陸こうの老朽施設の改修を行うとともに、電動化等を推進する。

⑧水門等の日常管理办法の見直しや定期点検の実施

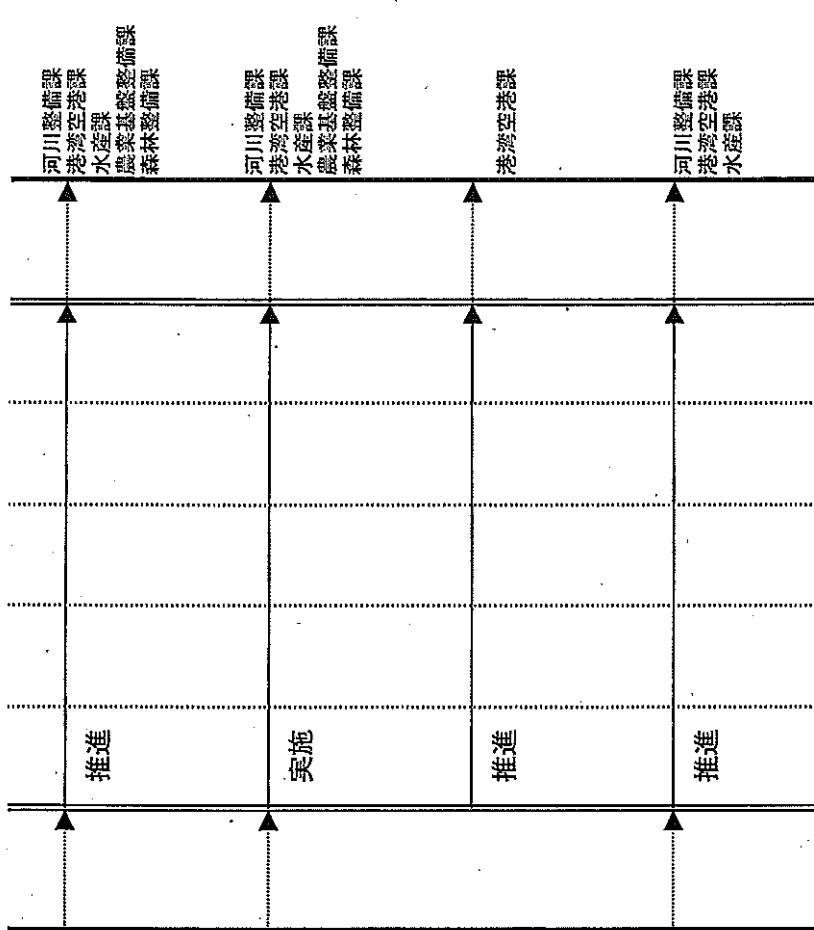
水門、樋門、陸こうの日常管理办法の見直しや定期点検を実施する。

⑨漂流物の流出防止対策の実施

地震津波に備え、漂流物の衝突や流出による被害の低減対策を実施する。

⑩放置艇等対策の推進

津波発生時に被害を拡大させるおそれがある不法係留船や放置艇等の対策を推進する。

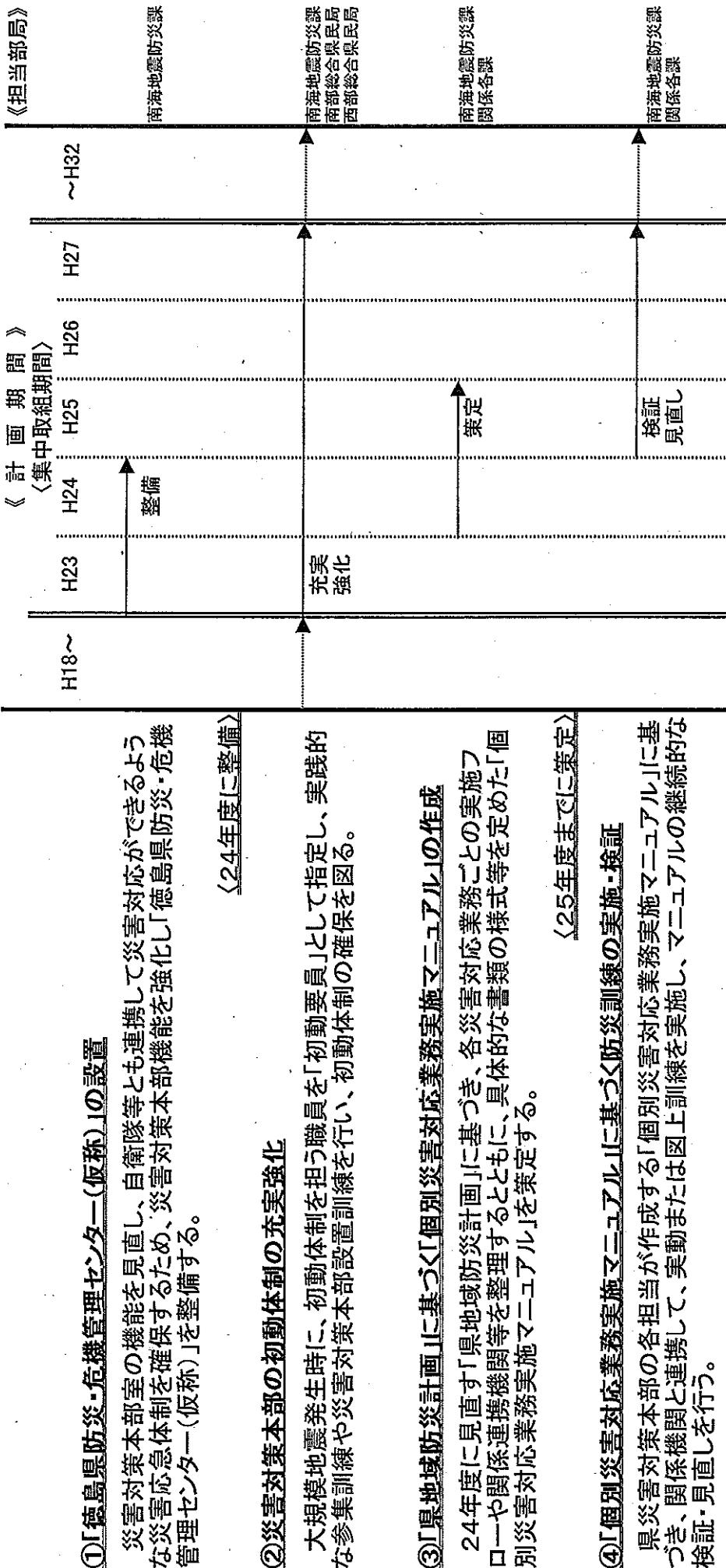


4 行政の災害対応能力の強化

(1) 初動体制の確保等、災害対応能力の向上

災害時に、迅速かつ的確な応急災害対策を実施するためには、県や市町村をはじめ、自衛隊等関係機関と連携した初動体制の確保を図ることが重要です。
また、日頃から応急災害対応マニュアルの作成や訓練等を行い、災害対応能力の向上を図ります。

【取り組み】



⑤南部総合県民局における初動体制の確保

三連動地震による津波被害や孤立化に対処するため、職員の待機体制の確保を図る。

⑥「徳島県職員災害応援隊」の結成

県職員で構成する「被災者支援チーム」、「防災専門家チーム」、「災害時市町村派遣チーム」からなる「徳島県職員災害応援隊」を結成し、迅速な県職員の応援派遣や現地の被災状況に応じた的確な災害応急対策の支援を行う体制づくりを進める。

(20年度に結成)

⑦圏域別防災対策連絡会議による連携強化

各圏域において、災害に即応できる体制を整えるため、防災関係機関との連携を強化する。

⑧市町村における受援体制整備の促進

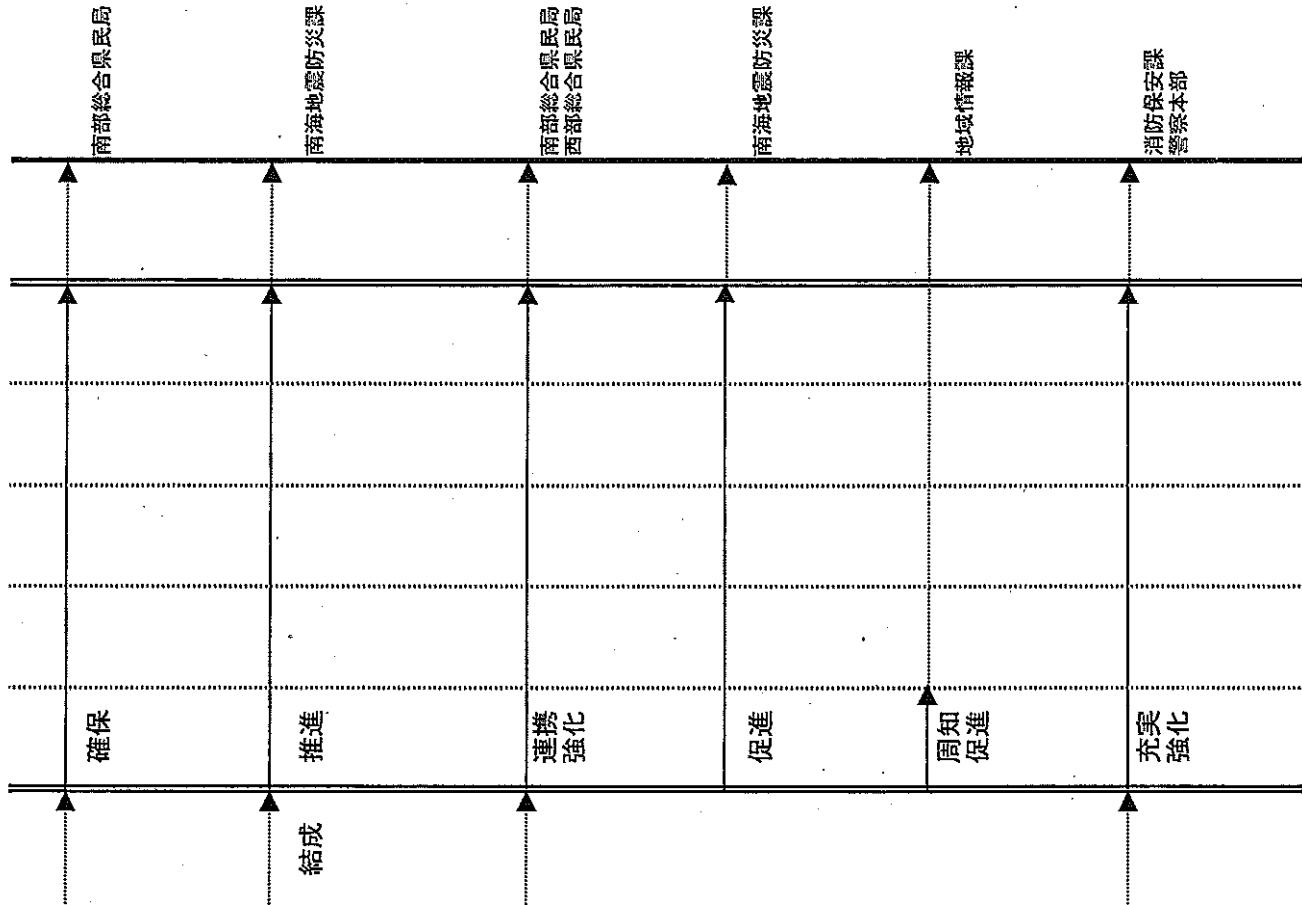
災害時に、市町村が被災した場合、県や自衛隊等関係機関からの応援受入体制の整備を促進する。

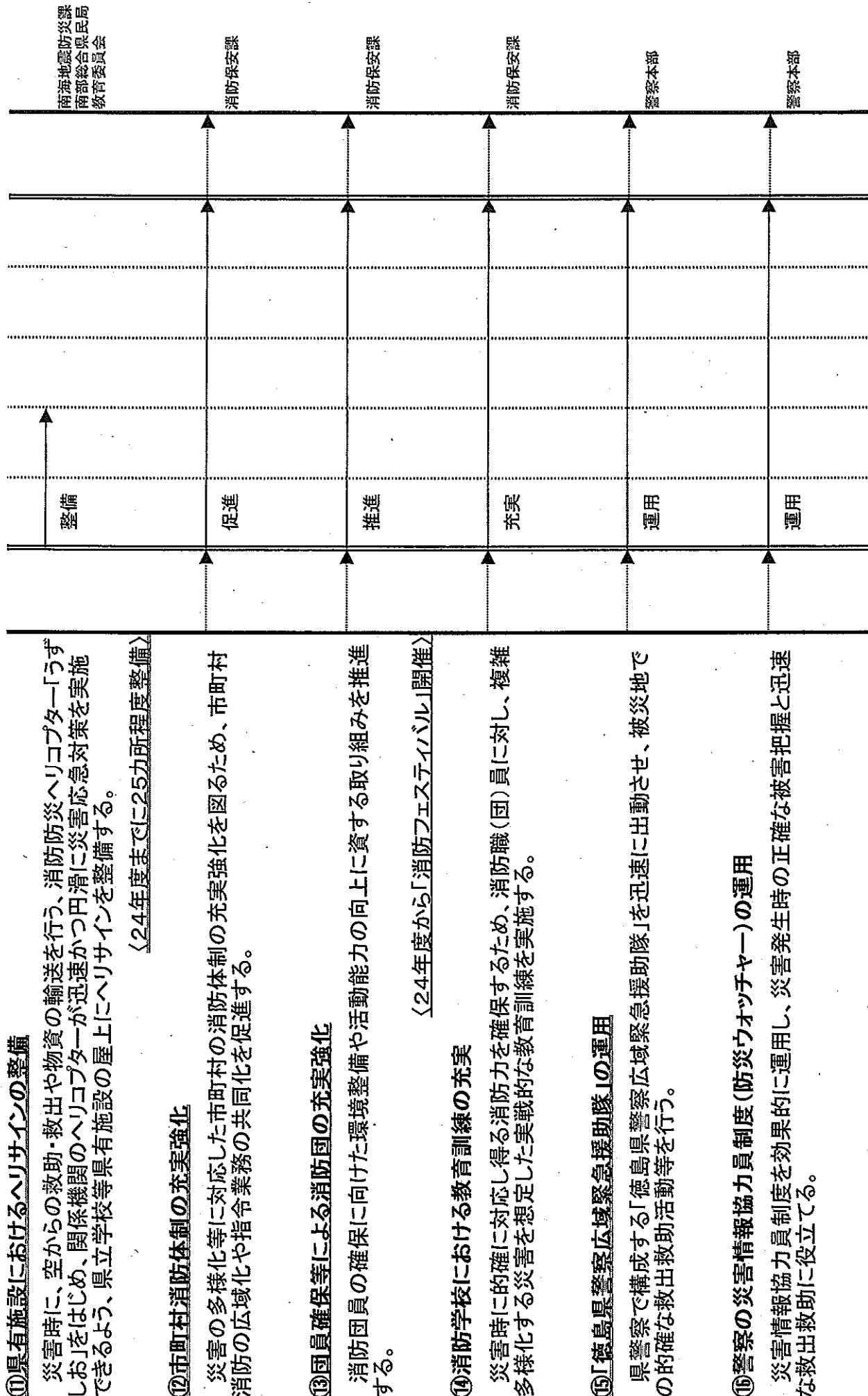
⑨市町村における被災者支援・復旧復興システムの導入促進

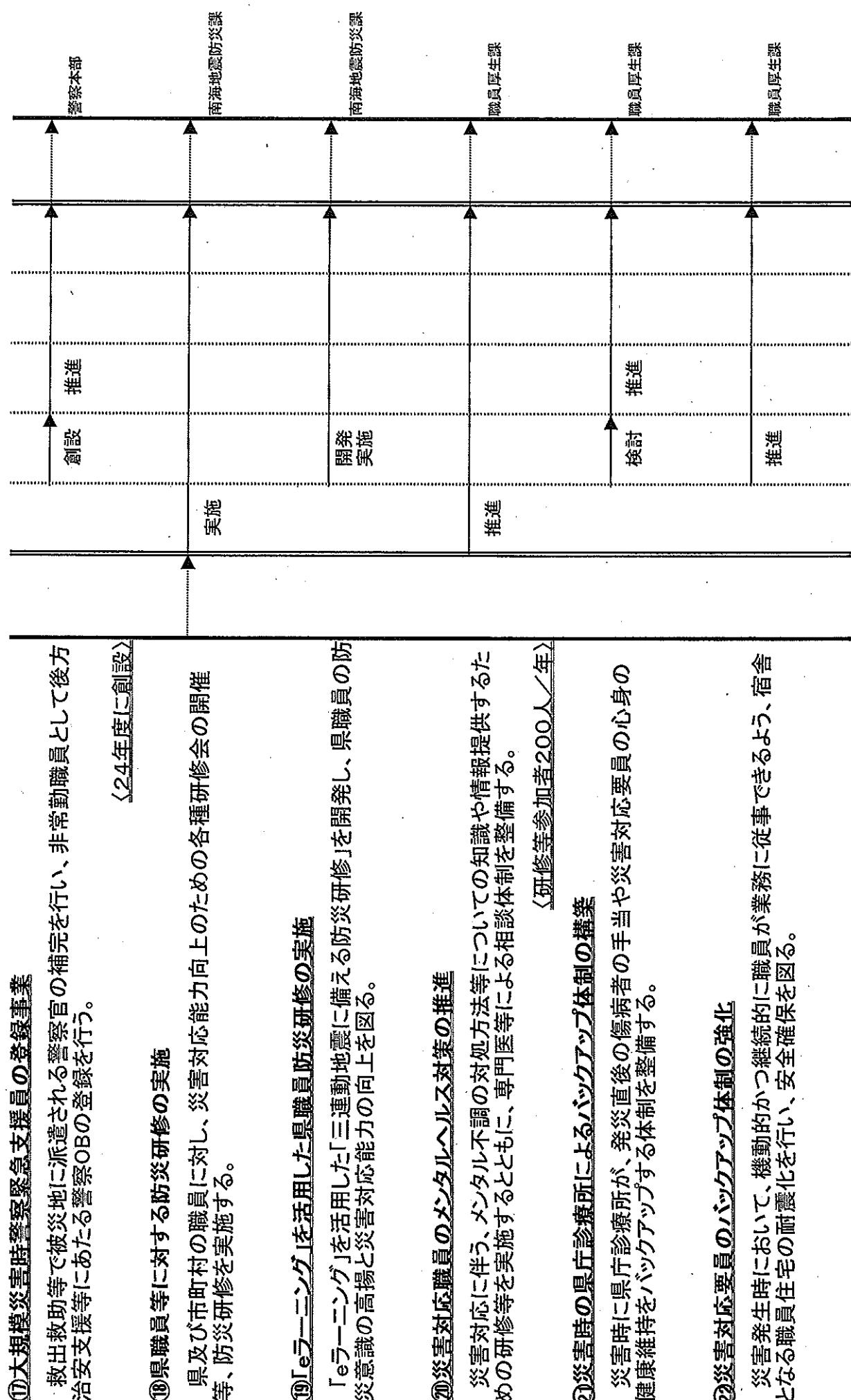
市町村において被災者支援を円滑に行う体制づくりを進めるとともに、被災者支援や復旧復興のためのシステム導入を促進する。

⑩消防防災ヘリコプター等の運航体制の充実強化

災害時に、救出救助や物資の輸送を円滑に実施するため、消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらさぎ」の装備・設備等の充実を図り、運航体制の強化を図る。





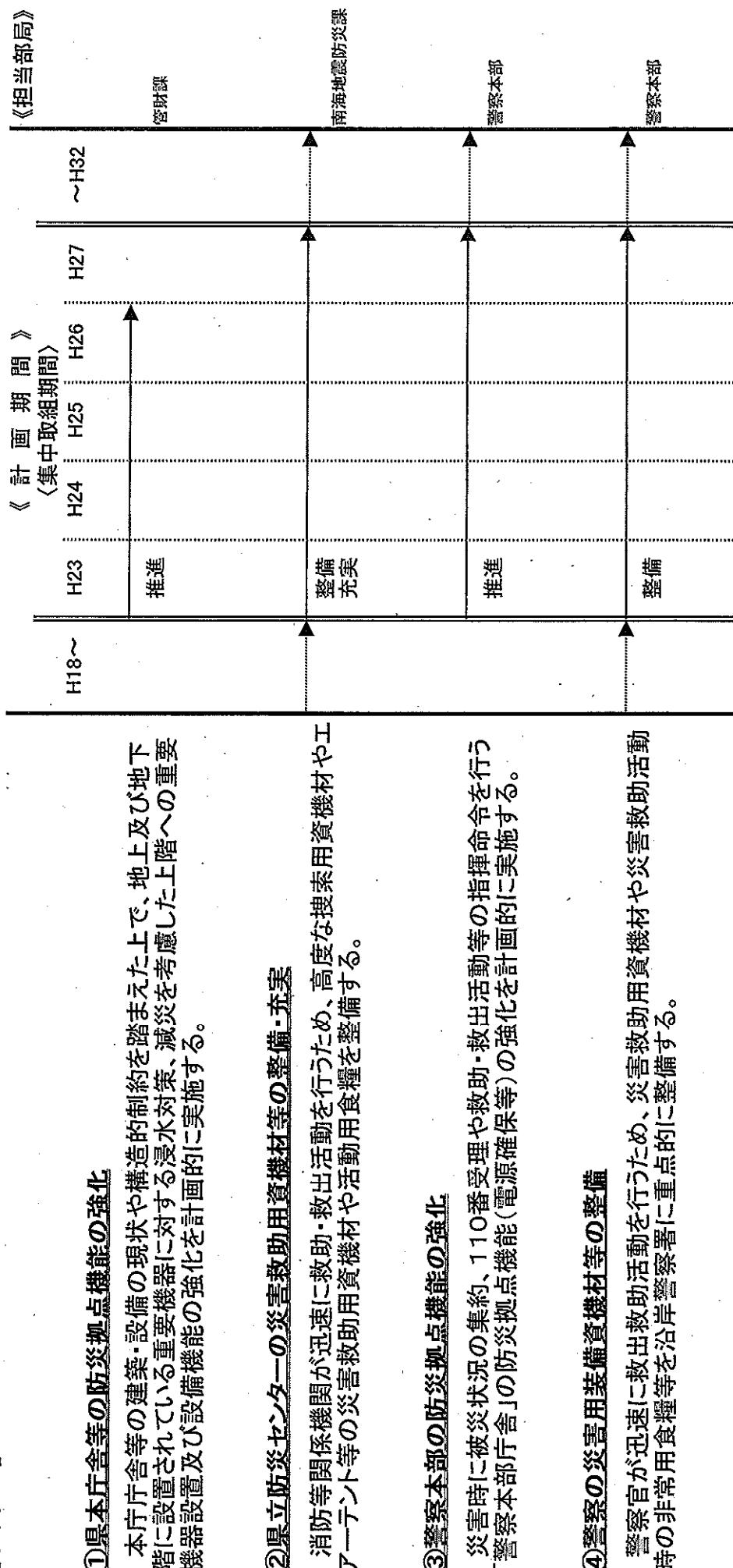


(2) 防災拠点施設の機能強化の推進

4 行政の災害対応能力の強化

災害時に、迅速かつ的確な応急災害対策を実施するためには、県本庁舎をはじめ防災拠点となる県有施設等が自立的に活動できる機能を備えておく必要があります。このため、防災拠点となる県有施設等の機能強化・充実を図り、災害時に即応できる体制を整備します。

【取り組み】



⑤防災拠点となる「自動車運転免許センター」の整備推進

災害時に、他都道府県警察からの応援部隊の集結場所としての役割を担うなど、県北部の防災拠点となる機能を付加した「自動車運転免許センター」の整備を推進する。

⑥「道の駅」の防災拠点化の推進

大規模災害時などに備え、「道の駅」に災害情報発信施設や災害用トイレなどを整備し、「道の駅」の防災拠点化を推進する。

⑦県立海部病院の移転改築の推進

三連動地震による津波により甚大な被害が想定される県南地域において、中核となる災害拠点病院として対処できるよう、県立海部病院の移転改築に取り組む。

⑧県立中央病院・三好病院におけるヘリポート整備

災害時の円滑な患者搬送のため、県立中央病院と県立三好病院にヘリポートを整備する。

〈25年度までに整備〉

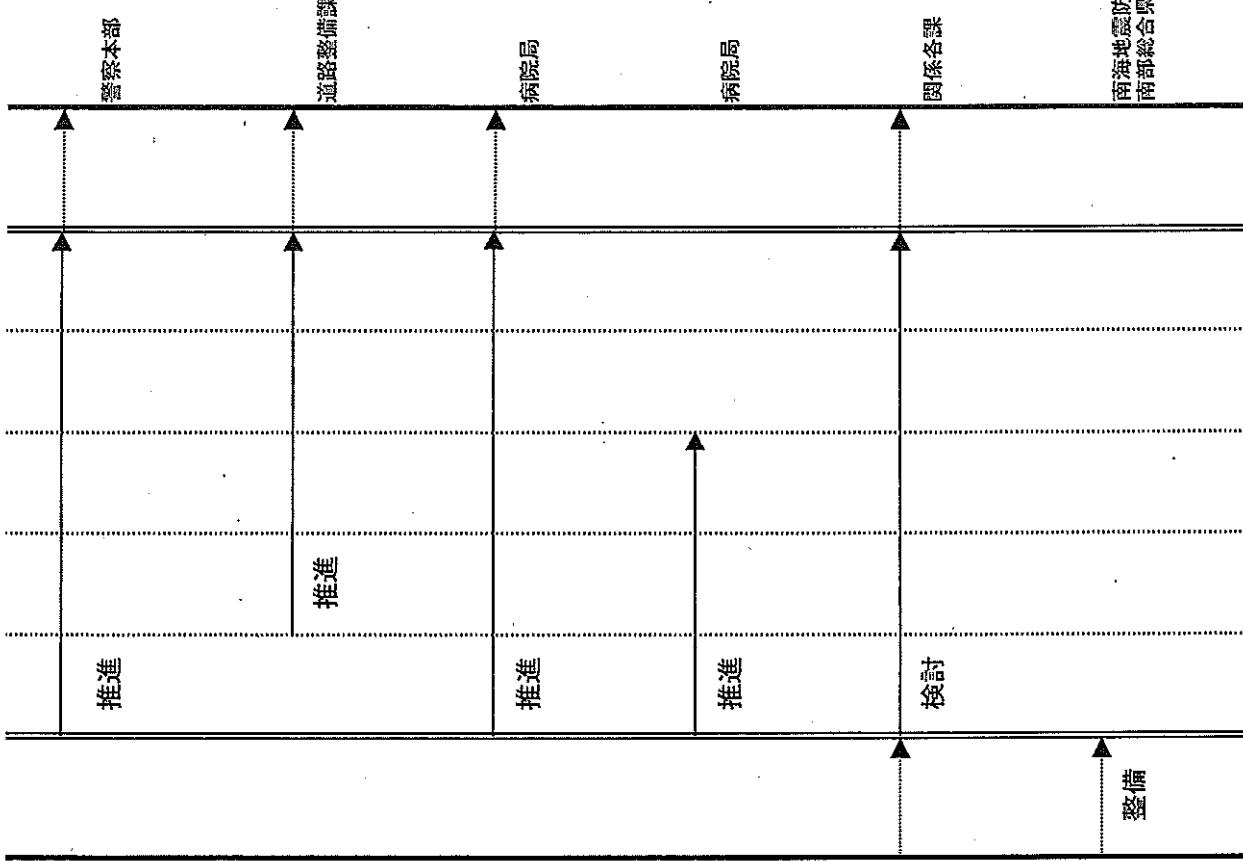
⑨地域における防災拠点施設の整備の検討

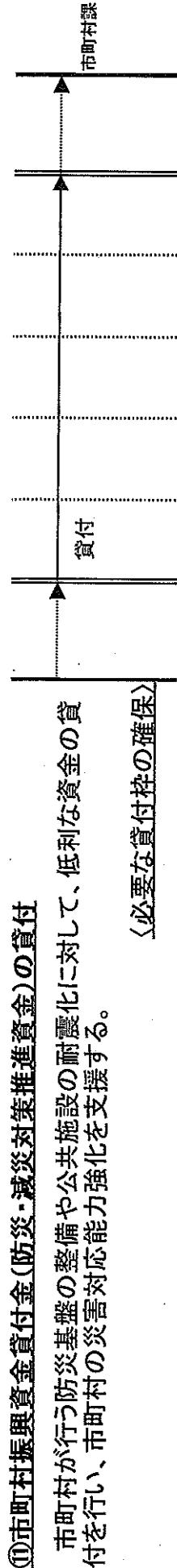
地域において、広域的な応急復旧活動の拠点や避難所等として活用できる施設の整備を検討する。

⑩県南部の防災拠点施設の整備

幹線道路の寸断、地域の孤立化等により甚大な被害が予測される県南部地域において、防災拠点となる施設を整備する。

〈22年度に「南部防災館」を整備〉





①市町村振興資金貸付金(防災・減災対策推進資金)の貸付

市町村が行う防災基盤の整備や公共施設の耐震化に対して、低利な資金の貸付を行い、市町村の災害対応能力強化を支援する。

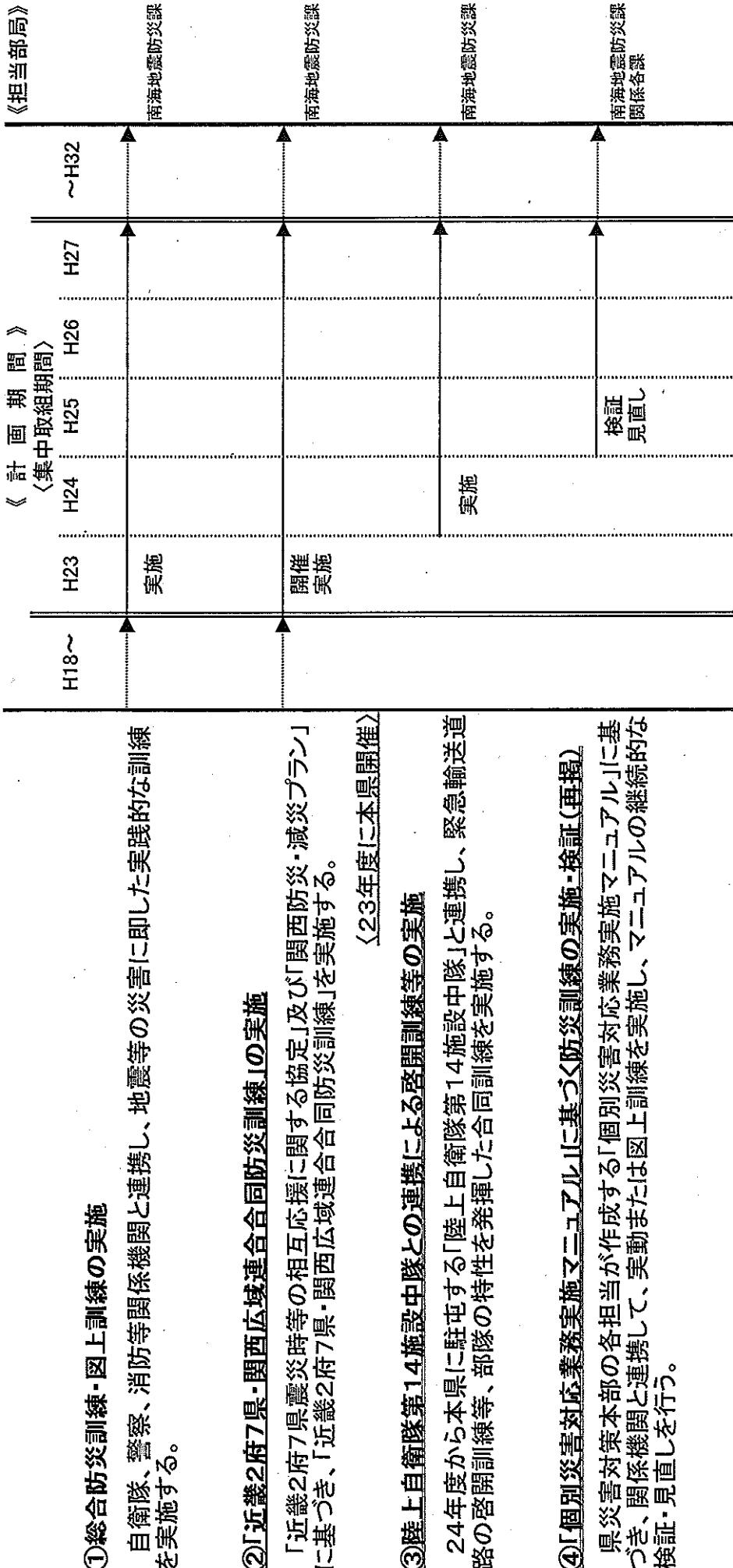
〈必要な貸付枠の確保〉

(3) 防災訓練の充実強化

4 行政の災害対応能力の強化

三連動地震等大規模災害を想定し、平常時から自衛隊や警察、消防等関係機関や市町村と連携し、実践的な防災訓練を実施し、応急災害対応の役割分担や手順等を確認しておく必要があります。また、関西広域連合をはじめ、他の都道府県等との訓練を実施し、災害時の応援・受援体制の構築を進めます。

【取り組み】



⑤消防防災ヘリコプター等の災害対応能力の向上

消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらさぎ」の救出救助訓練等を実施し、さまざまな災害に対応できるよう能力向上を図る。

⑥緊急消防援助隊合同訓練の実施

緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動が実施されるよう、災害対応力の強化と連携強化等を図るため、他県と連携した訓練を実施する。

〈本県で、23年度に近畿ブロック、25年に中四国ブロック合同訓練を開催〉

⑦「中国・四国管区警察局広域緊急援助隊等合同訓練」の実施

中国・四国管区広域緊急援助隊等で実施する合同訓練に参加し、連携を強化する。

〈23年度に本県開催〉

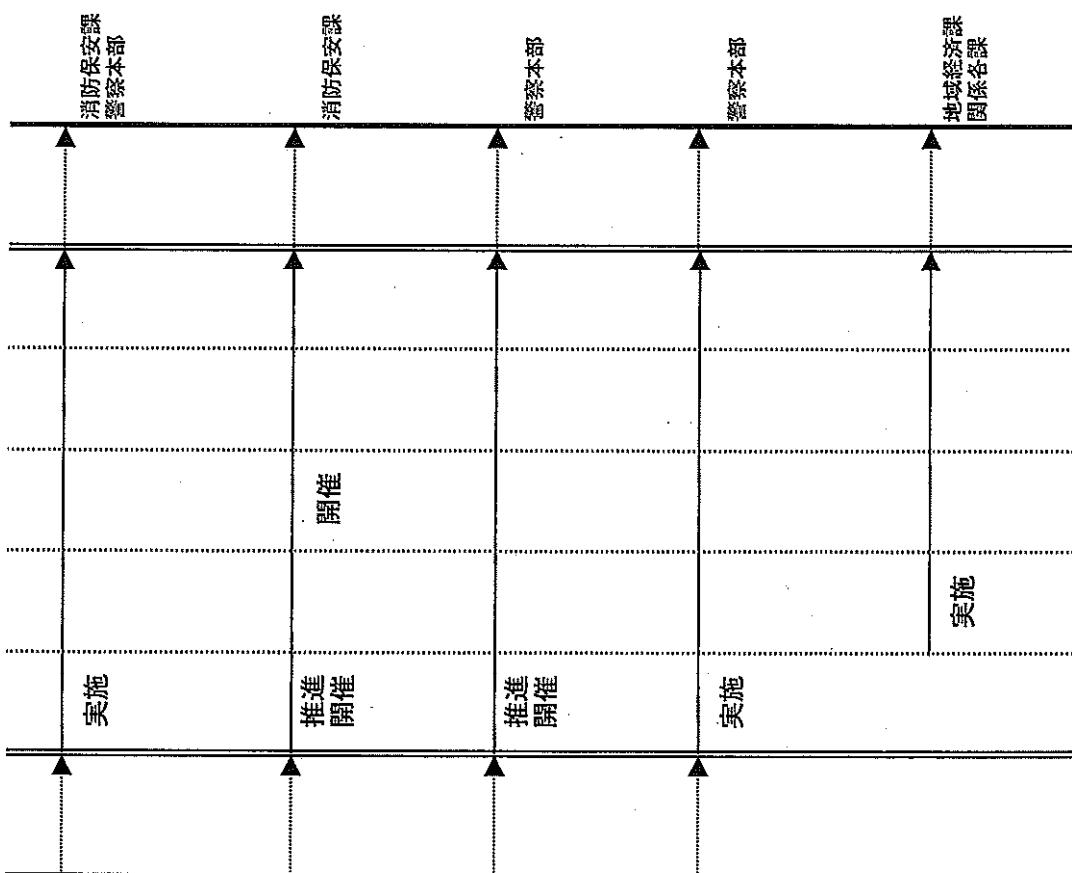
⑧警察の災害警備訓練の実施

救出救助等災害警備活動能力を強化するため、広域緊急援助隊と警察署との合同訓練を実施する。また、地域住民等との連携による合同訓練を実施するとともに、沿岸警察署においては、津波被害を想定した訓練を実施する。

⑨生活必需品等の確保・搬送に係る図上訓練の実施

大規模災害時に備え、支援協定に基づき、生活必需品等の確保、搬送体制の確立のための図上訓練を実施する。

〈毎年度実施〉

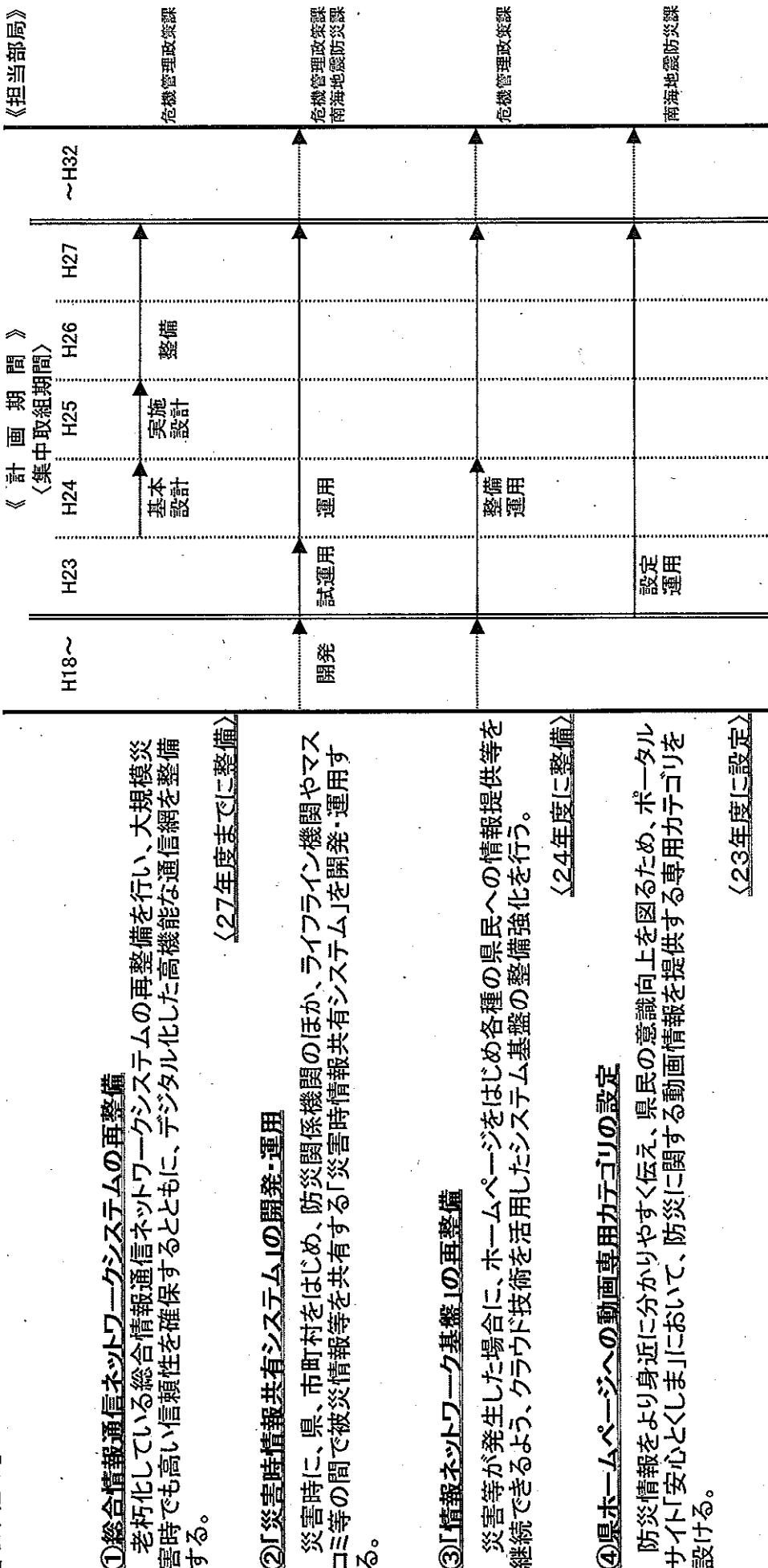


(4) 防災情報・通信体制の強化

4 行政の災害対応能力の強化

行政が的確な災害対応を行うためには、地震・津波情報や被害状況、応急復旧情報などを迅速に収集し、関係機関が情報を共有することが重要です。また、これら的情報を県民に速やかに提供することも必要です。このため、災害に強い情報通信ネットワークの構築や情報基盤の整備、県民に幅広く情報提供が行えるホームページ等伝達システムの整備を推進します。

【取り組み】



⑤ヘリコプター伝送中継システムの運用
ヘリコプターから撮影した被災状況などの映像を中継伝送するシステムを運用する。

⑥メールによる県民向け防災情報提供システムの運用(再掲)
情報提供を希望する県民に対して、携帯メールやエリアメールをはじめとする緊急情報メールにより、地震・津波情報、気象警報、避難勧告の発令などの防災情報を提供するとともに、互いの安否が確認できる「安否情報共有サービス」を提供する。

〈すだちくんメール登録者30,000人以上〉

⑦市町村の回報無線・屋外拡声機等の整備・運用に対する支援(再掲)

市町村における、同報無線・屋外拡声機等の整備や運用を支援し、住民の防災情報の伝達手段の充実・強化を促進する。

⑧緊急地震速報の普及啓発(再掲)
気象台をはじめとする防災関係機関と連携を図りながら、緊急地震速報の普及啓発を図る。

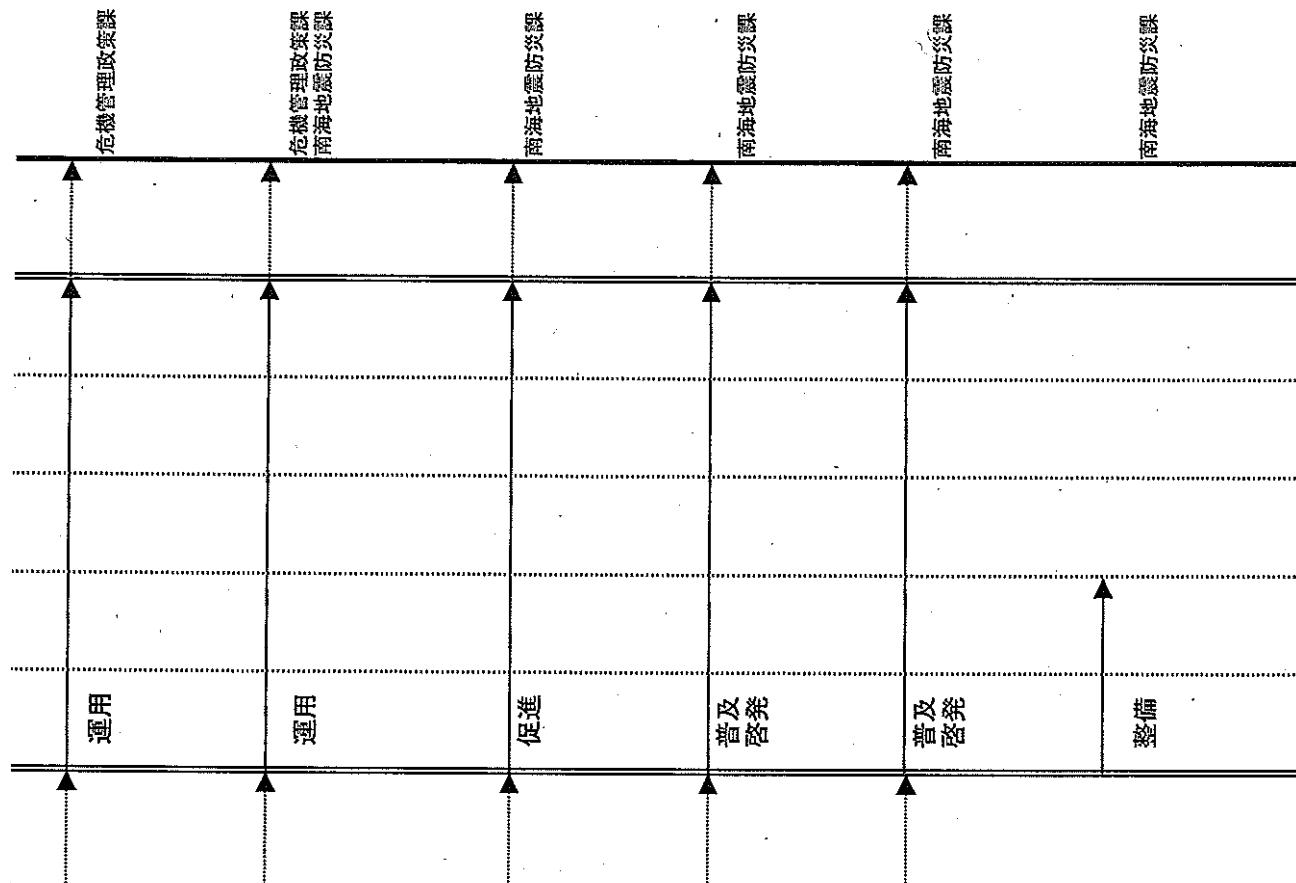
⑨全国瞬時警報システム(J-ALERT)の普及・充実(再掲)

防災・国民保護等の緊急情報を配信する「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の効果的な活用を図るとともに、市町村における普及・活用を促進する。

⑩緊急地震速報受信端末等の県有施設への整備(再掲)

県有施設の利用者の安全確保を図るために、緊急地震速報が受信できる端末等を防災拠点などとなる県有施設に導入する。
また、必要に応じて、屋外にも防災情報が伝達できる放送設備の整備を行い、県有施設の災害対応能力の向上を図る。

〈24年度までに整備〉



⑪各警察署等における衛星携帯電話の整備

既存の通信手段が途絶した場合の緊急通信手段として、沿岸警察署を重点に衛星携帯電話を整備する。

⑫防災情報(道路・河川・気象・土砂災害警戒情報等)統合管理システムの構築・運用
道路通行規制・河川水位・気象・海象・土砂災害警戒情報など各種防災情報を一元管理するとともに、市町村など防災関係機関や県民に対して、これら的情報を伝達するシステムを構築し運用する。

⑬市町村防災行政無線の整備の促進

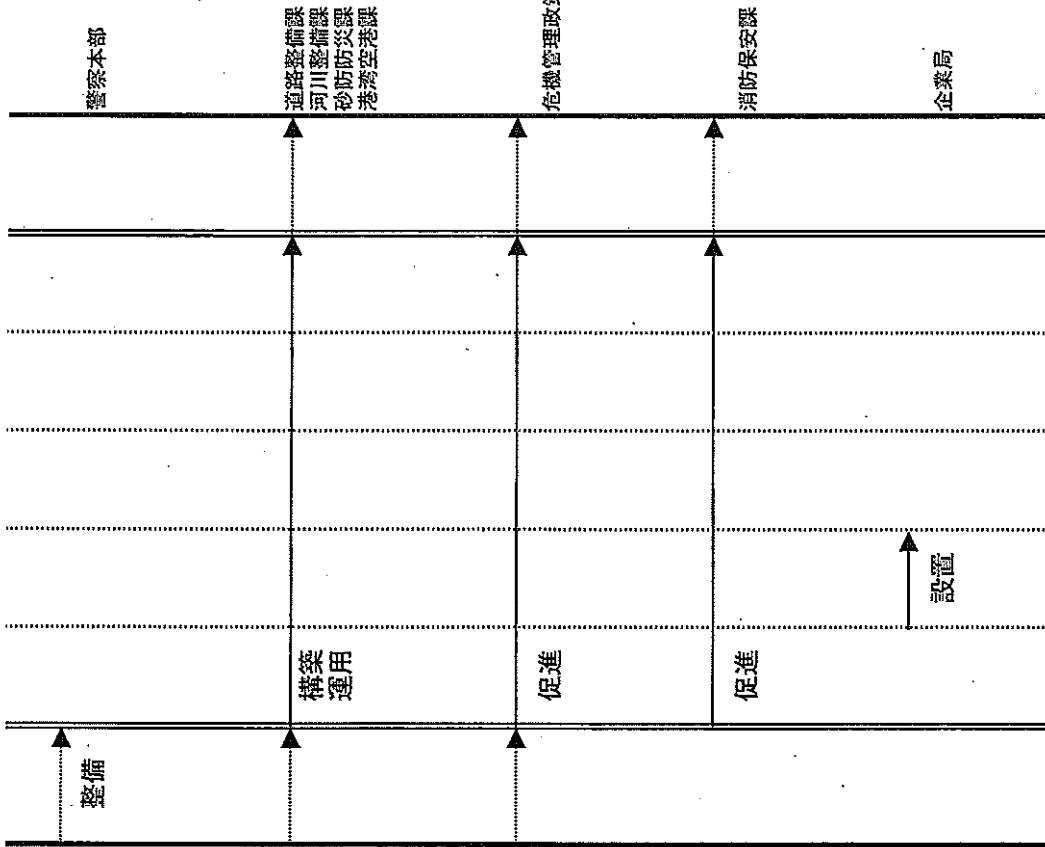
市町村合併や老朽化等に対応した適切な運営や整備などを促進する。

⑭消防救急無線の県内ネットワーク化の促進

大規模災害時において、円滑な救助活動を展開するため、消防救急無線のデジタル化に併せ、県庁・各消防本部間の無線のネットワーク化を促進する。

⑮藍場町地下駐車場における緊急地震速報等非常通報装置の設置

藍場町地下駐車場の利用者の安全を確保するため、緊急地震速報等非常通報装置を設置する。
〈24年度に設置〉



(5) 広域的な連携強化

4 行政の災害対応能力の強化

大規模な地震が発生した場合、県下全域が被災し、他府県や自衛隊などの支援が必要となることが予想されます。このため、関西広域連合をはじめ、他府県との連携を強化するとともに、外部からの応援を円滑に受け入れる体制の整備を進めます。

【取り組み】

①他都道府県との相互連携の強化

大規模な被害を想定し、「関西広域連合」や「三連運動地震に備える9県知事会議」をはじめ、他都道府県との相互応援体制を構築するとともに、平常時から情報交換等を行い、連携を強化する。

②「関西広域応援・受援実施要綱」の制定

関西広域連合の具体的な活動手順である「関西広域応援・受援実施要綱」を定め、大規模広域災害発生に備える。

〈23年度に制定〉

③「カウンターパート方式による鳥取県との連携強化

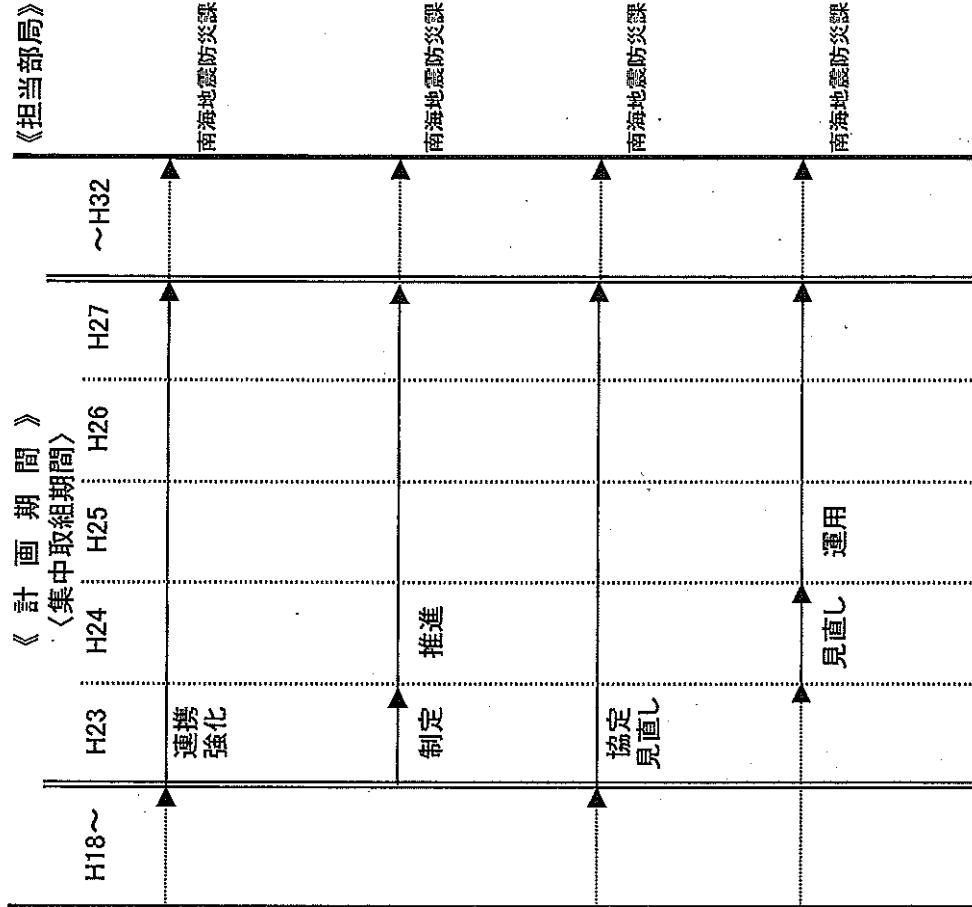
中国と四国の県間でカウンターパート方式により構築した相互応援体制の中で、引き続き鳥取県との連携を強化する。

〈23年度に協定見直し〉

④「徳島県広域防災活動計画」の見直し

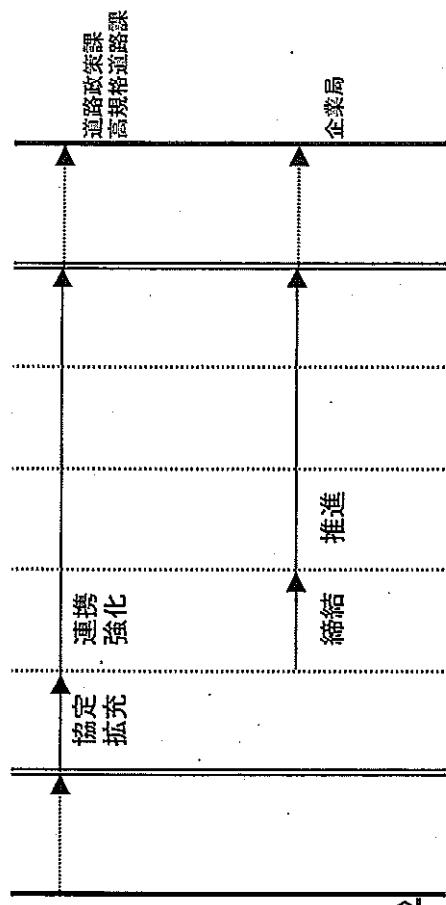
広域応援部隊の配分や活動拠点等をまとめた「徳島県広域防災活動計画」に基づき、関係機関の情報共有を図るとともに、県総合防災訓練等の検証を踏まえて本計画を見直す。

〈24年度に見直し〉



⑤高速道路会社との連携強化

大規模な災害を想定し、「西日本高速道路株式会社」及び「本州四国連絡高速道路株式会社」との「相互応援協定」を拡充するとともに、平常時から情報交換を行い、相互の連携を強化する。



⑥工業用水道の広域応援体制の強化

四国4県の相互応援協定(締結済み)に加え、カウンターパート県である鳥取県と「工業用水道被災時応援協定」を締結し、相互応援体制を強化する。

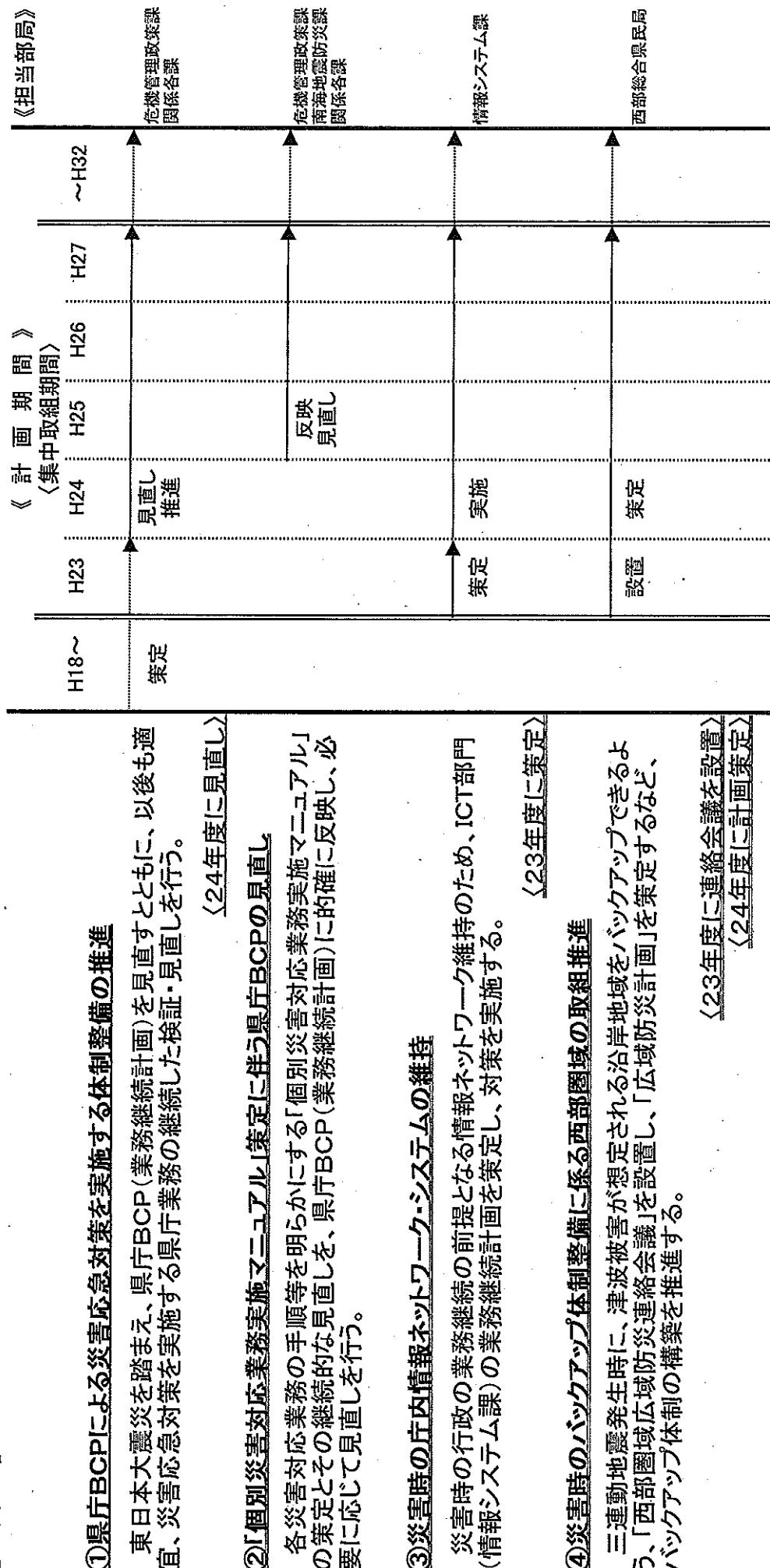
〈24年度に締結〉

(6) 行政の業務継続体制の確保

4 行政の災害対応能力の強化

災害時に、行政が迅速に災害応急対策を行えるよう、職員の災害対応能力を向上させるとともに、初動体制の強化を図ります。また、県南部及び県西部圏域における活動拠点となる総合県民局の機能を強化し、本庁の災害対策本部と総合県民局の連携を図ります。

【取り組み】



⑤市町村BCPの策定の促進

市町村における災害時の業務継続を確保するため、BCP(業務継続計画)の策定を促進する。

⑥「住民データの保護の促進

各市町村が保管する「住民データ」を庁舎外で保管し、被災後住民データを喪失しても速やかに復旧できる体制整備を促進する。

⑦警察本部及び各警察署におけるBCPの策定

警察本部及び各警察署のBCP(業務継続計画)を策定し、災害警備にあたる警察の優先度がが高い業務の継続性を確保する。

⑧県有施設におけるキャビネット等家具の固定の促進

県有施設において、利用者の安全確保と迅速な災害応急体制への移行が図れるよう、キャビネット等家具の固定を推進する。

促進

危機管理政策課

地域情報課

警察本部

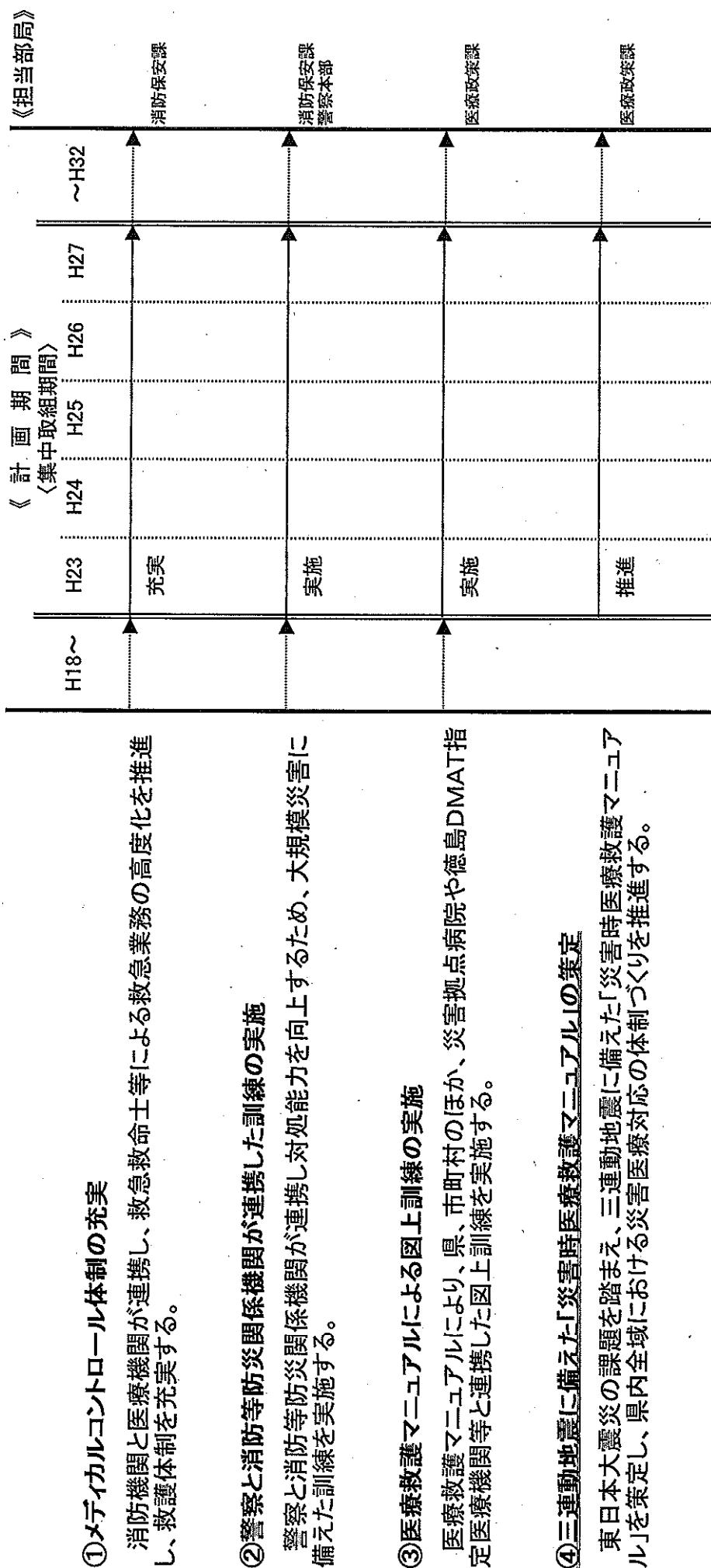
南海地震防災課
関係各課

5 被災者の迅速な救助・救出対策

(1) 救助・救出体制の充実強化

災害時に、救助・救出活動を迅速に行うことができるよう、消防機関や警察の能力向上を図るとともに、負傷者が迅速かつ効果的に治療を受けられるよう、被災現場への救護班の派遣や医療機関への重傷者等の的確な搬送を行うための体制を整備します。また、災害拠点病院をはじめ、各医療機関において被災を最小限にとどめ、災害医療活動が継続できるよう、医療機関の防災対策を推進します。

【取り組み】



⑤市町村における医療救護体制の充実促進

市町村において、消防や地元医師会との連携を強化するなど、医療救護体制の充実を促進する。

⑥災害派遣医療チームの人材の養成

国の災害派遣医療チーム(DMAT)研修の受講を促進し、チームの増加を図るとともに、徳島県DMATの活動訓練を実施する。

〈27年度までに21チーム〉

⑦広域災害医療情報システムを用いた医療機関相互の支援体制の充実
「徳島県広域災害医療情報システム」及び国の「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」の情報入力訓練を通じ、災害時の円滑な相互支援体制の充実を図る。

⑧広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の整備促進

大規模災害時に、徳島県DMATや県外からの支援DMAT等が円滑に広域医療搬送を実施できるよう、広域医療搬送拠点の整備を行う。

〈23年度に整備〉

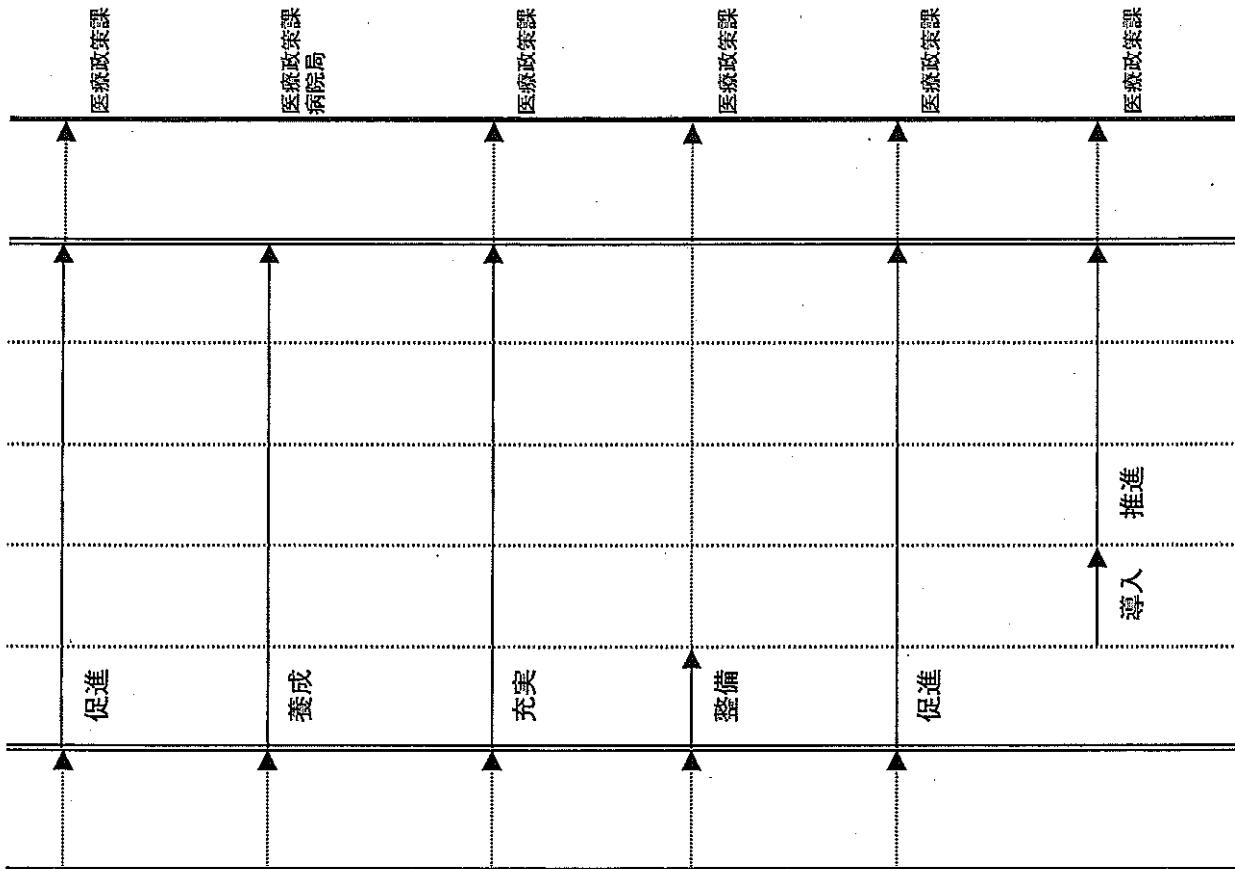
⑨災害拠点病院におけるBCP(事業継続計画)策定の促進

災害拠点病院において、迅速に災害時対応を行ったためのBCP(事業継続計画)の策定を促進する。

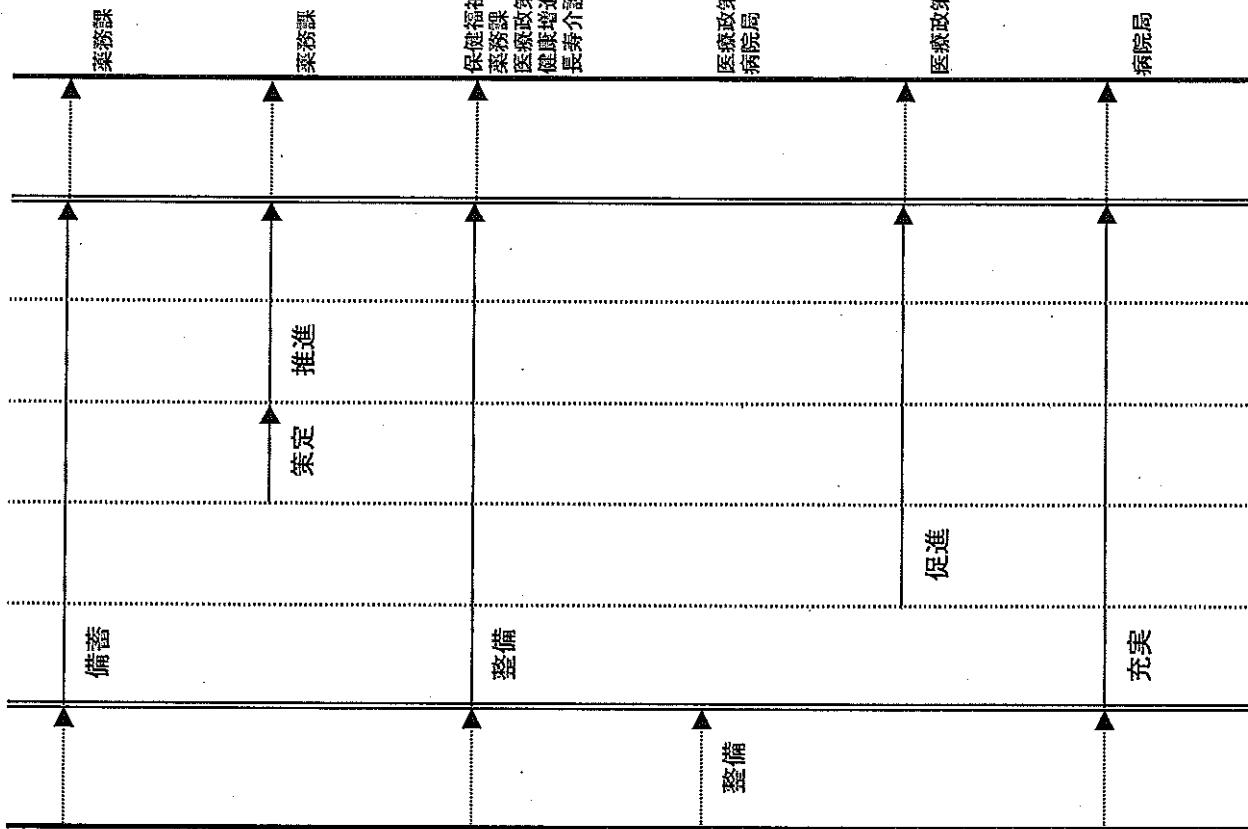
⑩ドクターヘリコプターを活用した救急搬送体制の推進

ドクターヘリコプターを導入し、災害時における患者搬送手段の充実を図り、被災傷病者等を円滑に医療機関へ搬送する体制づくりを推進する。

〈24年度に導入〉



- ⑪災害時緊急医薬品等の備蓄**
大規模災害発生時に必要な医薬品と防護用薬剤・衛生材料を県内に分散備蓄する。
- 〈23年度に慢性疾患治療薬を追加備蓄〉
- ⑫災害時緊急医薬品等の備蓄計画の策定**
三連動地震に備え、新たな県の被害想定を踏まえた災害時緊急医薬品等の備蓄計画を策定する。
- 〈25年度に策定〉
- ⑬医療・保健・福祉等の分野の「災害時コーディネーター」の配置(重掲)**
医療・保健・福祉等の支援活動を迅速かつ効果的に実施するため、被災状況を的確に把握し、人材や資材の適正配置を行う「災害時コーディネーター」の配置を推進する。
- ⑭災害拠点病院の防災用設備の整備**
衛星携帯電話、簡易ベット等、災害時の医療を確保するため、必要な資機材を整備する。
- 〈全災害拠点病院で整備〉
- ⑮「災害支援病院」の指定の促進**
「災害拠点病院」を支援・補完し、中等傷患者等の救命医療を担う医療機関を「災害支援病院」として指定し、災害医療体制の強化を図る。
- ⑯県立病院における救命救急研修及び訓練の充実**
県立病院において、救命救急に関する研修の充実を図るとともに、実践的な訓練を行い、災害時の患者受け入れ体制を強化する。

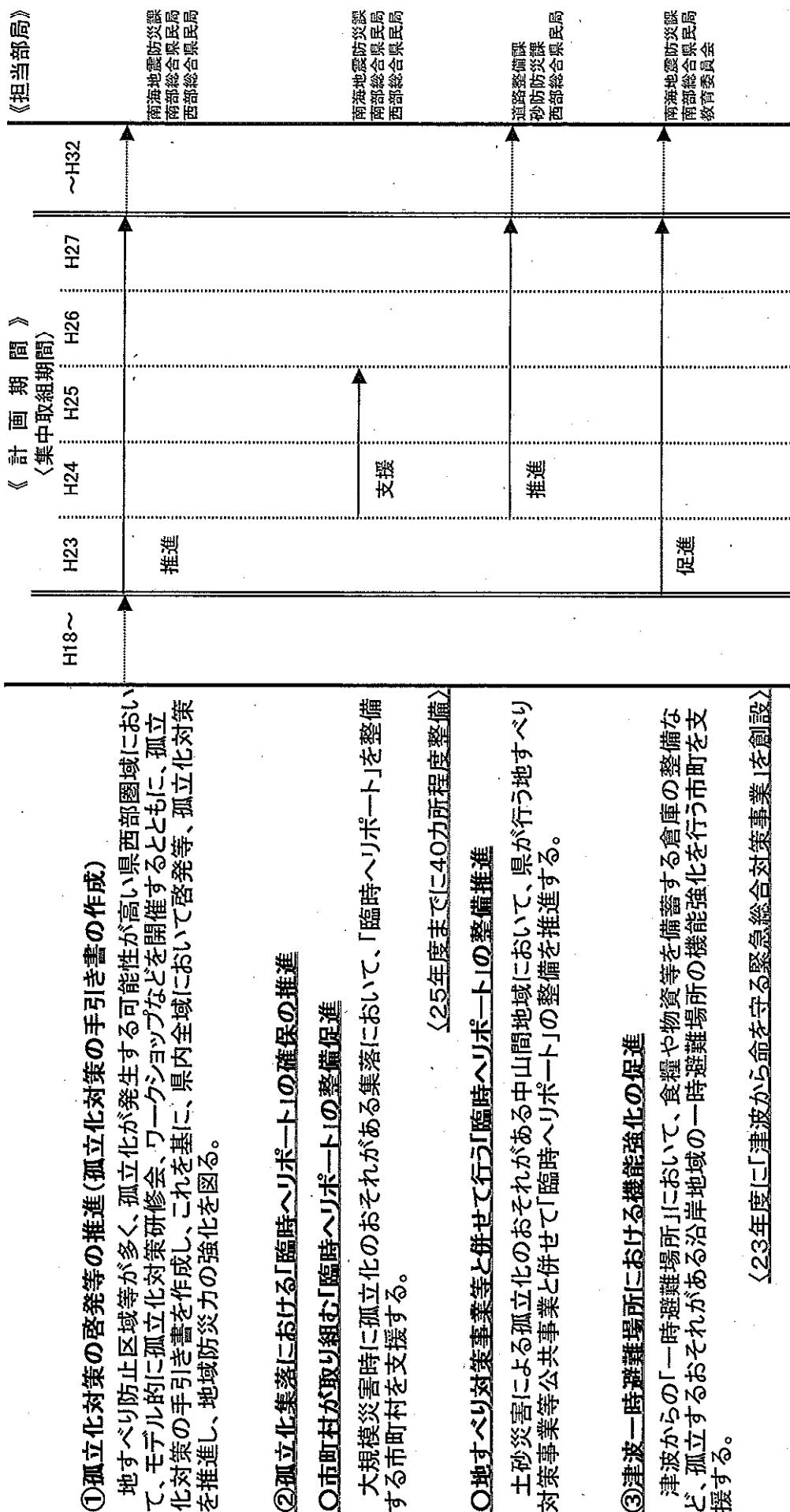


(2)孤立化対策の推進

5.被災者の迅速な救助・救出対策

大規模地震による土砂崩れや津波により、幹線道路が寸断されるおそれがあり、中山間地域や沿岸地域の集落では孤立化することが考えられます。このため、通信手段の確保や食糧・物資等の備蓄のほか、緊急的に離発着できる臨時ヘリポートの確保を推進し、安全・安心の確保を図ります。

【取り組み】



④「路面対空標示」の整備推進

大規模災害時に、緊急輸送路周辺の被災状況を迅速かつ的確に把握するため、ヘリコプター等空から視認できる「路面対空標示」を整備する。

⑤県有施設におけるヘリサインの整備(再掲)

災害時に、空からの救助・救出や物資の輸送を行う、県消防防災ヘリコプター「うしお」をはじめ、関係機関のヘリコプターが迅速かつ円滑に災害応急対策を実施できるよう、県立学校等県有施設の屋上にヘリサインを整備する。

〈24年度までに25カ所程度整備〉

⑥孤立化集落における通信手段の確保の促進

災害発生時に孤立化が予想される集落の通信手段を確保するため、衛星携帯電話等を整備を行う市町村を支援する。

道路整備課

南海地震防災課
南部総合県民局
教育委員会

南海地震防災課

推進

整備

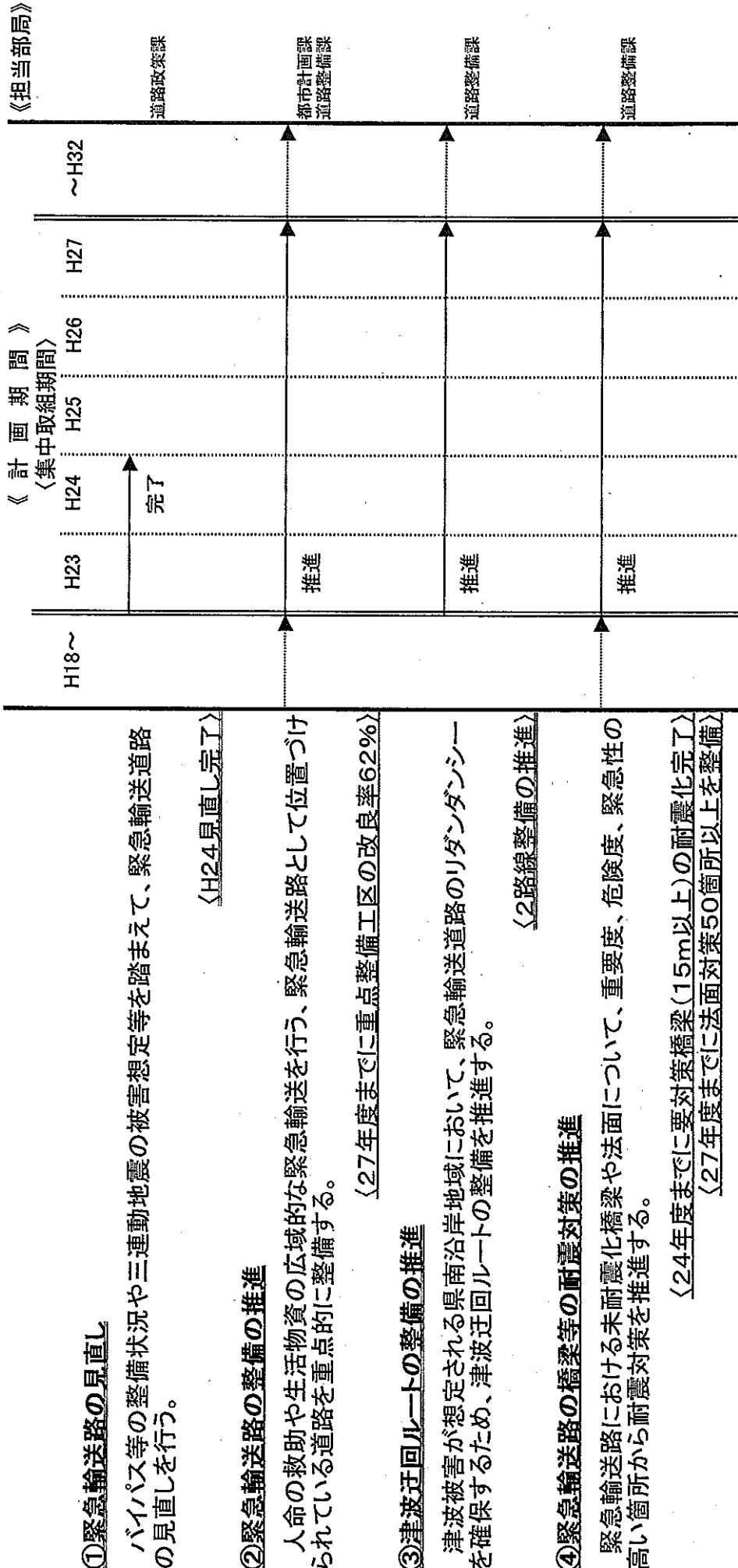
支援

(3)緊急輸送体制の整備推進

5 被災者の迅速な救助・救出対策

大規模な地震が発生した場合、救助・救出や消火活動など、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員や物資等の輸送が課題となります。このため、緊急性の高い箇所から順次、緊急輸送路の整備を進めるとともに、交通管制システムの強化など緊急輸送体制の整備・充実を図ります。また、輸送路の途絶に備えて、船舶等による代替輸送手段の確保を推進します。

【取り組み】



⑤緊急輸送道路となる高規格道路の整備促進

津波被害が想定される沿岸地域の基幹の緊急輸送道路となる「四国横断自動車道」、「阿南安芸自動車道」の整備を促進する。

○広域的な高速道路ネットワークの機能強化

徳島自動車道の4車線化やスマートIC整備など、広域的な高速道路ネットワーク機能の強化を促進する。

⑥緊急輸送路を補完する農道・林道の整備の推進

災害時ににおいて、緊急輸送路の補完や集落の孤立化を防ぐ、農道・林道を整備する。

〈27年度までに農道約6km・林道約12kmを整備〉

⑦緊急輸送路を補完する市町村道の整備の促進

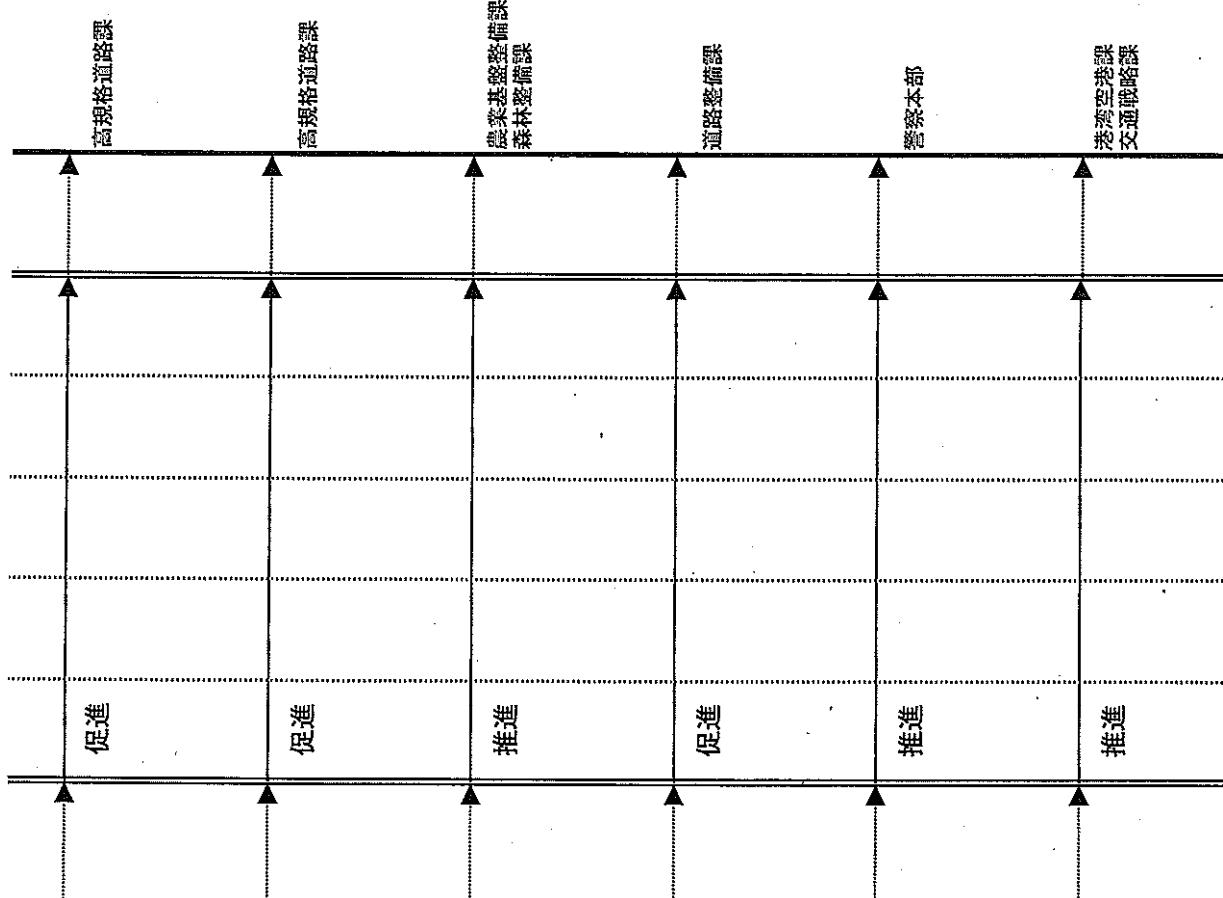
災害時ににおいて、緊急輸送路の補完や集落の孤立化を防ぐ、市町村道の整備について、技術的な支援などをを行う。

⑧災害時交通管理のための交通安全施設等の整備の推進

災害発生後、緊急輸送路等の交通規制を迅速かつ的確に実施するため、交通安全施設等の整備を推進する。

⑨船舶等による輸送体制の確保

災害発生時、輸送関係(船舶、トラック、バス、JR)に係る協定等の実効性を高めるため、緊急輸送体制や代替輸送体制の確保を図る。



⑩海上からの輸送ルートの検討

海上から上陸可能な海浜の選定や、緊急輸送路までの道路整備について、道路管理者と連携し輸送ルートを検討する。

⑪民間ヘリコプター事業者との連携強化

災害時に、空からの輸送手段等を確保するため、近畿2府7県と民間ヘリコプター事業者との間で締結した協定に基づき、連絡体制の確認等連携の強化を図る。

⑫災害時交通対策マニュアルの充実

マニュアルの実効性を高めるため、道路管理者等と連携し、新規道路供用開始に伴い見直しを行うなど、災害時交通対策マニュアルを充実する。

〈24年度に「東環状道路」を追加〉

⑬災害時における運転者の対処方法の周知

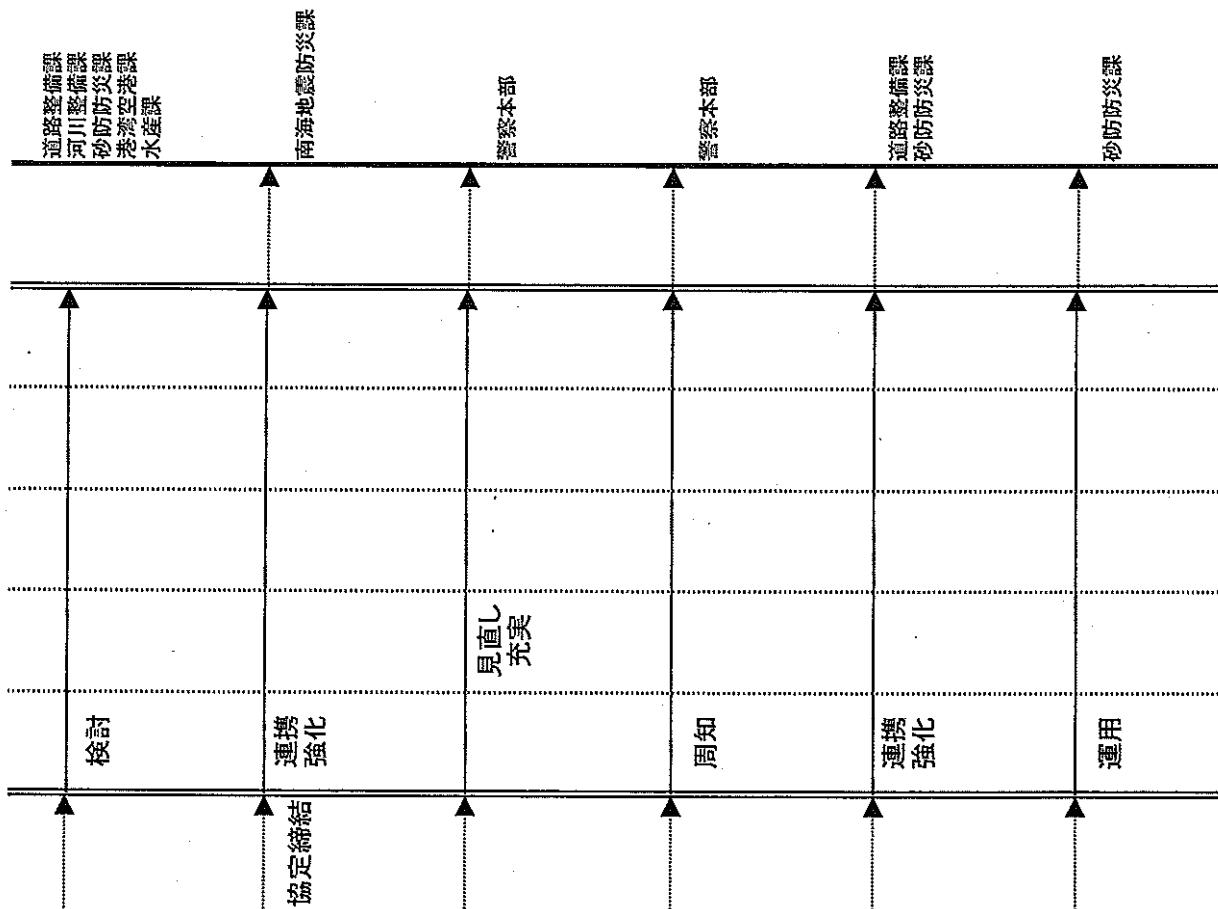
免許更新時講習において、災害発生時の状況に応じた、運転者の対処方法について周知する。

⑭道路の応急復旧のための関係団体との連携強化

協定の実効性や初動対応力を高めるため、緊急輸送路の応急復旧のための情報伝達・実地訓練を実施し、関係団体との連携を強化する。

⑮道路の応急復旧用資機材の状況把握

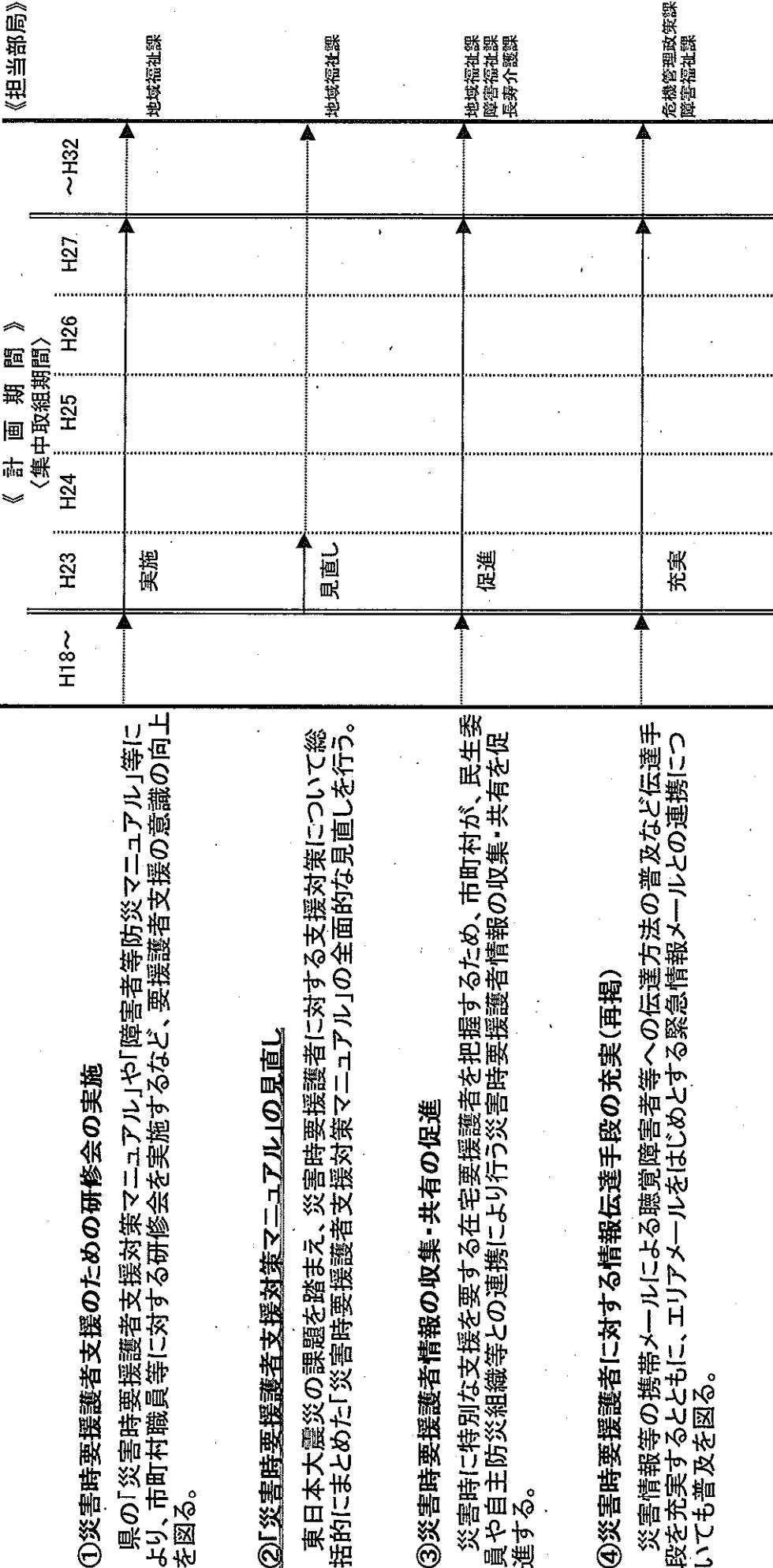
緊急輸送道路等の被災箇所の被害拡大防止や応急的措置を行うため、資機材情報をデータベース化し運用する。



6 災害時要援護者対策の推進

災害が発生した場合には、高齢者、障害者、乳幼児などの災害時要援護者に対しては、配慮や支援が必要です。このため、平常時から災害時要援護者に関する防災知識の普及啓発を図り、地域住民等の協力を得ながら、地域ぐるみで災害時要援護者を支援する取り組みを推進するとともに、社会福祉施設における防災訓練の実施等防災対策を充実します。

【取り組み】



⑤在宅要援護者の避難支援体制づくりの促進

災害発生時に在宅要援護者が迅速かつ適切に避難が行えるよう、関係機関相互の情報共有や避難情報の伝達、避難誘導などの支援体制づくりを促進する。特に、障害者等については、障害に応じた適切な避難ができるよう、支援体制づくりを促進する。

⑥社会福祉施設における防災対策の充実

入居者の安全を確保するため、社会福祉施設において、新たな県の被害想定に基づく避難計画の見直しや防災訓練の実施を促進する。特に、障害者(児)施設等については、障害に応じた防災対策の充実を図る。

⑦災害時障害者支援研修の実施

避難所運営に携わる市町村職員や自主防災組織リーダー等を対象に、障害者の個々の障害特性に対する理解と認識を深めるための研修会を開催する。

⑧災害時障害者支援のためのハンドブックの作成

障害者の個々の災害特性を理解した支援の方法、防災対策に関する知識や発災時に必要な情報を分かりやすくまとめたハンドブックを作成し、啓発を推進する。
〈23年度ハンンドブックを作成〉

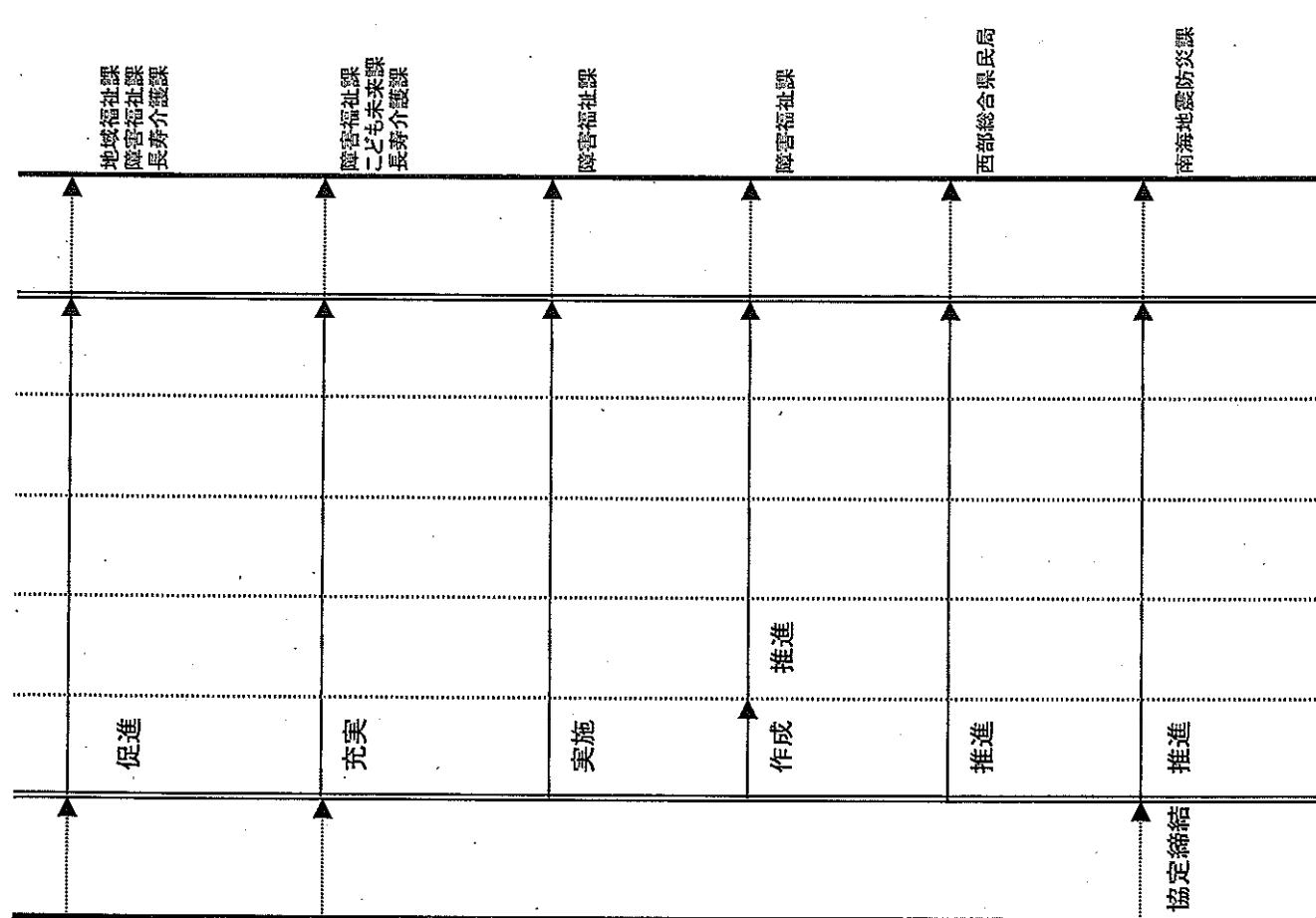
⑨西部圏域における災害時要援護者支援対策の推進

西部圏域において、市町や福祉関係機関等による「西部圏域要援護者支援検討会」を開催し、相互の連携強化を図るとともに、実践的な災害時要援護者避難訓練を実施する。

〈1回／年実施〉

⑩旅館、ホテル等の民間宿泊施設団体との協力・連携強化

災害時要援護者への民間宿泊施設等の提供に関する協定を締結するなど、福祉避難所が開設するまでの間等の一時的な避難対策について、民間宿泊施設団体との協力・連携強化を推進する。



⑪災害時における観光客への支援対策の推進

災害時に、帰宅困難となる観光客の一時避難のための宿泊施設の情報提供等、市町村や観光関係団体と連携し、連絡・支援体制の整備を推進する。

⑫「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発

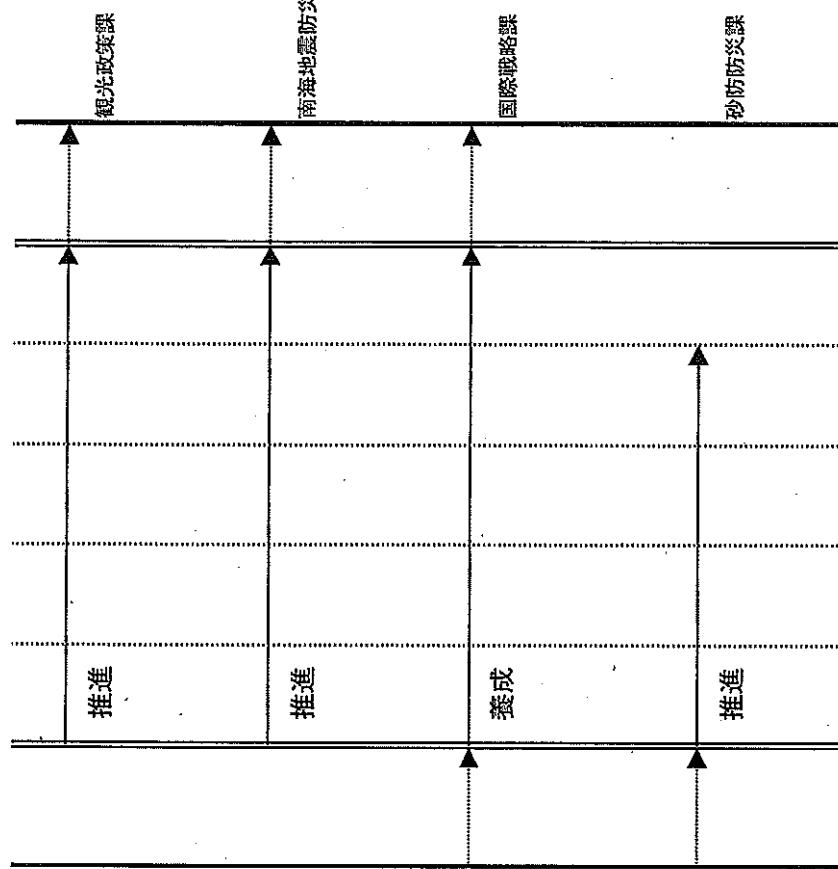
関西広域連合の共同事業として、災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発を推進する。

⑬災害時外国人支援通訳ボランティアの養成

「災害時通訳ボランティア活動ガイドライン」に基づき、災害時に率先して外国人に対する支援ができるよう、講習会等を通じて通訳ボランティアのスキルアップを図る。

⑭災害時要援護者関連施設に係る土砂災害警戒区域の指定

災害時要援護者が利用している社会福祉施設等について、必要な調査を行い、順次、土砂災害警戒区域の指定を進める。
〈26年度までに指定状況100%〉

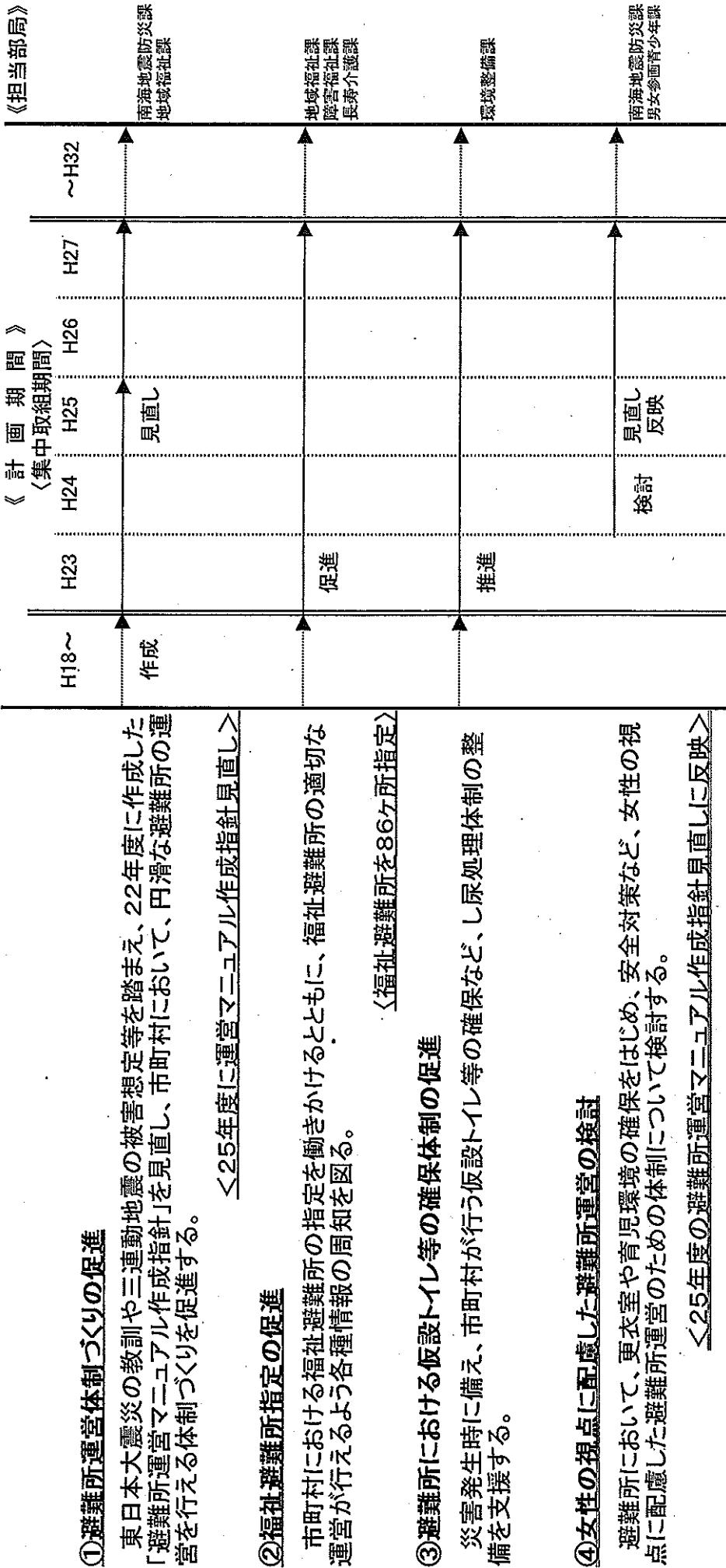


Ⅲ 生活の質(QOL)を重視した被災者支援対策

(1) 避難所運営体制等の整備

大規模な地震が発生した場合、多くの県民が避難所での生活を余儀なくされることが予想されます。このため、県、市町村、自主防災組織、災害ボランティア等が連携して、避難所において良好な生活環境が維持できる運営体制づくりを促進します。

【取り組み】



⑤被災児童保育ボランティアの養成

災害時に、避難所等において適切な保育が実施できるよう、子育て支援者を対象とした研修会を開催し、保育ボランティアを養成する。

〈40人養成／年〉

⑥「拠点避難所」となる県立学校の機能強化

一定の地域をカバー(支援)する「拠点避難所」の指定を推進するとともに、「拠点避難所」となる県立学校等の整備を推進する。

〈「拠点避難所」となる県立学校を23校整備〉

⑦避難所となる学校施設における被災者受け入れ体制等の検討

避難所となる県立学校施設において、避難所運営を行う市町村等と被災者の受け入れ体制等について検討する。

⑧避難所における「こころのケア」体制づくりの推進

避難所における「こころのケア」について、普及啓発に努めるとともに、保健師やボランティアの派遣等、避難所運営を行う市町村等関係機関との連携との連携により体制づくりを推進する。

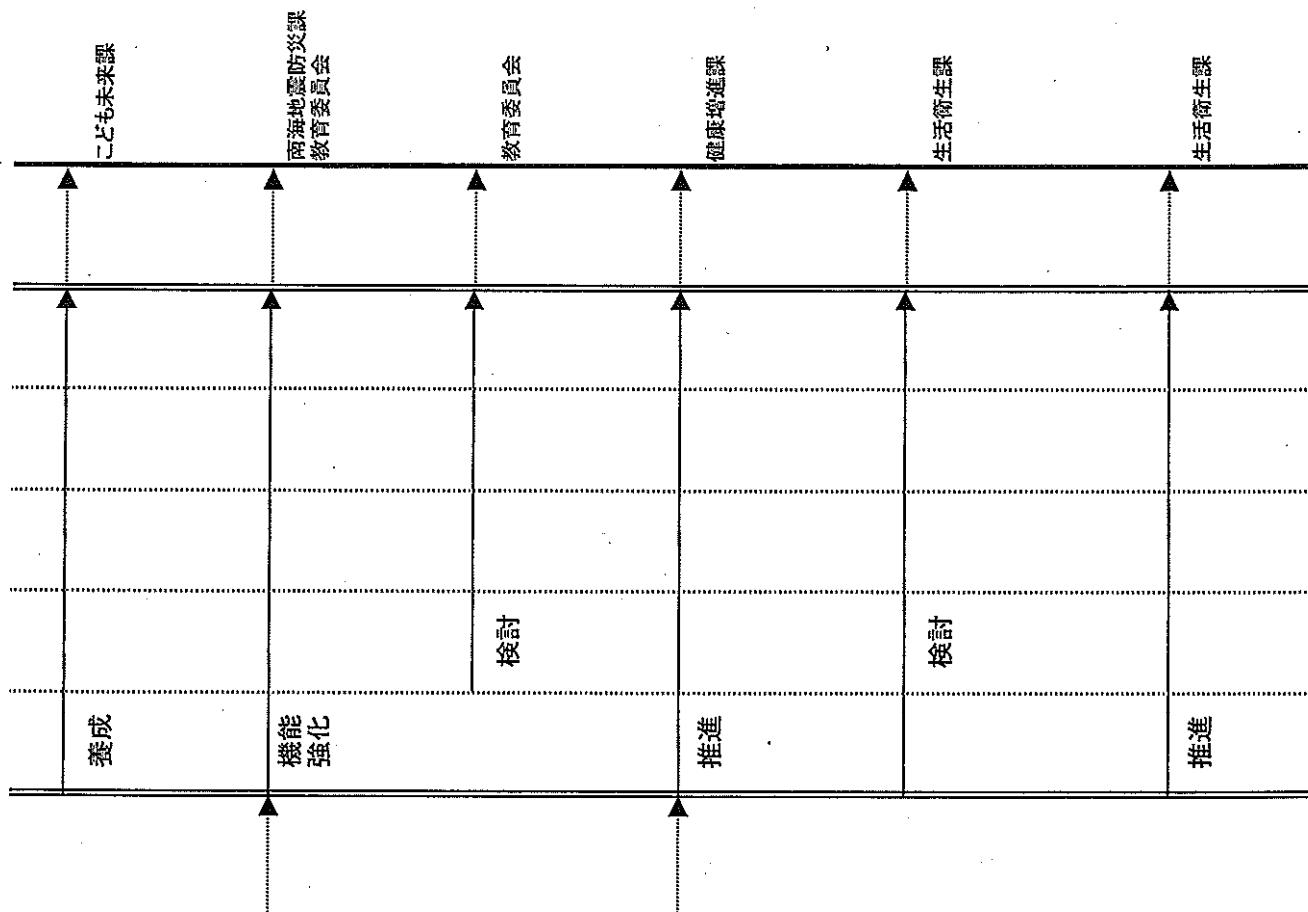
⑨避難所におけるペット動物の取扱いの検討

避難所におけるペット動物の取扱いについて、避難所運営を行う市町村等と検討を進める。

⑩被災を受けた動物救済策の充実

○被災動物等の救護体制整備の推進

動物愛護団体等関係機関と連携を図り、災害時におけるペット等動物の救護体制を整備する。

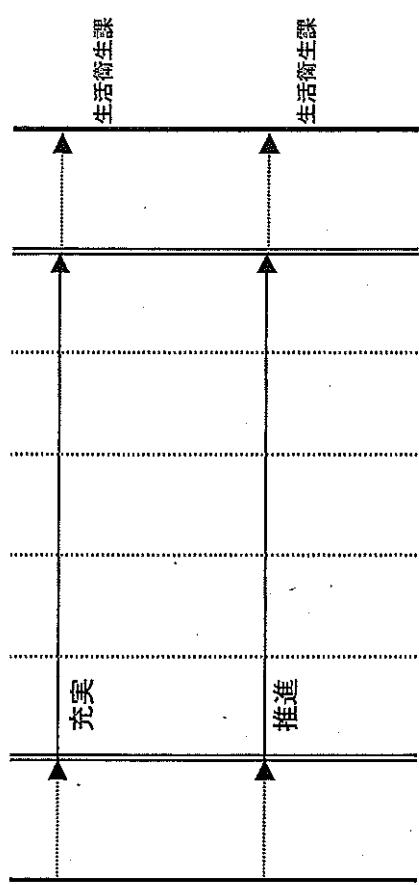


○動物愛護センターを活用した動物救済策の充実

動物愛護センターにおいて、収容期間の長期化に備えた里親制度や餌の備蓄など、動物救済策の充実を図る。

○マイクロチップ装着による登録の普及推進

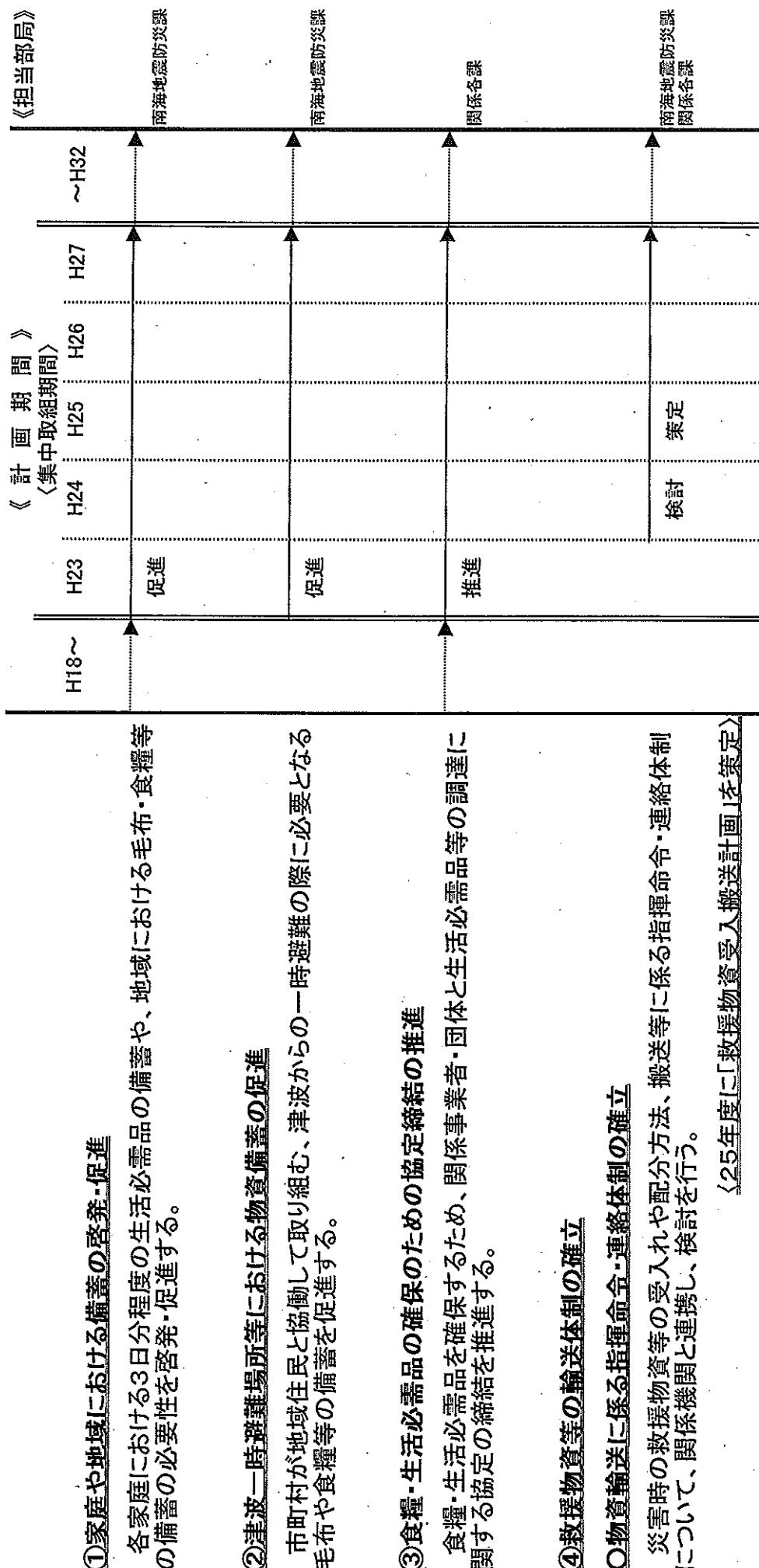
災害時に飼い主とペット動物を特定する手段として、マイクロチップ装着による登録を関係機関と連携して、普及推進する。



(2) 生活必需品等救援物資の確保・輸送体制の確立

大規模な地震が発生した場合、流通経路の混乱等により、飲料水・食糧・生活必需品等の確保が困難になることがあります。このため、家庭や地域における備蓄を促進するとともに、各市町村における備蓄や、事業者等との物資供給協定による食糧等確保対策を進めます。また、救援物資等を迅速かつ円滑に被災者に届けることができるよう、輸送体制の確立を図ります。

【取り組み】



○物資輸送に係る民間事業者等との連携の検討

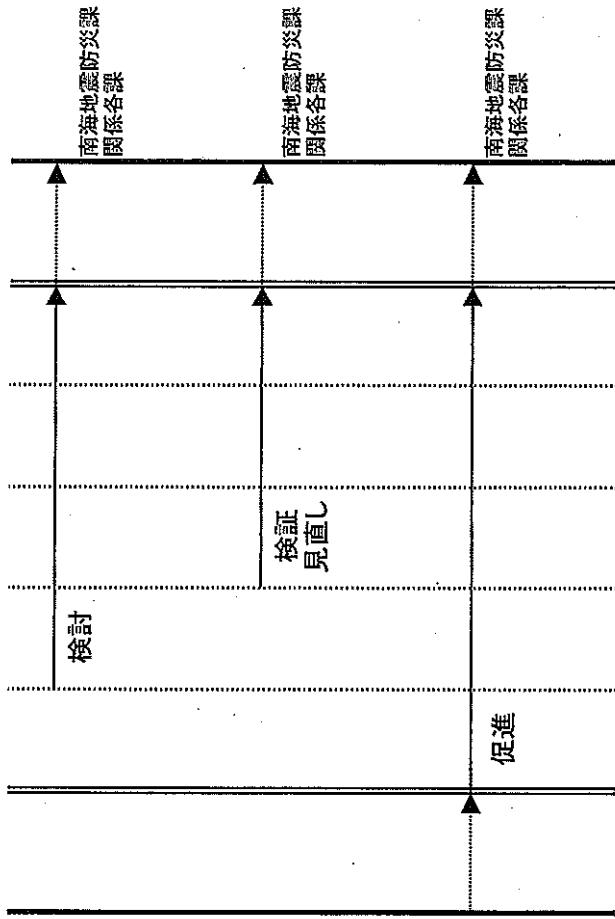
緊急時の輸送や救援物資の受入れ等に関する協定を締結するなど、民間物流業者等の施設やノウハウを活用した円滑な物資輸送体制を検討する。

○「救援物資受入搬送計画」の訓練による検証

策定する救援物資受入搬送計画に基づく実動・図上訓練等を実施し、計画の検証・見直しを行う。

⑤再利用水(中間水)の活用の促進

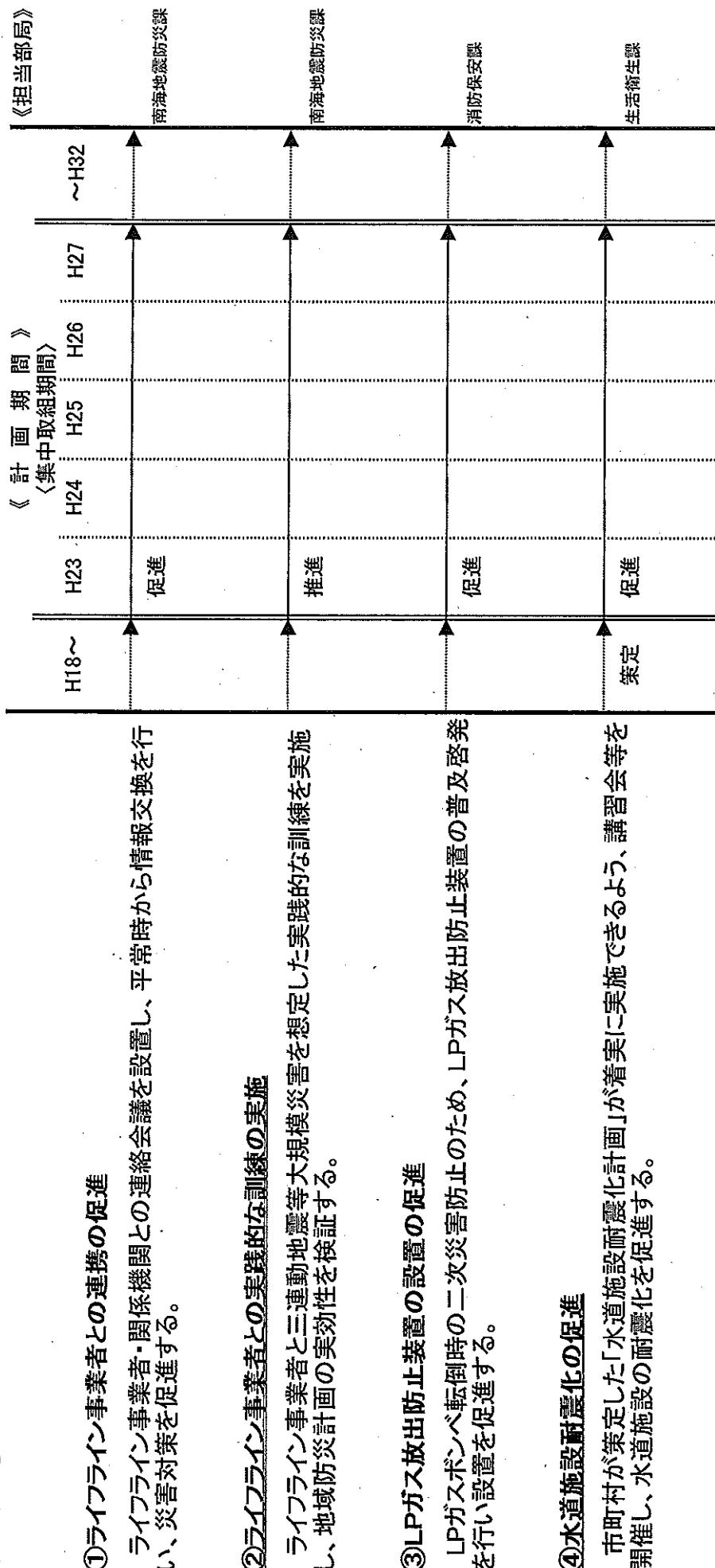
災害に備え、再利用水(雨水等、中間水)の活用方法について、事例等を周知し、活用を促進する。



(3) ライフライン対策の推進

電気・ガス・水道等のライフラインの早期復旧に取りかかれるよう、各ライフライン事業者と連携を強化し、施設の耐震対策や復旧用資機材の整備を促進します。

【取り組み】



⑤水道応急対策の促進

○県の「水道応急対策行動計画」の策定

水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、応急給水や応急復旧活動に関する、県の「水道応急対策行動計画」を策定する。

〈18年度に策定〉

○市町村における「水道応急対策行動計画」の策定

水道事業者において、応急給水や応急復旧活動を円滑に行うため、具体的な行動を示した「水道応急対策行動計画」の策定を促進する。

〈全市町村で策定〉

○水道応急対策に係る災害援助協定締結の促進

水道事業者間の相互協力体制を広域にわたって確立するため、災害援助協定の締結を促進する。

〈全市町村で締結〉

⑥下水道施設の整備の推進

県や市町村が整備する下水道施設について、耐震化を推進する。

〈処理場7箇所を整備〉

⑦旧吉野川流域下水道における防災対策の推進

旧吉野川流域下水道において、下水道業務継続計画(BCP)等の策定や津波対策など、ハード・ソフト両面からの防災対策を推進する。

〈下水環境課〉

⑧企業局関係施設の耐震化の推進

耐震化が必要な建築及び土木施設耐震対策を計画的に推進する。

○電気事業 〈建築施設27年度完了 土木施設30年度完了〉

○工業用水道事業 〈建築施設21年度完了 土木施設27年度完了〉

○駐車場事業 〈土木施設21年度完了〉

企業局

生活衛生課

⑨工業用水道における資材備蓄庫の整備
工業用水道事業において、発災後の復旧を迅速に行うことができるよう、資機材庫を整備する。

⑩「企業局地震対策事業継続計画」の策定・見直し

策定済みの「企業局地震対策事業継続計画」について、新たに想定される三連動地震にも対応する計画となるよう見直しを行い、事業継続体制の確保を図る。

〈24年度に整備〉

⑪工業用水道緊急対策研究会の設置

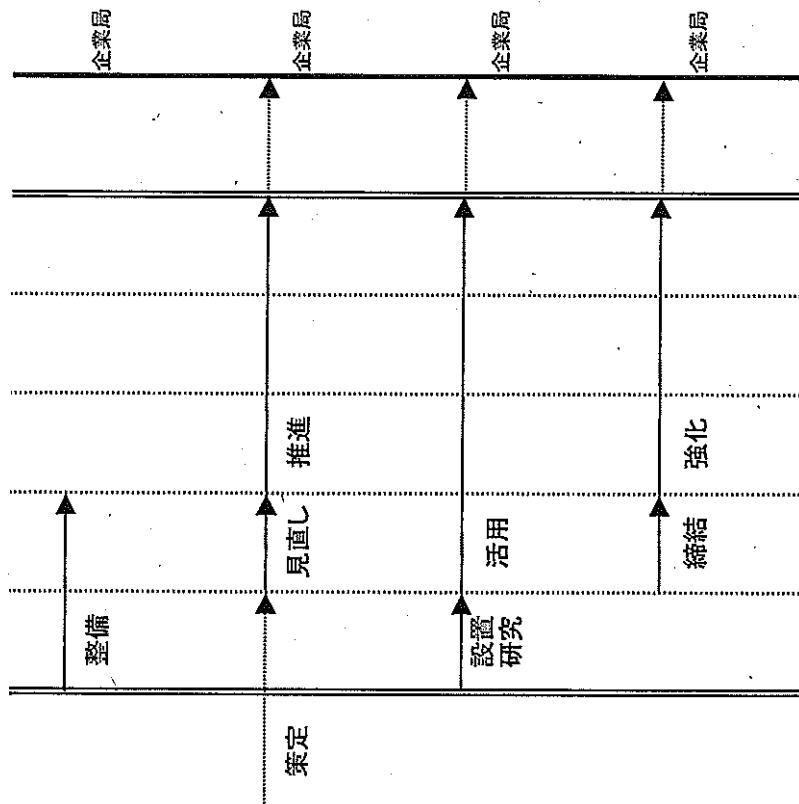
被災時における緊急避難的な工業用水の確保及び給水を行うことができる方法並びに災害に強い管路の整備について研究し、この結果を基に具体的な対策を検討し、中・長期計画に活用する。

〈23年度に設置・研究〉

⑫工業用水道の広域応援体制の強化(重複)

四国4県の相互応援協定(締結済み)に加え、カウンターパート県である鳥取県と「工業用水道被災時応援協定」を締結し、相互応援体制を強化する。

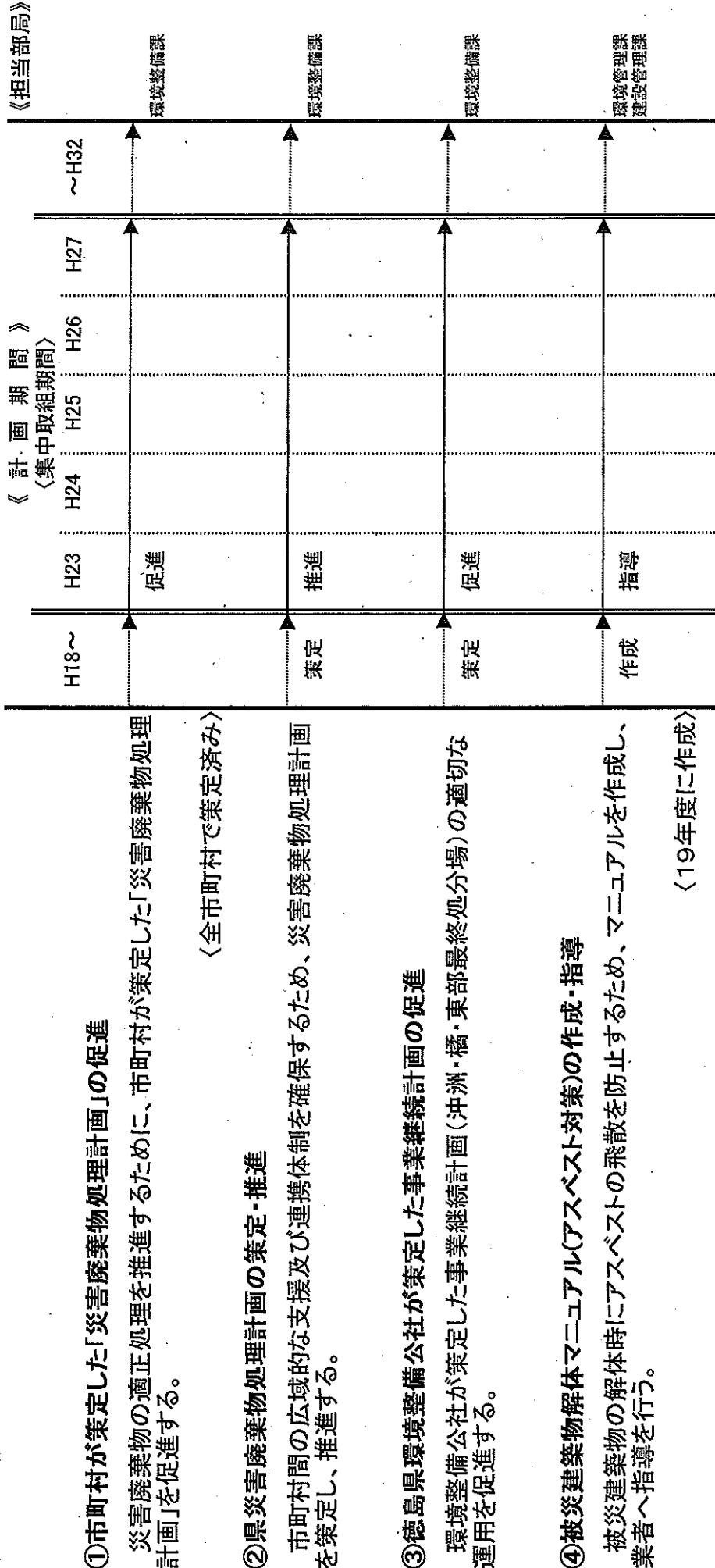
〈24年度に締結〉

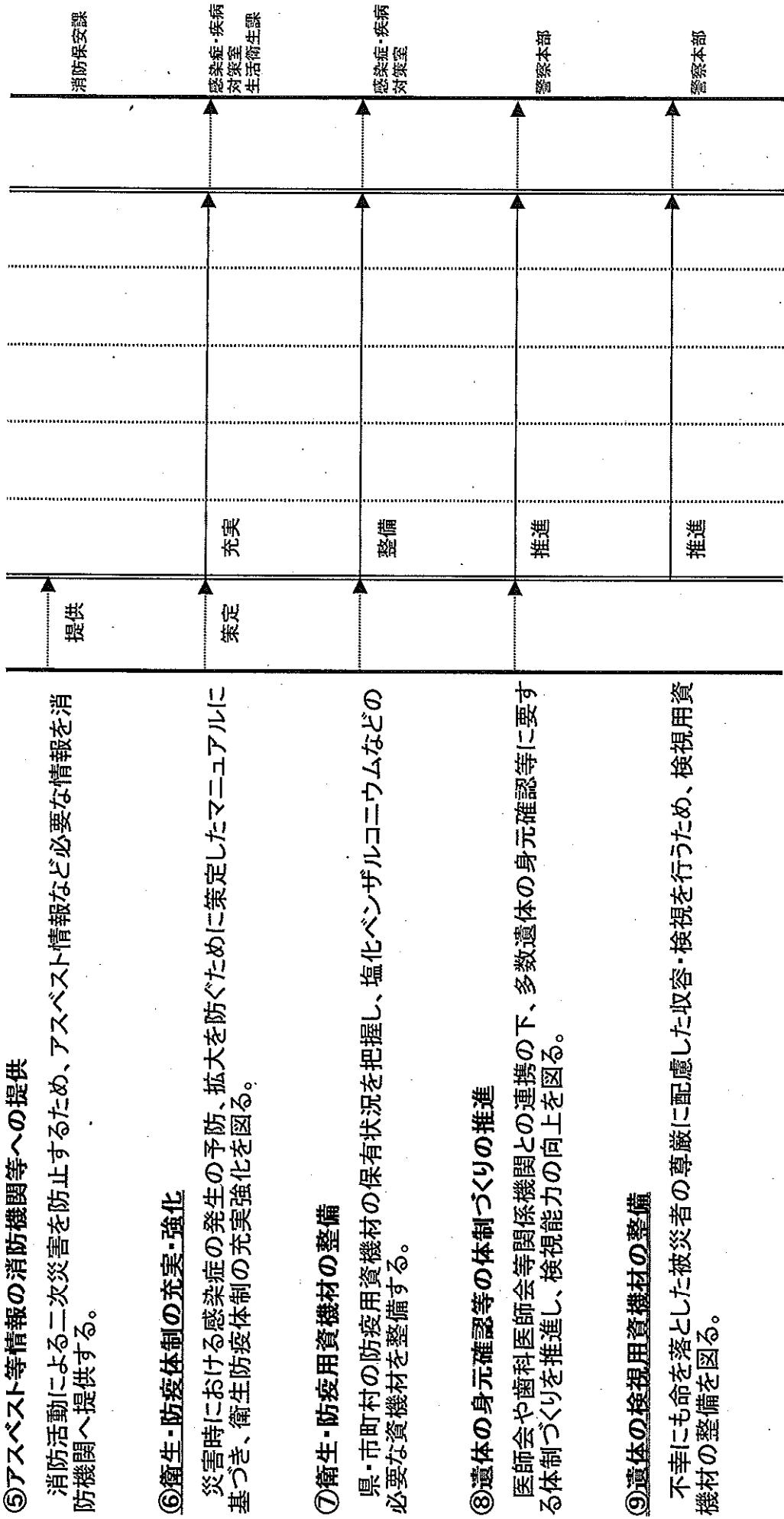


(4) 生活環境対策の促進

大規模な地震が発生した場合、膨大ながれき類の発生と、し尿、ごみの急増などが予想されるため、市町村の震災時のごみ処理計画の策定支援や、広域処理のあり方について検討します。また、生活環境の悪化が、感染症等のまん延をもたらすこととも予想され、これを防ぐため、衛生・防疫対策を進めます。さらに、最悪のケースを想定して、遺体の収容、検視、火葬のための手続きなどを迅速に対応できるよう対策を進めます。

【取り組み】

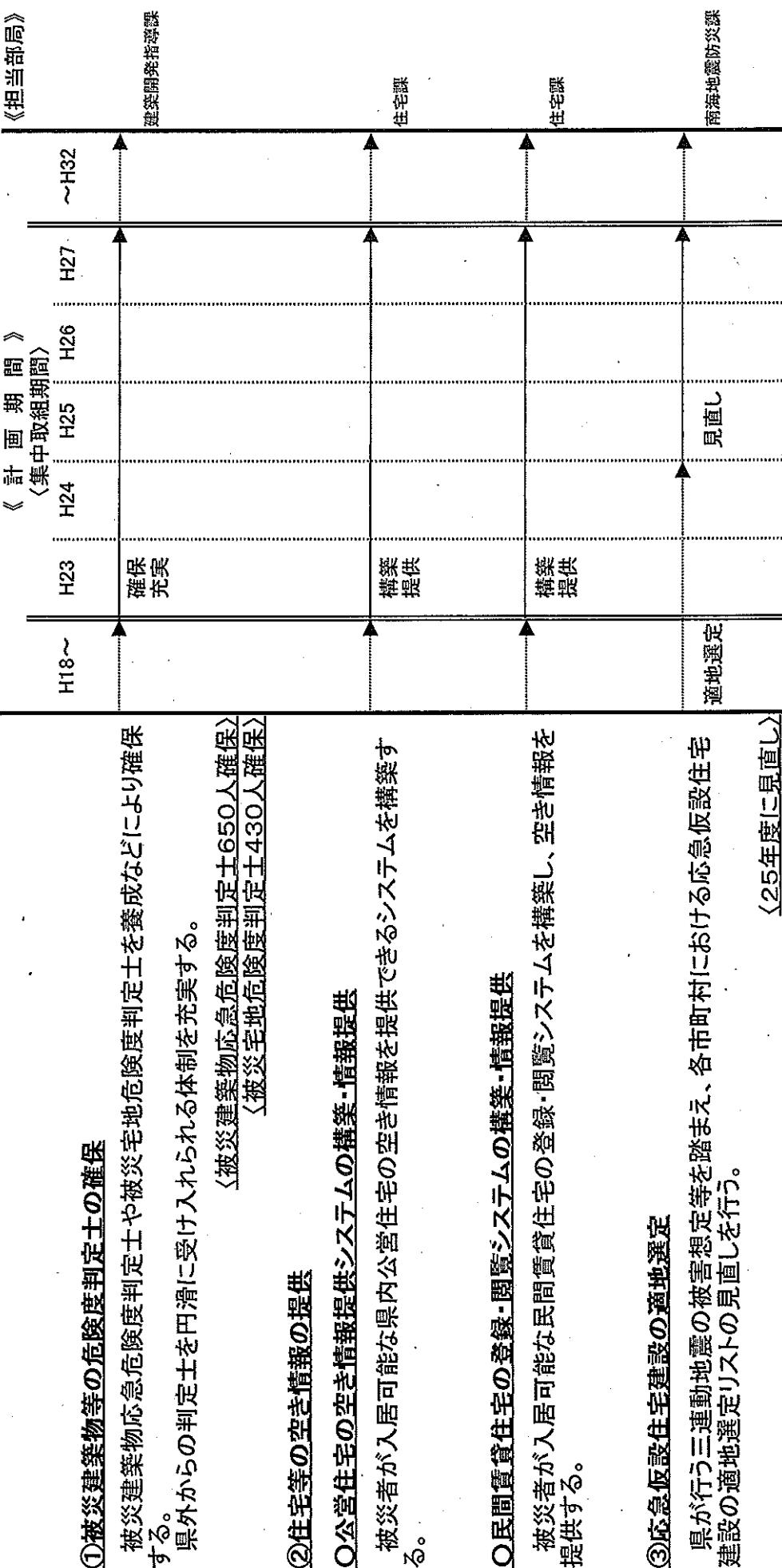




(5) 住宅確保・生活再建支援対策の推進

被災住宅や被災宅地の安全性を確認する被災建築物応急危険度判定士等の養成や技術向上を図るとともに、公営住宅の活用や応急仮設住宅など、被災者の住宅の確保を図るための対策を進めます。また、被災者の健康管理対策など、発災時から復興に至るまでの各段階において、被災状況に対応した支援を実施することにより、県民生活や地域コミュニティの早期回復を図ります。

【取り組み】



④応急仮設住宅の建設及び運用に係るマニュアルの策定

被災市町村において、迅速に応急仮設住宅を建設し、円滑な入居等運用が行えるよう、市町村や協力団体等の役割や手順等を整理したマニュアルを策定する。

〈25年度に策定〉

⑤損害保険協会等との連携による地震保険の周知・啓発

地震保険等への加入を促進するため、防災フェスタに相談ブースを設置するなど、損害保険協会等と連携し、地震保険の周知・啓発を図る。

⑥「災害時保健衛生活動マニュアル」の策定・普及啓発

東日本大震災の課題を踏まえ、災害時の保健衛生活動について、総括的にまとめた「保健衛生活動マニュアル」の全面的な見直しを行い、「医療・保健・介護福祉分野災害時コーディネーター活動マニュアル」を含む新たなマニュアルとして策定し、研修等により普及啓発を図る。

〈23年度に策定〉

⑦災害時「こころのケア」体制づくりの推進

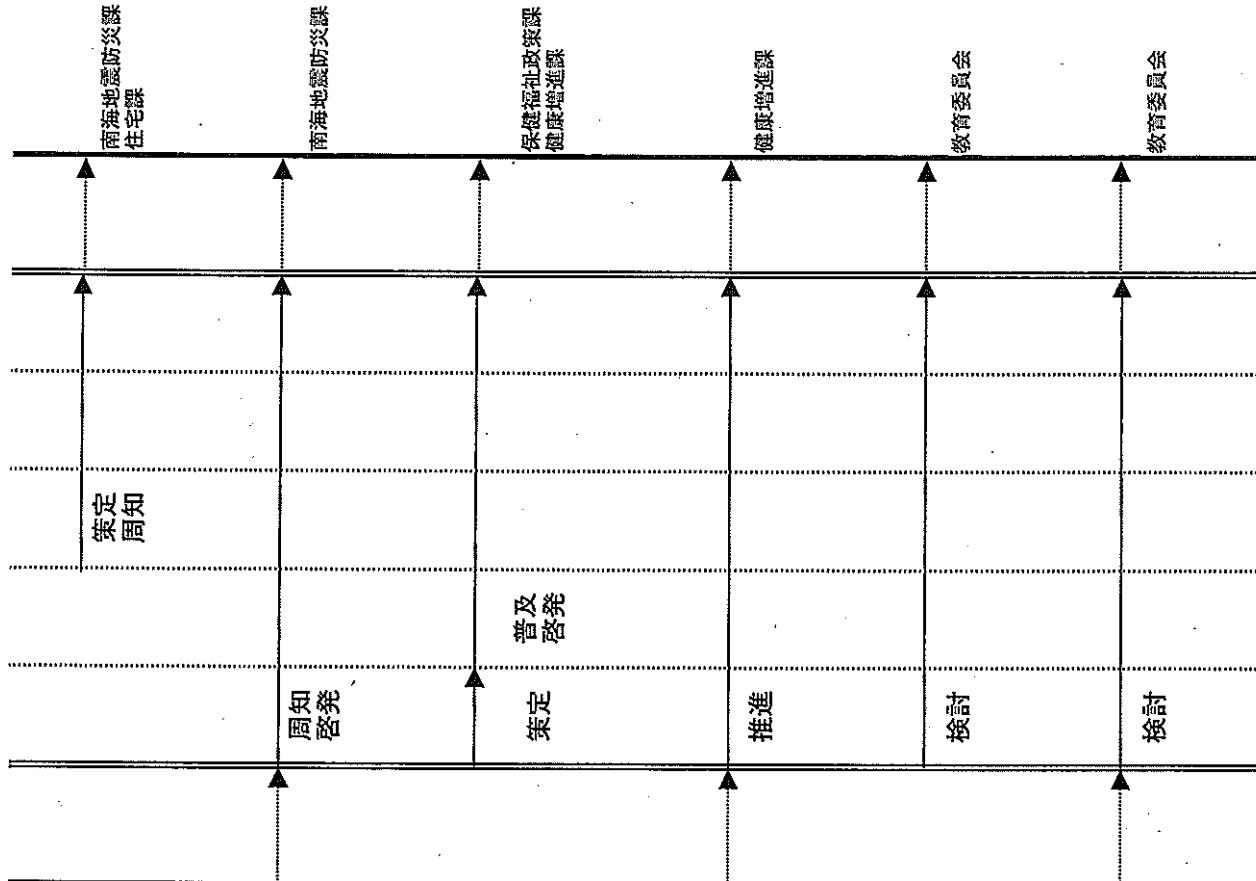
災害時ににおける「こころのケア」についての普及啓発に努めるとともに、関係機関との連携により体制づくりを推進する。

⑧学校教育活動の早期再開に向けた課題等の検討

東日本大震災の被災地における学校再開に向けた課題等を收集・分析し、本県が被災した場合に学校教育活動を早期再開させるための検討を進める。

⑨被災児童生徒等(震災孤児等)に対する就学支援対策の検討

被災児童生徒等が、希望を持つて就学できるような経済的環境の支援や迅速な学用品等の供与など、就学支援対策を検討する。



⑩被災児童生徒等に対する心身面からの支援体制の検討

東日本大震災の教訓を踏まえ、本県における三連動地震を想定し、被災児童生徒等の心身ともに健康な学校生活を送れるような支援体制の検討を行う。

⑪特別な支援を要する児童生徒等に対する支援体制の構築

特別な支援を要する児童生徒等に対する支援体制を構築するとともに、研修等を通して対応する教員等の人材育成を図る。

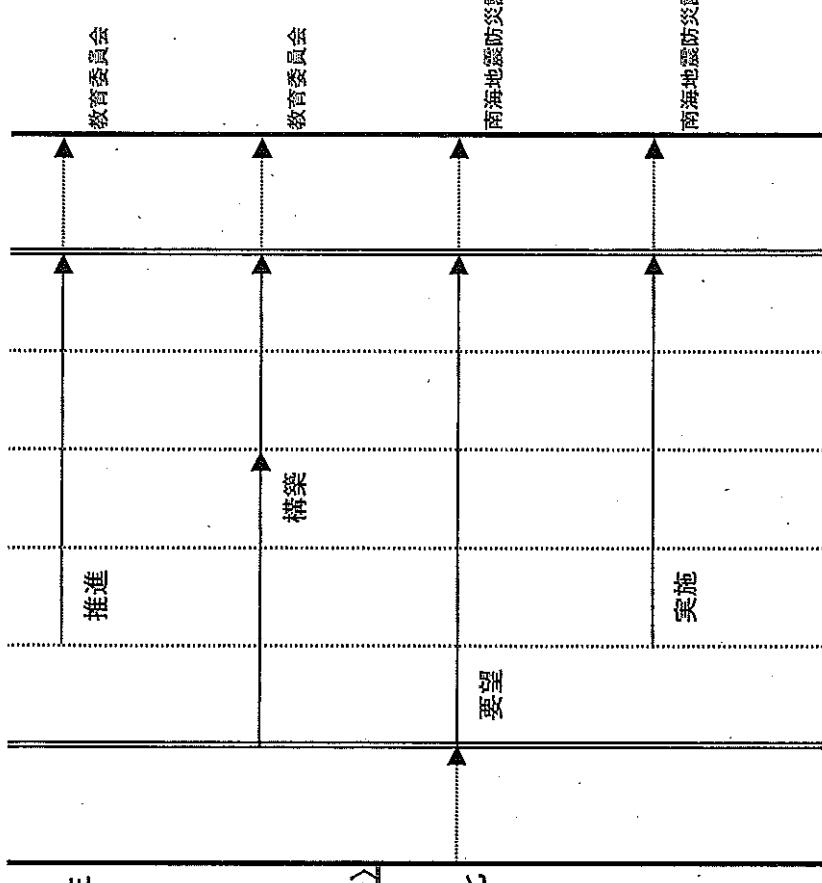
〈25年度までに構築〉

⑫被災者生活再建支援制度の充実に関する要望

被災者生活再建支援制度について、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化などを国に要望し、制度を充実する。

⑬被災者生活再建支援制度に関する研修の実施

被災者の早期の生活再建を支援するため、県や市町村において、被災者生活再建支援金の支給事務が適切かつ速やかに行うことができるよう研修等を実施し、支援制度の理解を深める。

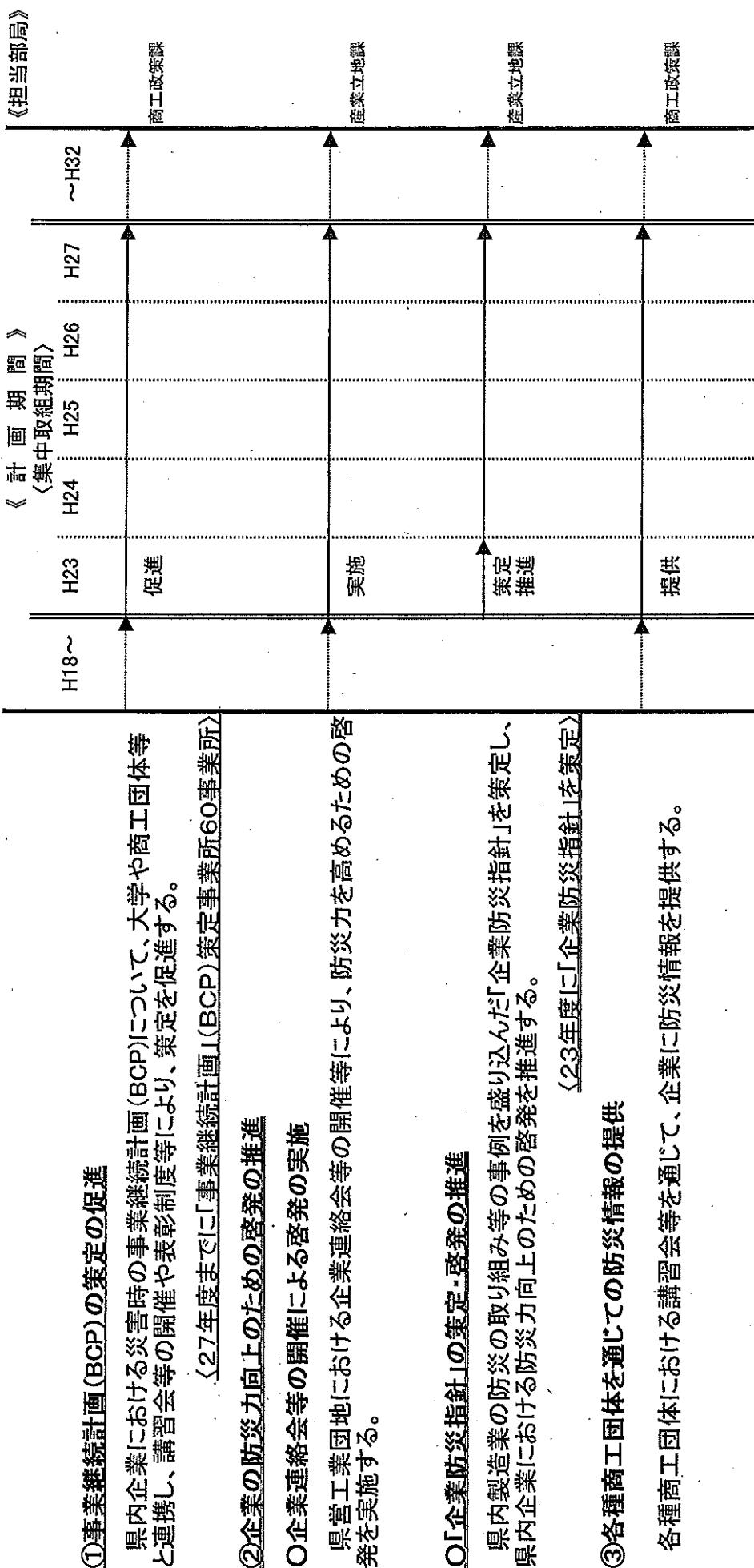


IV 震災に強い産業対策・社会づくりの推進

(1) 企業における防災対策の推進

企業は、自らの被害を最小限に抑える取り組みを進めることよりもとより、地域における応急・復旧作業などの「共助」の担い手としての役割も期待されています。このため、従業員の安全確保や二次災害の防止、事業継続計画(BCP)の策定等、企業における防災力強化のための取り組みを促進します。

【取り組み】



④企業の地震対策への融資制度の周知

中小企業による地震対策に係る設備投資を促進するため創設した、長期・低利の地震防災対策資金について、利用促進に向けた周知を行う。

〈「地震防災対策資金」融資件数50件〉

⑤被災企業の災害対策資金制度の周知

県内企業が被災した場合の融資制度の周知や各種情報を提供する。

⑥各企業による支援可能情報等を集約化したデータベースの構築

各商工団体における講習会等を通じて、各企業による支援可能情報等を集約化したデータベース(災害支援ネットワーク)の整備を推進する。

⑦企業と自主防災組織等地域の連携強化の推進

企業や事業所に対して、災害時を想定し、平常時から自主防災組織や町内会など「地域の一員」として、相互に助け合う連携強化の必要性についての啓発を推進する。

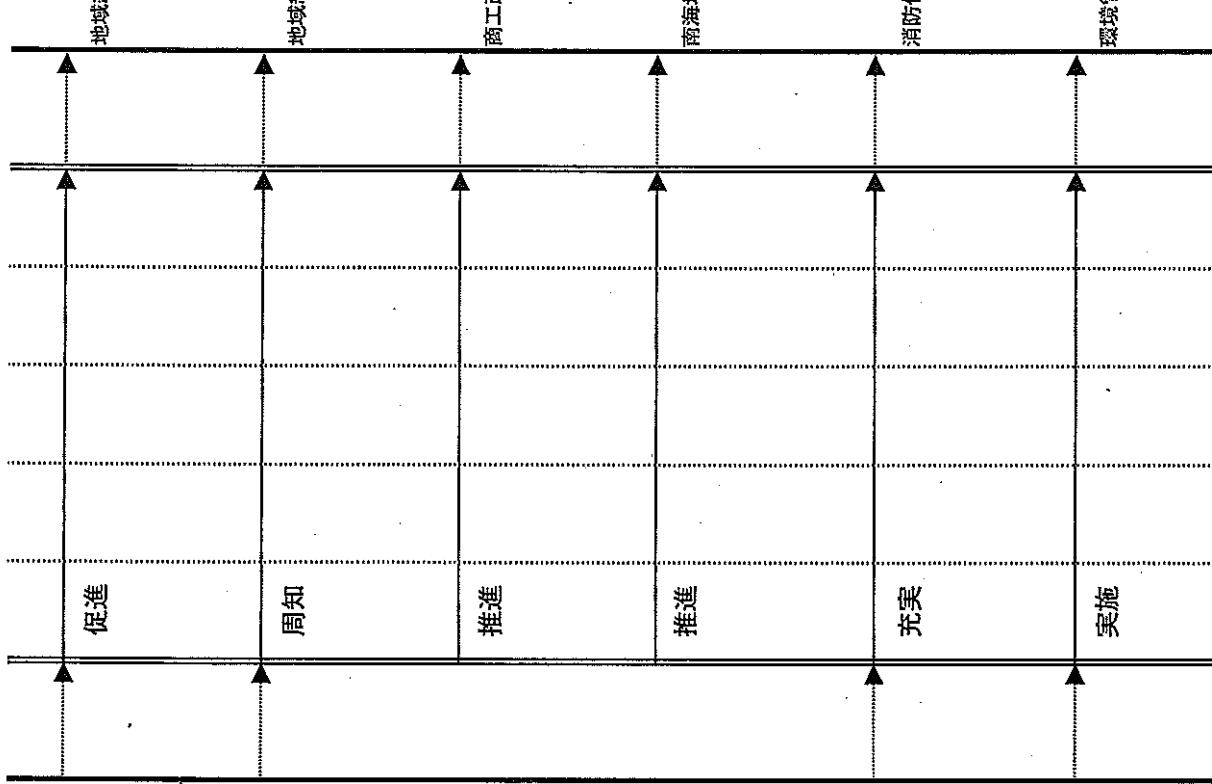
⑧高压ガス・火薬類災害予防のための自主保安体制の充実

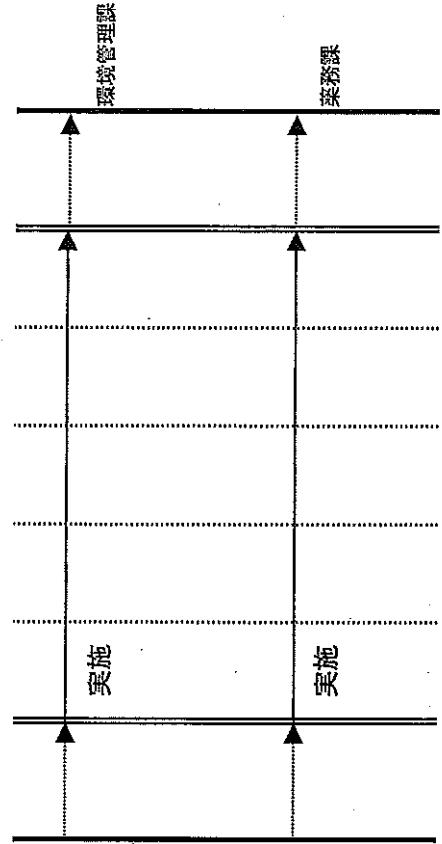
各事業所における、地震災害時の対応計画等の策定を指導するとともに、対応計画の検証を行う。

〈全事業所を指導〉

⑨企業の化学物質保有状況調査等の実施

企業における化学物質の保有状況等を調査し把握するとともに、災害時の対処計画の策定を指導する。





- ⑩企業によるリスクコミュニケーションの推進
災害時の対処計画を策定した企業が、化学物質のリスクについて地域住民との
相互理解や信頼関係を構築するために開催する懇談会等(リスクコミュニケーション)
を支援する。
〈モデル的に1事業所以上／年〉
- ⑪毒物劇物適正管理の指導・啓発の実施
毒物劇物の取扱・保管管理について指導啓発を行い、2次災害防止を図る。
〈事業所の指導300件／年〉

(2) 農林水産業における防災対策の推進

津波や地盤沈下による農地の冠水・塩害被害を想定した対策の検討を行うとともに、農林水産施設の耐震化や漁村における津波対策のほか、BCP(事業継続計画)の策定等、被災からの早期復旧と業務の継続体制の確保を図ります。

【取り組み】

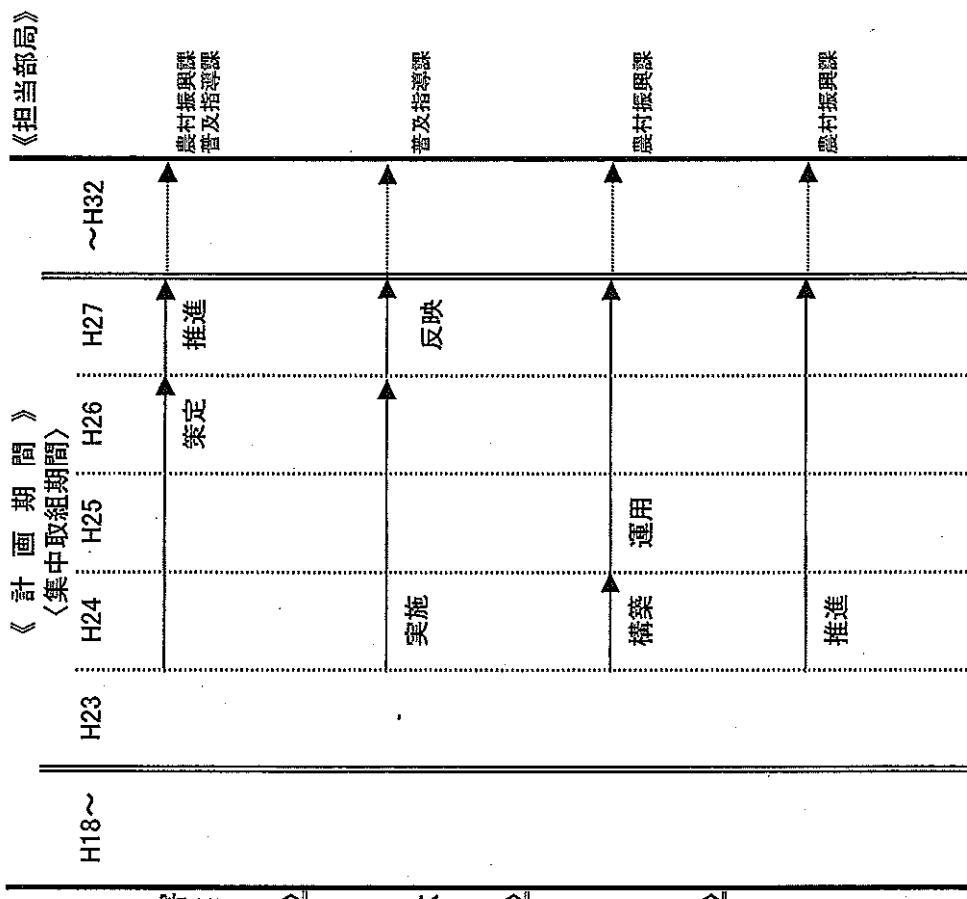
- ①農業版BCP(事業継続計画)の策定
東日本大震災の農業被害を踏まえ、本県においても長期冠水や津波による塩害被害を想定し、本県ブランド産地における早期の営農再開が可能なよう、農業版BCP(事業継続計画)を策定する。
〈26年度に策定〉

②除塩対策実証実験の実施
津波による塩害等が想定される地域の早期復旧日を図るため、県農業研究所が中心となって、除塩対策実証試験、塩分吸収作物などの新商品目の検討、現場対応型土壌診断技術の検討等を行い、農業版BCPの策定に反映する。

③GIS(地図情報システム)を用いた「早期災害復旧システム」の構築
地震津波による農地や農業用施設等の被災状況を把握し、早期復旧を図るため、GIS(地図情報システム)を用いた「早期災害復旧システム」の構築を行う。
〈24～26年度に実施〉

④早期排水機能復旧体制の整備
排水施設を管理している土地改良区等の統合整備を推進するとともに、排水機場の復旧に必要な資料のバックアップ等を行つことににより、被災が想定される施設の迅速な復旧日、復旧後の運転管理も踏まえた体制整備を推進する。

〈24年度に構築〉



⑤種苗の迅速な供給等、再生産が可能な体制の整備

三連動地震等大規模災害に備え、農林水産物の優良種苗確保や分散管理体制などについて検討する。

⑥「漁村防災・減災力向上計画」策定に対する支援の実施

漁業集落単位で、漁港や海上での避難行動のルールづくり、水産版BCPの策定、避難施設の整備、情報伝達体制の構築などを柱とする「漁村防災・減災力向上計画」策定に対する支援を実施する。

⑦漁村における津波避難施設の整備、生産施設の耐震化等に対する支援（再掲）

「漁村防災・減災力向上計画」に位置づけられた避難施設（避難路の段差解消、手すりの設置等）の整備や生産・流通施設の耐震化等に対する支援を実施する。

⑧農林水産業関係団体におけるBCP（事業継続計画）策定の促進

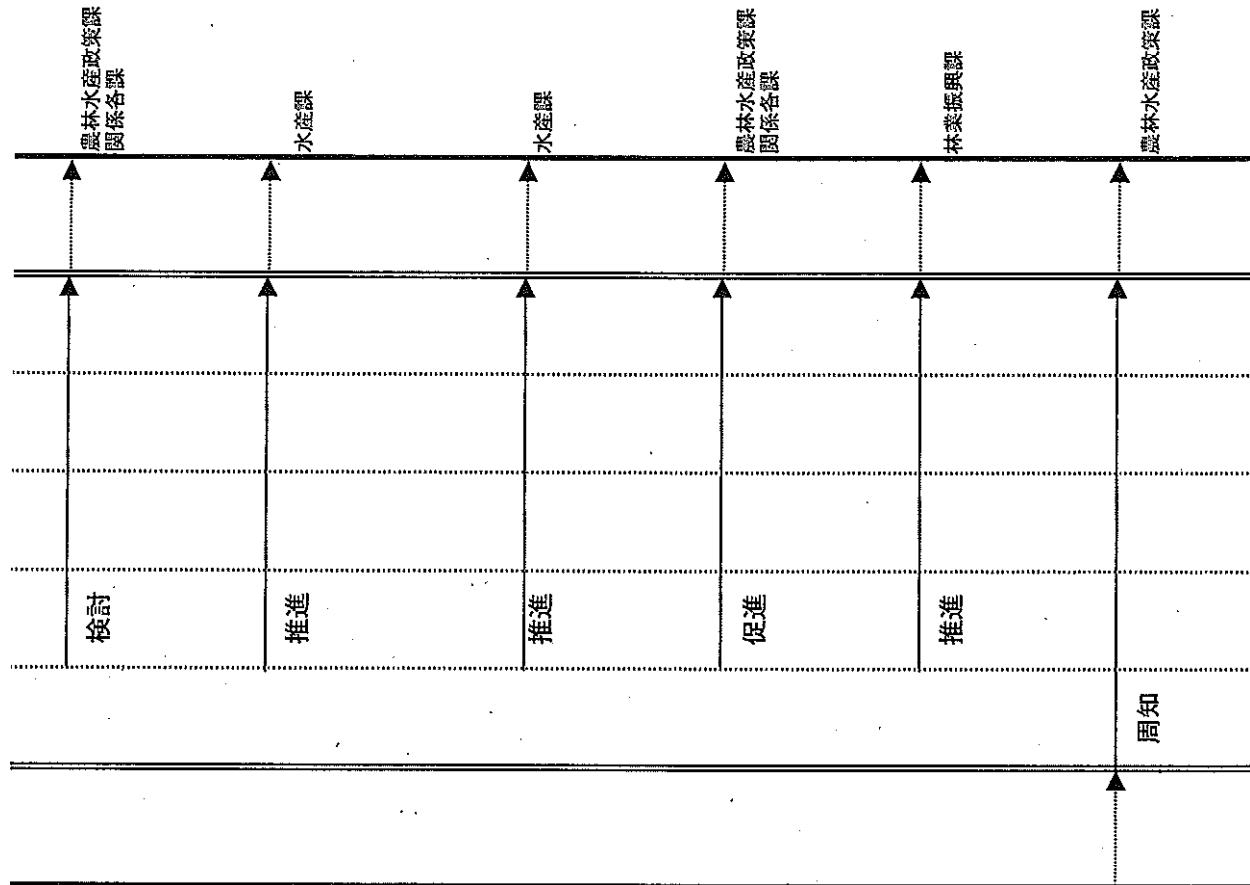
県内各地域における中核的な事業組織体である農業協同組合等、農林水産業関係団体のBCP（事業継続計画）策定を促進する。

⑨復旧用木材の安定供給・森林災害等の復旧体制整備の推進

応急仮設住宅の供給等に資するMDF合板等木材の安定供給や、森林災害等の復旧作業に不可欠な先進林業機械、木材加工施設等の整備を支援する。

⑩被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知

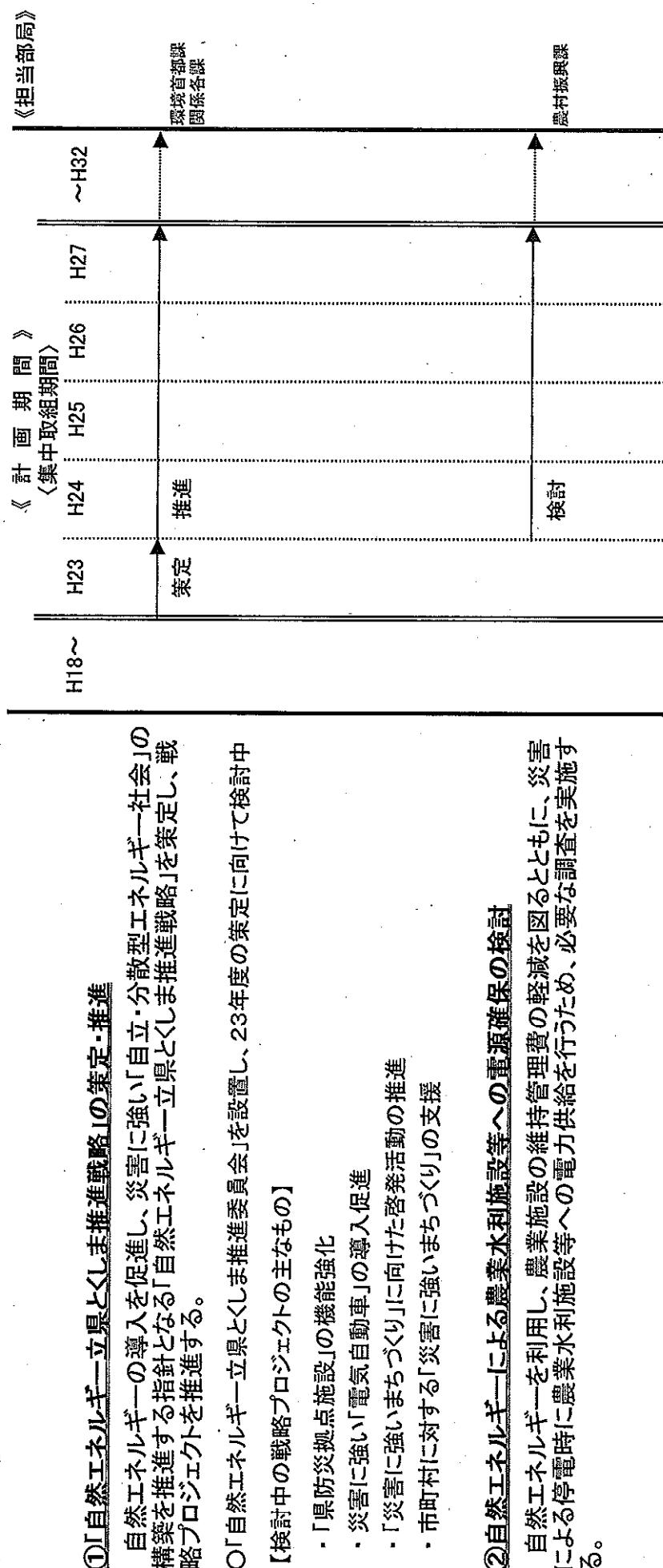
被災した県内農林水産業者が早期経営再建を図るための融資制度の周知や各種情報を提供する。



(3) 災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築

太陽光や風力等の「自然エネルギー」の導入を促進し、「一極集中型」から「自立・分散型」への電力供給システムの転換を進めながら、災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築を推進します。

【取り組み】



V 復興まちづくりの検討

(1)復興まちづくりの検討

三連動地震等大規模地震が発生した場合、全県にわたり甚大な被害をもたらすことが想定されます。このため、東日本大震災の被災自治体の取り組みを参考に、復興計画の検討項目の洗い出しや策定手順を明らかにすることにより、復興に早期着手するための取り組みを進めます。

【取り組み】

